

- ⑤ 関係機関等との連絡調整
- ⑥ 避難所開設準備
- *重要水防箇所は町水防計画に掲載

エ 災害警戒本部の組織は次のとおりとする。

災害警戒本部長	副町長		
災害警戒副本部長	教育長		
部署名	班名	課名	本部員
災害警戒本部事務局	統括班、企画班	住民課、企画広報課	危機管理監(住民課長) 企画広報課長
総務部	総務班、管財班、情報・広報班、調査班、出納班、機動協力班	総務課、財政管理課、税務課、議会事務局、会計課	議会事務局長 財政管理課長 総務課長 税務課長 会計管理者(会計課長)
厚生部	民生班、医療班、環境衛生班、機動協力班	健康福祉課、国保介護支援課、住民課	健康福祉課長 国保介護支援課長 住民課長
建設産業部	建設班、産業班、機動協力班	建設課、地域振興課、農林振興課	建設課長 地域振興課長 農林振興課長
上下水道部	上下水道班	上下水道課	上下水道課長
教育部	施設班、教育班、機動協力班	教育委員会	生涯学習課長 教育推進課長
赤穂市消防本部上郡消防署			※上郡消防署長
上郡町消防団			※団長

※1 赤穂市消防本部上郡消防署長及び上郡町消防団長は、本部機能の実効性をより高め、情報の共有化という観点から、特別に当該本部の構成員とする。

※2 各部の事務分掌は、「Ⅰ基本的事項」「第2章 防災機関の業務大綱」のとおりとする。

オ 災害警戒本部の事務は次のとおりとする。

災害警戒本部は、気象情報を収集し、必要な配備体制を決定し、職員の動員を指示するとともに災害対応にあたる。

職員の配備体制については、毎年度当初に各部において作成する。

カ 配備人員不足の場合の措置

各班において防災活動を行うため人員に不足の生じる場合は、対応状況に応じて総務部から各部の機動協力班に要請を行い、配備調整を行う。

Ⅱ 災害応急対応計画

Ⅲ 風水害応急対応計画

第1部 風水害応急対応計画

第1章 基本方針

風水害については、気象予・警報等により、事前に危険を予測することが可能な場合が多いことから、風水害の気象予・警報等の発表以降、災害の発生に到る警戒期においては、主に情報収集や伝達等を行い、早い段階から災害に備えた体制を準備する必要がある。また、災害の発生するおそれがある場合は、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む。）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要があることから、災害警戒期と災害対応期でそれぞれに必要な対応を図る。

第1節 迅速な災害応急活動体制の確立

応急対応を迅速に実施するため、気象情報等に基づき、早期の段階から状況に応じた警戒体制（連絡員体制、災害警戒本部体制）を確立し、災害が発生する可能性があるとは判断される場合は、速やかに災害応急活動体制を確立する。

また、警戒段階から自治会長等も含めた情報の収集・伝達体制を確立する。

第2節 円滑な応急活動の実施

緊急時であっても、円滑に応急活動が行えるよう、各体制時における対策の体系を示し、実施主体と行うべき対応を明確に示す。

計画の構成は、①対策の体系、②実施主体、③取組内容とし「いつ」「誰が」「何を実施するか」を示す。

第2章 災害警戒期の活動

風水害については、気象予・警報等により、事前に危険を予測することが可能な場合が多いことから、早い段階から情報収集や分析を行い、住民への注意喚起を行うことで、被害の軽減を図ることが可能であることから、警戒期の対応を明確に示し、対策を効果的に実施する。

対策の体系

災害警戒期の活動

第1節 災害警戒期の活動

第1節 災害警戒期の活動

第1項 災害警戒期の活動

災害発生のおそれがある気象予・警報等の発表、又は町域で局地的に小規模な災害発生のおそれがある場合等、連絡員（課長級職員）及び、町長・副町長、危機管理監と協議を行い、配備体制を検討し発令する。

対策の体系

- 第1 組織体制及び職員の配置
- 第2 連絡員体制の設置
- 第3 災害警戒本部の設置
- 第4 組織の設置

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	町長・副町長・ 危機管理監・連絡員	(1) 組織体制及び職員の配置
		(2) 連絡員体制の設置
		(3) 災害警戒本部の設置
		(4) 組織の設置
関係機関	上郡消防署・消防団	防ぎよ活動の準備（情報連絡等）
	兵庫県	防ぎよ活動の準備（情報連絡等）
	防災関係機関	防ぎよ活動の支援準備（情報連絡等）

本部体制 各部の構成	
部 名	担 当 課 及 び 部 署
本部事務局	住民課・企画広報課
総務部	議会事務局・財政管理課・総務課・会計課・税務課
厚生部	健康福祉課・国保介護支援課・住民課
建設産業部	建設課・地域振興課・農林振興課
上下水道部	上下水道課
教育部	教育委員会

取組内容

第1 組織体制及び職員の配置

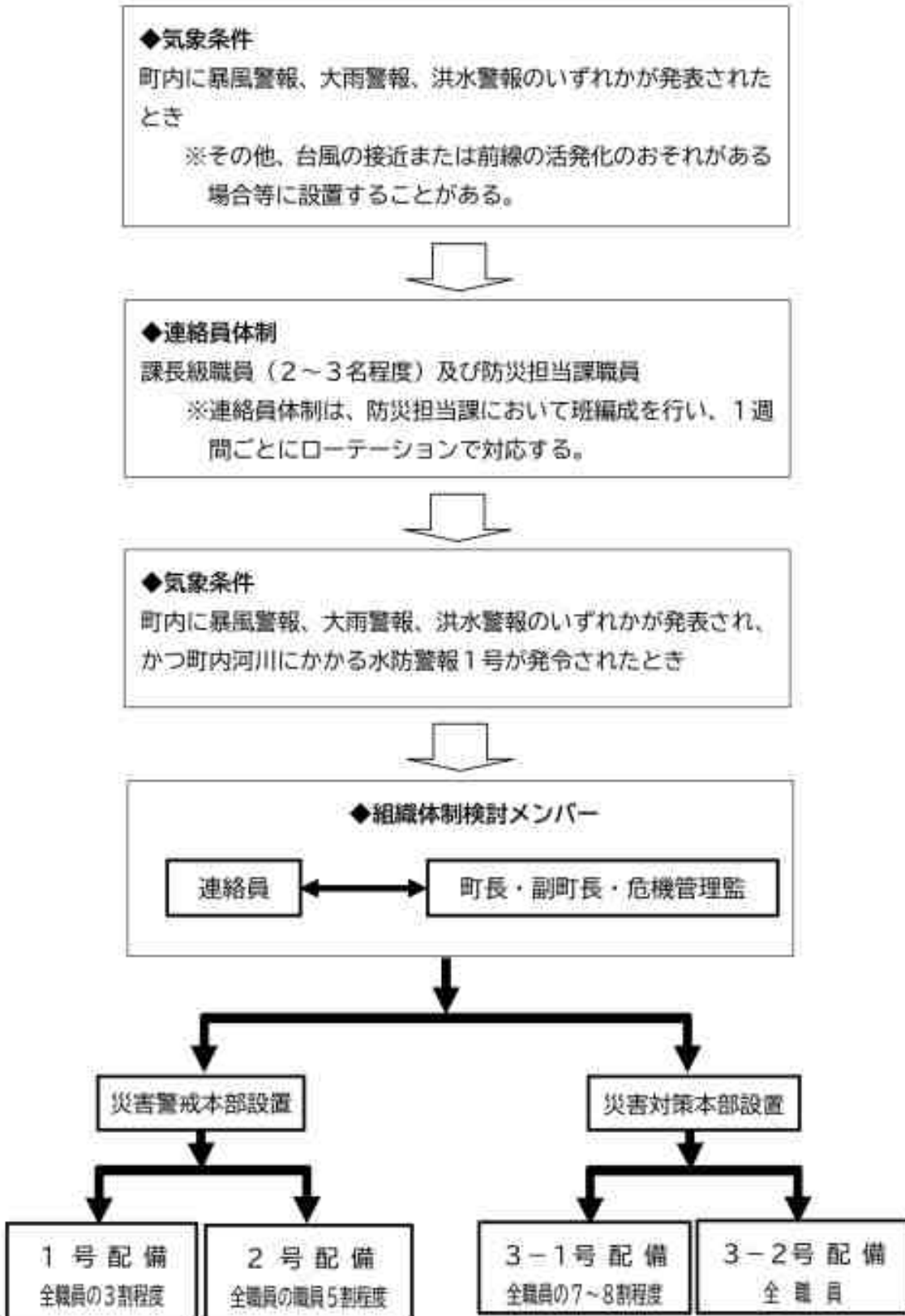
1. 組織体制及び職員の配置

風水害に対する組織体制は、町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表されたときから開始し、組織体制は組織体制検討メンバーによって協議し、職員配置及び災害警戒本部、災害対策本部の設置を検討し、職員に指示を行い迅速な対応を行う。

〈組織体制検討メンバー〉

町長・副町長、危機管理監、連絡員（課長級職員）

〈組織体制及び職員配置フロー〉



2. 各組織体制の内容

連絡員体制、災害警戒本部体制の内容は次のとおりとする。

ア 連絡員体制（予備配備）

名 称	連絡員体制（予備配備）
設置場所	住民課執務室
主な業務	1 情報収集・分析 2 防ぎよ体制の検討 3 災害警戒本部体制の確立準備 4 関係機関等との連絡調整

※暴風警報のみの場合で、大雨警報等の発令するおそれがない場合は、連絡員間で協議し自宅待機とすることができる。

イ 災害警戒本部（1号配備）

名 称	災害警戒本部（1号配備）
設置場所	本庁舎4階402会議室
主な業務	1 情報収集・分析 2 広報活動、自治会等への情報伝達 3 重要水防箇所、河川及びがけ地、管理施設、危険箇所等の巡回 4 交通規制 5 関係機関等との連絡調整 6 避難所開設準備

ウ 災害警戒本部（2号配備）

名 称	災害警戒本部（2号配備）
設置場所	本庁舎4階402会議室
主な業務	1 情報収集・分析 2 高齢者等避難の発令 3 広報活動、自治会等への情報伝達 4 重要水防箇所、河川及びがけ地、管理施設、危険箇所等の巡回 5 交通規制 6 防ぎよ活動 7 災害対策本部体制確立準備 8 関係機関との連絡調整 9 避難所開設準備（一部避難所の開設の場合あり） 10 要配慮者支援 11 水防活動

3. 災害警戒本部における事務分掌

災害警戒本部の事務分掌は、本防災計画「I基本事項 第2章 防災機関の業務大綱 第1節 ○平常時から災害対応における事務分掌」（6ページより）と同じとする。

第2 連絡員体制の設置

1. 連絡員体制（予備配備体制）

風水害に対する応急活動体制が必要な場合で、災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置するまでの状況判断や必要な指示を行うため連絡員体制をとる。

また、風水害に対して可災害警戒本部を設置する前の各体制の配備については、連絡員と町長、副町長、危機管理監による組織体制検討メンバーにおいて協議し検討する。

ア 連絡員体制（予備配備体制）の確立

次の基準に従って職員を動員し、連絡員体制（予備配備体制）を確立する。

〈設置基準〉

設置基準	参集方法
(1) 町内に次の警報のいずれかが発表されたとき。 ① 大雨警報 ② 暴風警報 ③ 洪水警報 ※暴風警報のみの場合で、大雨警報等の発令するおそれがない場合は、連絡員間で協議し自宅待機とすることができる。	警報を確認しだい自動参集
(2) 町域に次の注意報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 ① 大雨注意報 ② 強風注意報 ③ 洪水注意報 (3) 台風が接近または前線の活発化等のおそれがあるとき。 (4) 千種川上郡壘水標の水位が2mに達し、水防団待機水位の2.7mを超えるおそれがあるとき。 (5) その他、副町長等が必要と認めたとき。	副町長の指示により参集

イ 連絡員体制（予備配備体制）の配備人員

連絡員体制（予備配備体制）は、水防計画に定める予備配備体制の職員で対応する。

ウ 連絡員体制（予備配備体制）の活動内容

- ① 情報収集・分析
- ② 防ぎよ体制の検討
- ③ 災害警戒本部体制の確立準備
- ④ 関係機関等との連絡調整

エ 自主防災組織・住民等の対応

自治会・自主防災組織・事業者	住民・従業員
○防災資機材の点検 ○気象情報収集 ○町及び消防団等との連絡確認 ○避難所、避難経路の確認	○非常持ち出し品等の点検 ○気象情報収集 ○避難所、避難経路の確認

第3 災害警戒本部の設置

1. 災害警戒本部体制（第1号配備体制）

ア 災害警戒本部体制（第1号配備体制）の確立

次の基準に従って警戒本部体制（第1号配備体制）を確立する。

また、町の総力を挙げて風水害対策を実施する必要がある場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部体制を整える。

風水害に対する応急活動体制が必要な場合で、災害対策本部を設置するまでの状況判断や必要な指令は災害警戒本部が行う。

〈設置基準〉

設置基準	参集方法
(1) 町内に次の警報のいずれかが発表され、かつ千種川上郡量水標の水位が水防団待機水位の2.7mに達し、さらに上昇が見込まれるとき。 ① 大雨警報 ② 暴風警報 ③ 洪水警報 (2) 町内河川にかかる水防警報1号が発令されたとき。 (3) 水防本部長より水防指令1号が発令されたとき。 (4) 局地的な災害が発生し防ぎよが必要なとき。 (5) その他、組織体制検討メンバーが必要と認めたとき。	副町長若しくは組織体制検討メンバーの指示により参集

イ 災害警戒本部体制（第1号配備体制）の配備人員

災害警戒本部体制（第1号配備体制）は、水防計画に定める第1号配備体制の職員で対応する。

ウ 災害警戒本部体制（第1号配備体制）の活動内容

- ① 情報収集・分析
- ② 広報活動、自治会等への情報伝達
- ③ 重要水防箇所、河川及びがけ地、管理施設、危険箇所等の巡回
- ④ 交通規制

また、ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれがあると認めた場合は、直ちに災害警戒本部事務局に報告する。

第2 道路・上下水道設備の監視

建設産業部、上下水道部は、町域内の町道、河川及び上下水道を監視パトロールし、異常を確認した場合は、直ちにその状況を災害警戒本部事務局へ報告し、通行規制等応急対応が必要な場合は、迅速に対応する。

また、国・県が管理する道路河川等の被害状況について、関係機関へ定期的に確認を行い、災害警戒本部事務局へ状況を報告する。

第3 情報交換

本部事務局は、神戸地方気象台、県、上郡消防署等との情報交換等、相互連絡に努める。

また、総務部は、現地の情報収集に努め、自主防災組織、消防団等との相互連携に努める。

第4 災害警戒本部の対応

災害警戒本部は、各部・班等からの危険情報について報告を受けた時は、直ちに対応を検討し、早急に必要な指示を行うとともに、状況に応じて県（危機管理部 災害対策課、西播磨県民局 総務企画室 総務防災課）、相生警察署等へ状況の報告を行う。

1. 各種情報の確認等

河川水位、雨量、監視カメラ等の情報を確認するとともに危険情報の内容を分析し、状況に応じた対応を指示する。

2. 応急対応の決定、指示等

各部・班からの危険情報の内容に応じて、避難所の開設、避難情報の発令、交通規制や水防活動の指示、広報活動や報道機関への依頼等を決定し、県（西播磨県民局）、警察への報告を行う。また、関係者へ連絡し、要配慮者の支援等を行う。

3. 災害対策本部体制の確立

危険情報ほか、各種情報の内容に応じて、災害対策本部の設置を行う。

第5 異常現象発見時の通報

(1) 災害発生のおそれがある異常現象を発見した人は、その旨を直ちに町、警察官又は消防署や消防団員に通報する。

(2) 通報を受けた警察官等は、その旨を直ちに災害警戒本部に通報する。

(3) 通報を受けた災害警戒本部は、直ちに関係機関に連絡し、早期にそれに対する応急対策を講ずる。

(4) 通報を受けた災害警戒本部は、住民に危険が及ぶおそれがある場合等、直ちに神戸地方気

キ 自主防災組織・住民等の対応

自治会・自主防災組織・事業者	住民・従業員
○地区内の出水状況、斜面等の異常等の監視 ○地区内の要配慮者への声かけ及び避難支援 ○水防活動への協力	○近所の出水、斜面の異常等の監視 ○近所の要配慮者への声かけ及び避難支援

2. 災害警戒本部体制（第2号配備体制）

ア 災害警戒本部（第2号配備体制）の設置・動員

警戒体制において、気象情報や災害初期情報を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、災害警戒本部体制（第2号配備体制）を設置する。

〈設置基準〉

設 置 基 準	参 集 方 法
(1) 災害が発生し防ぎよが必要なとき。又はそのおそれがあるとき。 (2) 町内に土砂災害警戒情報が発令されたとき。 (3) 千種川上郡量水標の水位が3.0mに達し、氾濫注意水位の3.4mを超えるおそれがあるとき。 (4) 町内河川にかかる水防警報2号が発令されたとき。 (5) 水防本部長より水防指令2号が発令されたとき。 (6) その他、組織体制検討メンバー若しくは災害警戒本部が必要と認められたとき。	副町長若しくは、組織体制検討メンバー、災害警戒本部の指示により参集

イ 災害警戒本部の配備人員

災害警戒本部体制（第2号配備体制）は、水防計画に定める第2号配備体制の職員で対応する。

ウ 災害警戒本部体制（第2号配備体制）の活動内容

- ① 情報収集・分析
- ② 高齢者等避難の発令
- ③ 広報活動、自治会等への情報伝達
- ④ 重要水防箇所、河川及びびがけ地、管理施設、危険箇所等の巡回
- ⑤ 交通規制
- ⑥ 防ぎよ活動
- ⑦ 災害対策本部体制確立準備
- ⑧ 関係機関との連絡調整
- ⑨ 避難所開設準備（一部避難所の開設の場合あり）
- ⑩ 要配慮者支援
- ⑪ 水防活動

エ 自主防災組織・住民等の対応

自治会、自主防災組織、事業者	住民、従業員
○住民に避難情報の伝達 ○地区内の要配慮者の避難誘導、介助	○家族・近所の要配慮者の避難誘導、介助

オ 現地警戒本部の設置

災害警戒本部が設置され、当該災害の処理のため、特定地域に限定した対策を講じる必要があるときは、現地の公共施設等に現地警戒本部を設置する。

3. 災害対策本部体制への移行 ～災害対策本部の設置（第3号配備体制）～

災害警戒本部は、被害状況により災害対策本部の設置が必要であると判断した場合は、町長に状況を説明し、災害対策本部の設置を要請する。

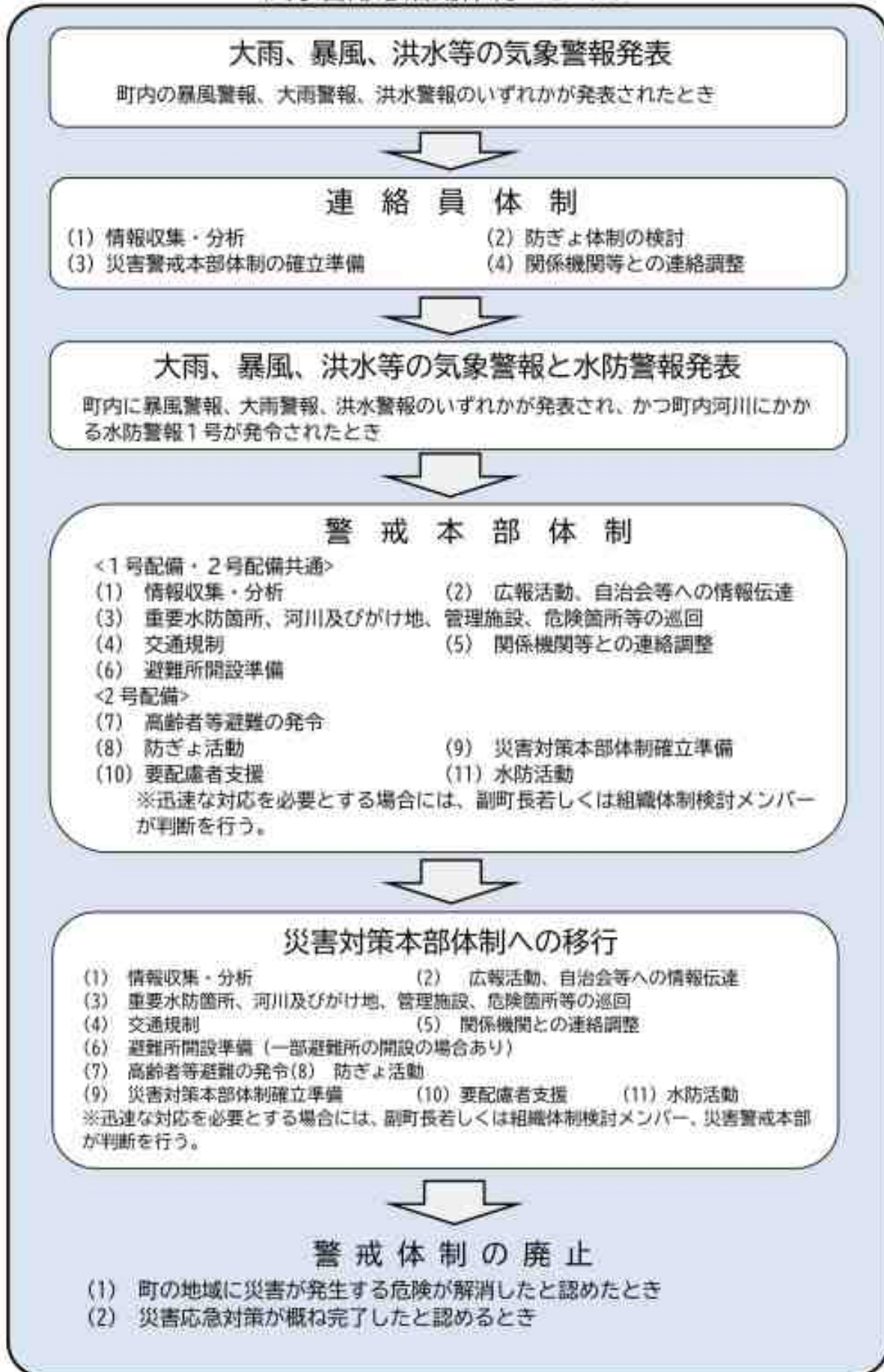
町長は、風水害により町域に大規模な被害が生じ、若しくは発生するおそれがあるとき、又は町の総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、災害対策本部を設置する。

4. 警戒体制の廃止

災害警戒本部は、次の場合において、警戒体制を廃止し、その旨を各部及び関係機関へ連絡する。

- (1) 町の地域に新たな災害がなく、警戒の必要が無くなったと判断したとき
- (2) 災害対策本部体制が配備されたとき

風水害応急活動体制のしくみ



第4 組織の設置

1. 職員の動員配備区分

災害警戒本部は、気象情報を収集し、必要な配備体制を決定し、職員の動員を指示する。

なお、大雨警報、洪水警報、暴風警報が発令された場合は、動員の指示を待たず予備配備にあたる職員は、自主的に参集し災害警戒体制を実施する。

ただし、気象警報の発令時に集中豪雨等により参集に危険があると判断した職員は、その旨組織体制検討メンバーに報告し、降雨の状況を見て参集を行うものとする。

〈配備基準〉

体制	判断基準			本部等	
	主な想定事象	気象予警報	県の 水防警報		町の 水防指令
準備体制	台風、前線等の災害誘因が発生。	気象情報			本部事務局
予備配備	台風や前線等の災害誘因が町に接近。	大雨警報 洪水警報 暴風警報			連絡員体制
第1号備	町内に小規模の災害が発生するおそれがある(生じた)。 千種川量水標の水位が水防団待機水位(2.7m)に達し、さらに上昇が見込まれるとき。	大雨警報 洪水警報 暴風警報	水防警報 1号	水防指令 1号	災害警戒本部 (必要に応じ災害対策本部体制)
第2号備	町内に中規模の災害が発生するおそれがある(生じた)。 千種川量水標の水位が3.0mを超え、さらに氾濫注意水位(3.4m)を超えるおそれがあるとき。	大雨警報 洪水警報 暴風警報 土砂災害警戒情報	水防警報 2号	水防指令 2号	災害警戒本部 (必要に応じ災害対策本部体制)
第3号備 (3-1)	町内に大規模な災害が発生するおそれがある。 千種川量水標の水位が氾濫注意水位(3.4m)に達し、さらに避難判断水位(3.8m)に達するおそれがあるとき。	土砂災害警戒情報	水防警報 3号	水防指令 3号	災害対策本部
第3号備 (3-2)	町内に大規模な災害が生じた。 千種川量水標の水位が1時間後に避難判断水位(3.8m)に達すると予想され、かつ氾濫危険水位(4.7m)に達すると見込まれるとき。	特別警報 土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報			災害対策本部

*気象状況、災害の状況に応じ、町の総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、早期に災害対策本部体制を確立し対応にあたる。

*建設産業部・上下水道部については、各部の判断で配備体制を検討する。

〈配備職員〉

配備体制	配備人員
準備体制	独自の準備
予備配備	課長級・防災担当課職員
第1号配備	全職員の3割程度
第2号配備	全職員の5割程度
第3-1号配備	全職員の7~8割程度
第3-2号配備	全職員

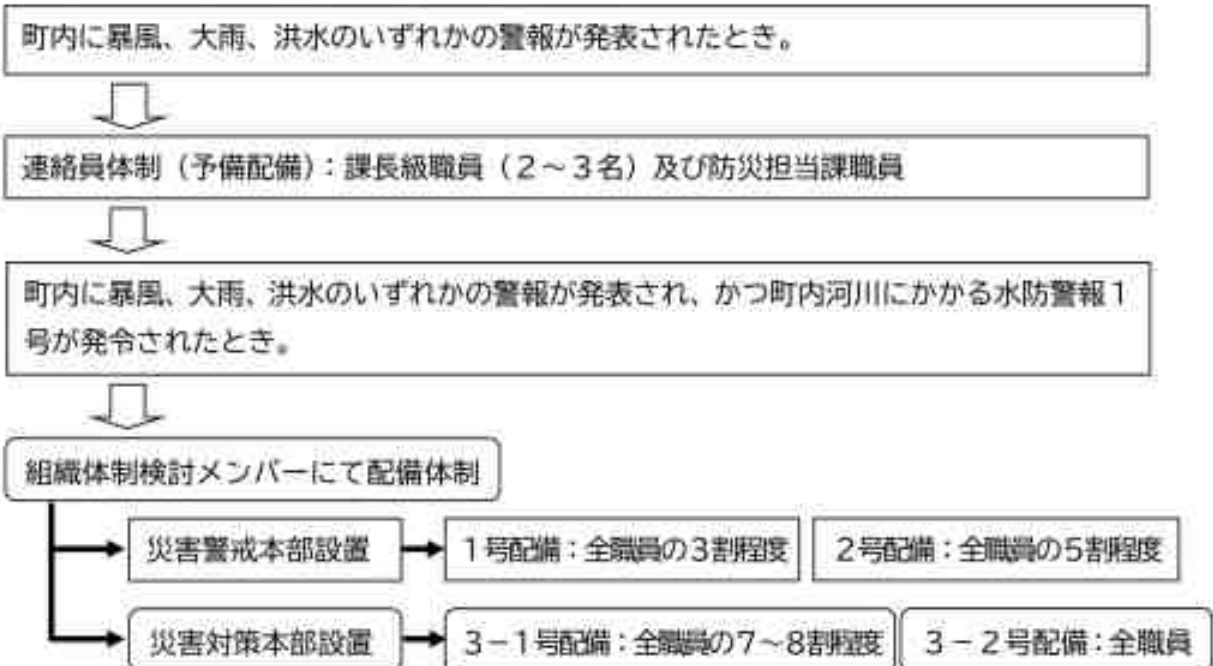
※建設産業部・上下水道部については各部の施設状況による。

2. 配備の伝達方法

職員の動員は、次の区分より組織体制検討メンバー又は災害警戒本部の配置決定に基づき実施する。

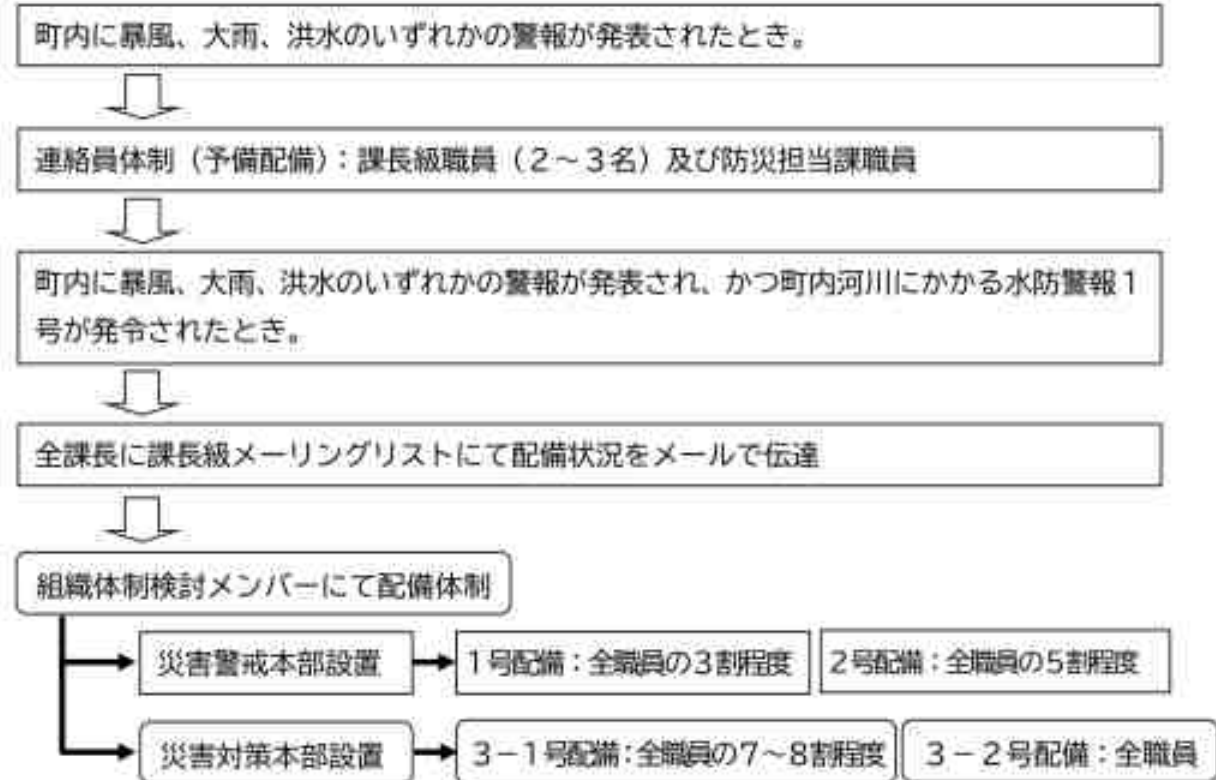
(1) 勤務時間内の場合

勤務時間内は次の連絡系統により行うものとするが、庁内放送、電話、連絡員等を用い速やかにその旨を周知するものとする。



(2) 休日、勤務時間外の場合

職員が休日又は勤務時間外の場合の動員は次のとおりとするが、課長級職員及び防災担当課職員は、気象情報等の確認に努め、配備基準に達するおそれがある場合は、職場での待機に努め、迅速な配備命令の伝達に心がけるものとする。



3. 配備の方法

配備体制をとるための配備命令は、組織体制検討メンバーにおいて次に定める方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

- (1) 勤務時間内の場合、配備命令は組織体制検討メンバーの決定に基づき、庁内放送、電話、口頭その他の方法により各課員に対し正確かつ迅速に伝達するものとする。
- (2) 勤務時間外の配備状況はメールにて全課長に配信される。その後の配備体制は組織体制検討メンバーにより協議、決定され連絡されるので、各職員への連絡方法については、それぞれの実情にあわせあらかじめ決めておき、所属職員に十分周知徹底を行うものとする。

(注) 職員は、昼夜の別、あるいは交通機関の有無を問わず、最も短時間に登庁できる方法で登庁しなければならない。

4. 災害における職員の注意事項

- (1) 各職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を充分習熟し、災害が発生するおそれがあり、又は災害の発生を察知したときは、配備命令がない場合であっても、速やかに定められた部署へ参集し、防災活動を行うものとする。

- (2) 各職員は、異常天候等の場合においては、配備命令のない場合であっても、ラジオ・テレビ等の気象情報等に注意し、状況に応じ電話等の方法をもって所属長との連絡をとり、必要に応じて所属長の指揮下に入るように努めるものとする。
- (3) 配備命令を受けた職員は、最も短時間で参集し、配備につくものとする。
- (4) 交通機関が途絶した場合にあっては、徒歩等可能な限りの方法をもって参集し、配備につくものとする。
- (5) 参集した職員は、速やかに所属長に参集した旨報告するものとする。
- (6) 気象警報の発令時に集中豪雨等により参集に危険があると判断した職員は、その旨所属長に報告し、降雨の状況を見て参集を行うものとする。
- (7) 次に掲げるような事由により、勤務地に参集することが困難な場合は、原則として家族を含めた安否情報を所属長に報告した上で、自宅等で待機するものとする。その際には、所属からの連絡が取れるよう留意し、周辺の状況把握に努めつつ所属からの指示を待つものとする。
- ① 災害発生時に職員自身が療養中であるとき。
 - ② 職員または家族等が死亡したとき。
 - ③ 職員または家族等が負傷し、治療または入院の必要があるとき。
 - ④ 職員の住宅または職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき。
 - ⑤ 家族の安全が確保できていないとき。

Ⅲ

災害応急対応計画

第1部

風水害応急対応計画

第2項 気象観測情報等の収集伝達

正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

対策の体系

- 第1 気象情報等の監視・情報収集
- 第2 道路・上下水道設備の監視
- 第3 情報交換
- 第4 災害警戒本部の対応
- 第5 異常現象発見時の通報

実施主体

	担当部署	項目
町担当	本部事務局 総務部	(1) 気象情報等の監視・情報収集 ・雨量等気象情報の監視 ・河川情報等の監視 ・重要水防箇所等の監視
	建設産業部・上下水道部	(2) 道路、上下水道設備の監視
	本部事務局・総務部	(3) 情報交換
	本部事務局	(4) 災害警戒本部の対応
住民	住民	(5) 異常現象発見時の通報
	消防団	重要水防箇所等の監視
関係機関	兵庫 県	防ぎよ活動の準備（情報連絡等）
	防災関係機関	防ぎよ活動の支援準備（情報連絡等）
	ため池管理者	ため池水位の監視

取組内容

第1 気象情報等の監視・情報収集

1. 雨量等気象情報の監視

本部事務局及び総務部は、気象庁の気象情報、県の警戒情報、管内雨量観測所の情報等を集約し、常に的確な気象状況の把握に努め、雨量等が下記の基準に達したときは災害警戒本部事務局に報告する。

- (1) 24 時間降雨量が80mmに達したとき
- (2) 表面雨量指数が注意報基準値の9を超えたとき
- (3) 土砂災害警戒情報が発表されたとき

2. 河川情報等の監視

(1) 本部事務局及び総務部は、管内の河川水位観測所等の情報を集約し、以下の場合は、その状況を災害警戒本部事務局へ報告する。

ア 千種川上郡壘水標の水位が各通報水位に達するおそれがあるとき。

河川名	壘水標	所在地	水位 (m)			
			水防留待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
千種川	上郡	上郡町上郡	2.70	3.40	3.80	4.70

イ 千種川、安室川、鞍居川の流域雨量指数が各基準に達するおそれがあるとき。

基準河川	警報基準				注意報基準		
	基準Ⅲ	基準Ⅱ		基準Ⅰ	基準Ⅰ		
		流域雨量指数	流域雨量指数		流域雨量指数	表面雨量指数	
千種川流域	—	—	—	—	—	—	
安室川流域	16.6	15.1	—	—	12	11.8	
鞍居川流域	14.8	12.6	11.3	7	10	10	

※基準Ⅰ・Ⅱは、気象庁が発表する警報注意報の発表基準。また、基準Ⅲは、基準Ⅱよりも一段高く設定した警報基準で、河川流域で発生した外水氾濫による重大な浸水害が発生する恐れが高くなっている状況。

*1 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水害の危険度が高まるかを把握するための指標です。降った雨が、地表面や地中を通して河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を指数化したもの。

*2 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを把握するための指標です。降った雨が地中に浸み込まずに、地表面にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

3. 主に監視するシステム（雨量等気象情報・河川情報）

国土交通省	気象庁
市町村向け川の防災情報（雨量、水位外）	防災情報提供システム（流域雨量指数外全般）

兵庫県	上郡町
フェニックス防災システム（全般） 土砂災害情報提供システム（土砂災害） 千種川流域河川情報システム（水位外）	雨量監視システム（雨量、風速） 監視カメラ（河川水位、道路浸水）

4. 重要水防箇所等の監視

消防団は、人員配置の調整をとり、重要水防箇所の監視を行い、危険箇所等を確認した時は直ちに災害警戒本部事務局へ報告する。

象台、県地方機関（西播磨県民局 総務企画室 総務防災課、光都農林振興事務所、光都土木事務所）及び関係機関に通報するとともに、住民に対してその周知徹底を図る。

〈異常現象の種類〉

水 害	① 堤防の亀裂又は欠け、崩れ ② 堤防からの越水 ③ 堤防の天端の亀裂又は沈下 ④ 堤防付近での濁り水の吹き出し 等
-----	---

*この項において、災害警戒本部体制が確立するまでの各部・班の対応は、本部事務局の指示に従い、参集した人員で対応するものとする。

Ⅲ

災害応急対応計画

第1部

風水害応急対応計画

第3項 水防警報及び水防情報

水防警報は、西播磨県民局長が上郡町の水防活動に対して、待機、準備、出動等の指針を与えるために発令される。また、千種川において、氾濫のおそれがある場合に、気象庁から指定河川洪水予報が発表される。上郡町は、その情報の目的及び性質を十分理解するとともに、伝達の系統、方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努める。

対策の体系

- 第1 警報等への対応
- 第2 水防警報の伝達
- 第3 発令基準等

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本 部 事 務 局 部 総 務 部	(1) 警報等への対応
		(2) 水防警報の伝達
		(3) 発令基準等
関係機関	兵 庫 県	防ぎよ活動の準備（情報連絡等）
	防 災 関 係 機 関	防ぎよ活動の支援準備（情報連絡等）

取組内容

第1 警報等への対応

1. 水防警報

国土交通大臣又は知事が指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発令する。（水防法第16条第1項）

(1) 知事が発令する水防警報

知事が指定する河川（千種川）において洪水が生ずるおそれがあると認められる場合は、西播磨県民局長は、直ちに水防警報を発し、関係水防管理者に通知する。

町長は、上記の通知を受けたときは、直ちに本部事務局に通報し、必要な配備体制を指示する。

(2) 水防情報

水防本部長は、西播磨県民局長からの報告等により、自ら掌握した情報もあわせて、関係水防管理者に通知する。

町長は、上記の通知を受けたときは、直ちに本部事務局に通報し、情報収集に努める。

第2 水防警報の伝達

1. 知事が発表する水防警報

〈水防警報の伝達経路図〉



第3 発令基準等

〈水防警報の種類、内容及び発表基準〉

種類	内容	発表基準
第1号 (待機)	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。	千種川の上郡量水標の水位が水防警報1号発令水位(2.7m)に達し、さらに水位等が上昇するおそれがあるとき。
第2号 (準備)	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動できる体制を準備させるもの。	千種川の上郡量水標の水位が水防警報2号発令水位(3.2m)に達し、氾濫注意水位(3.4m)に達するおそれがあるとき。 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。
第3号 (出動)	水防活動に出動させるもの。	千種川の上郡量水標の水位が水防警報3号発令水位(3.4m)に達し、さらに水位等が上昇するおそれがあるとき。 水防事態が切迫し、または水防体制の規模が大きくなったとき。
第4号 (解除)	水防活動を終了させるもの。	千種川の上郡量水標の水位が氾濫注意水位(3.4m)を下回り、今後水位等が上昇する見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき。

〈水防警報の対象となる千種川の水位〉

河川名	量水標	所在地	水位 (m)					発令 区間
			水防団待 機水位	氾濫注意 水位	避難判 断水位	氾濫危険 水位	堤防高	
千種川	上郡	上郡町上郡	2.70	3.40	3.80	4.70	左岸 6.88 右岸 7.23	上郡町 赤穂市

Ⅲ

災害応急対応計画

第1部

風水害応急対応計画

第4項 水防情報の伝達

風水害による被害の軽減を図るため、町は、緊急を要する気象警報や洪水警報等について、迅速かつ確実に住民に伝達を行う。

対策の体系

第1 情報伝達方法

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	総 務 部	(1)情報伝達方法
関係機関	防 災 関 係 機 関 消 防 機 関	被害情報等の情報交換 情報伝達の支援

取組内容

第1 情報伝達方法

1. 緊急広報

災害発生初期の緊急を要する情報は、次の方法に基づき伝達する。

(1) 広報車による広報

総務部は、警察、消防と協力して消防車両等による緊急広報を行う。

(2) 屋外拡声器による広報

総務部は、屋外拡声器の設置されている地域について、緊急放送を行う。

(3) ケーブルテレビ等による広報

総務部は、ケーブルテレビ、ホームページ、ひょうご防災ネット等を活用して、緊急情報の伝達を行う。

(4) 自治会長等への連絡

総務部は、緊急を要する情報で住民に伝達する必要がある場合は、自主防災組織の長または自治会長への連絡を行い、住民への周知を図る。

第5項 応急警戒活動

町及び関係機関は、気象警報その他災害に関する情報が発せられたとき、又は小規模な災害が発生した場合、注意体制として「情報収集・交換」「水防活動」「ライフライン・交通警戒活動」等の対応を行うため、必要に応じて警戒本部体制を確立して災害に備えるものとする。

対策の体系

- 第1 情報収集・交換
- 第2 水防活動
- 第3 ライフライン・交通警戒活動

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本部事務局・総務部	(1) 情報収集・交換
	建設産業部	(2) 水防活動
	総務部 上下水道部	(3) ライフライン・交通警戒活動
関係機関	兵庫県	防ぎよ活動（情報連絡等）
	警察機 消防機 関	防ぎよ活動（危険箇所の巡視等）、 避難路の通行確保、避難誘導、広報活動、 避難者の保護等
	その他の防災関係機関	防ぎよ活動（情報連絡等）

取組内容

第1 情報収集・交換

本部事務局及び総務部は、気象情報の収集、分析、住民への情報伝達や住民からの情報収集等を行い、必要な情報を災害警戒本部事務局へ報告する。本部事務局は総務部（情報・広報班）からの情報を整理、分析を行う。また、厚生部は情報を適宜要配慮者及び関係施設へ伝達すると共に、支援等の必要性を確認し、必要があれば避難等の支援を行う。

第2 水防活動

1. 水防活動

消防機関は、町域における河川、ため池の越水・破堤等により災害の発生が予想される場合、又は発生した場合において水防活動を迅速かつ効果的に行う体制を確立し、水害を警戒・防ぎよし、これによる被害の軽減を図る活動を実施する。

(1) 災害警戒本部体制

気象予警報、観測情報、水防警報等により災害の発生するおそれがある場合は、水防機関と連携して、災害警戒本部体制をとり警戒活動や水防活動にあたる。

2. 河川、ため池の監視

(1) 警戒基準

ア 水防警報の「1号（待機）、2号（準備）」が発せられたとき

イ その他水防上必要があると認められるとき

(2) パトロール

建設産業部は、上郡消防署及び消防団等関係者と連携して河川、ため池を巡視し、水位、堤防等の状況、点検、監視を行う。

3. 応急措置

(1) 建設産業部・上下水道部は、水門、樋門等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

(2) 町管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の開閉等の措置をとる。

(3) 災害により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、水防工法等により応急措置を講ずる。

(4) 水防危険箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずるとともに、関係機関へ通報する。

4. 資機材の調達

各部は現有の資機材を優先的に活用し、なお、不足する場合には総務部において現地調達あるいは光都土木事務所、西播磨広域防災拠点、その他関係業者等から調達を行う。

第3 ライフライン・交通警戒活動

ライフライン、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1. ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

(1) 上水道及び下水道管理者

- ア 緊急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の確保

(2) 電力（関西電力送配電株式会社）

- ア 緊急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の確保

(3) ガス（（一社）兵庫県 LP ガス協会）

- ア 緊急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保

(4) 電気通信（西日本電信電話株式会社）

- ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
- ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- キ その他安全上必要な措置

2. 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

(1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、智頭急行株式会社）

- ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
- イ 適切な社内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路施設（建設産業部、光都土木事務所、姫路河川国道事務所）

- ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
- イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

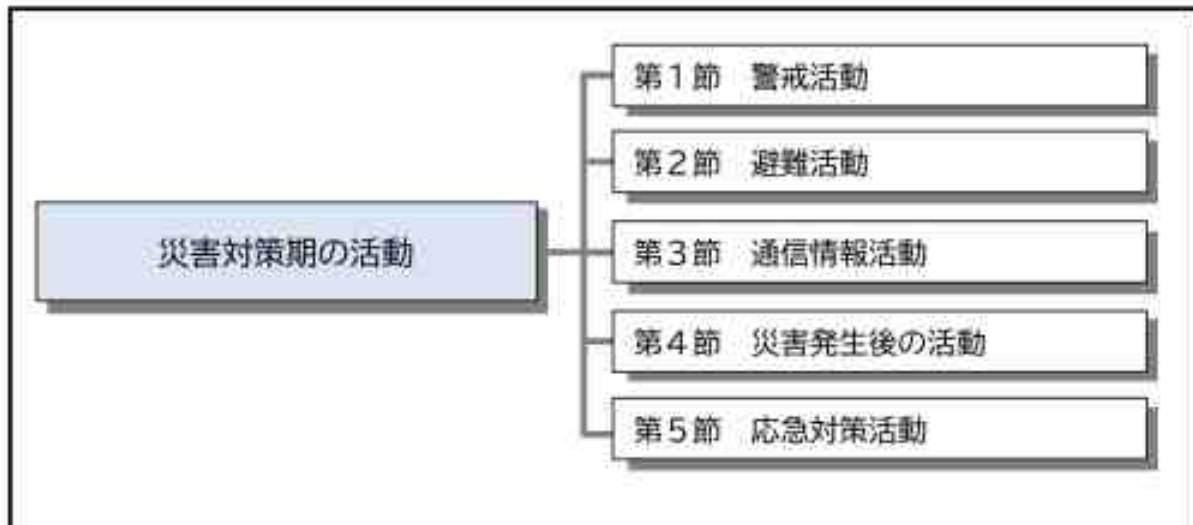
(3) バス路線（株式会社ウイング神姫相生営業所）

- ア あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
- イ バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、町及び関係機関にその状況を報告交通規制等に関する指示を求める。

第3章 災害対策期の活動

大規模な風水害の発生は、家屋の倒壊や浸水、道路・交通網の寸断等の災害の多発を伴うことが予想される。また、本町においては、千種川他各河川等が氾濫した場合には、多数の住民を避難させる必要がある。そのため、対策期の活動を明確に示し、風水害発生における応急対策活動を迅速かつ効果的に実施する。

対策の体系



第1節 警戒活動

第1項 災害対策本部体制

町域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、町長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の2及び上郡町災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

対策の体系

- 第1 本部の設置
- 第2 組織の設置
- 第3 各部の事務分掌

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本 部 事 務 局	(1) 本部の設置
		(2) 組織の設置
		(3) 各部の事務分掌
関 係 機 関	兵 庫 県 警 防 機 関	防ぎょ活動（通信連絡、警戒巡視、県管理河川における水防活動等）
	その他の防災関係機関等	各災害対策組織の設置、連絡、活動等

取組内容

第1 本部の設置

1. 応急活動体制（第3号配備体制）

風水害に対する応急活動体制が必要な場合で、災害対策本部を設置するまでの状況判断や必要な指令は組織体制検討メンバー若しくは災害警戒本部が行う。町長は、風水害により町域に大規模な被害が生じ、若しくは発生するおそれがあるとき、又は町の総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、災害対策本部を設置し、災害対策本部体制を配備する。

なお、急激な集中豪雨により被害が発生し、若しくは発生するおそれが生じた時は、警戒期の対応を行うことなく、早期に災害対策本部体制を配備する。

Ⅲ

災害応急対応計画

第1部

風水害応急対応計画

〈本部の設置基準〉

体制	基準	参集方法
3号配備 (3-1)	(1) 大規模な被害が生じるおそれがあるとき。 (2) 土砂災害警戒情報が発令され、災害発生のおそれがあるとき。 (3) 千種川の洪水警報が発令されたとき。 (4) 千種川上郡量水標の水位が氾濫注意水位 3.4mに達し、避難判断水位の 3.8mを超えるおそれがあるとき。 (5) 町内河川にかかる水防警報3号が発令されたとき。 (6) 水防本部長より水防指令3号が発令されたとき。 (7) その他、町長が必要と認めたとき。	町長若しくは組織体制検討メンバー、災害警戒本部の指示により参集
3号配備 (3-2)	(1) 大規模な被害が生じたとき。 (2) 町内に特別警報が発令されたとき。 (3) 千種川の洪水警報が発令され、災害発生のおそれがあるとき。 (4) 水防本部長より水防警報2号又は3号が発令され、1時間後に避難判断水位の 3.8mに達すると予想され、かつ氾濫危険水位の 4.7mに達すると予想されるとき。 (5) 土砂災害警戒情報が発表され、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 (6) 短時間で記録的な豪雨が発生したとき。 (7) その他、町長が必要と認めたとき。	町長若しくは組織体制検討メンバー、災害警戒本部の指示により参集

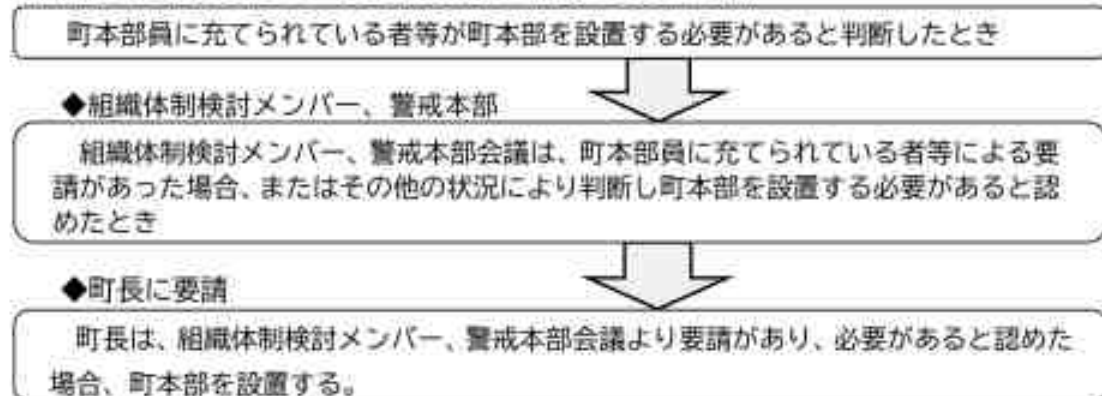
2. 町本部の設置場所

災害対策本部は、町長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として本庁舎内に置く。なお、災害対策本部を設置したときは、所在を明確にするため「上郡町災害対策本部」の掲示を行う。また、災害応急対策に従事する職員は原則として腕章を着用するものとする。

3. 町本部の設置要請

町本部員に充てられている者が、町本部を設置する必要があると判断したときは、次のとおり、町長に町本部の設置を要請する。

〈町本部員に充てられている者等による本部設置の要請手続〉



※ただし、課長等は、上記の手続きをとることができない非常事態にあつては、直ちに本部の設置を行い、事後速やかに町長の承認を得る。

4. 町本部の開設

(1) 町本部の標旗等の設置

町本部を設置する町役場の正面玄関または適当な場所に「上郡町災害対策本部」の標旗を掲示する。また、町の地域に現地本部を設置する場合は、設置した場所に「上郡町現地対策本部」の標旗を掲示する。

(2) 本部の表示

腕章等：災害対策業務の従事者は、原則として腕章を着用し、身分証明書を携帯する。

標旗等：災害対策業務に使用する車両には、原則として「上郡町災害対策本部」の標旗等を掲示する。

看板：災害対策業務に使用する拠点施設には、原則として「上郡町災害対策本部」の看板を掲示する。

(3) 町本部の設置の通知

町本部を設置したとき、本部事務局は、速やかに町本部員のほか、県に対しフェニックス防災システム等でその旨を通知するとともに、関係機関に電話その他適当な方法により通知する。また、通知の際は、必要に応じて町本部との連絡調整を行う町本部連絡員の派遣を要請する。

〈通知先〉

住民、兵庫県、相生警察署、その他必要と認められるもの

5. 町本部の廃止

本部長は、町の地域に災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、本部の廃止を決定する。また、本部を廃止したときは、速やかに関係機関等にその旨を通知する。

6. 現地災害対策本部の設置

町長は、被災地での応急対応や関係機関との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて現地に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）を設置することができる。

〈現地災害対策本部の設置基準〉

	現地災害対策本部
設置基準	災害対策本部が設置され、当該災害の処理のため、特定地域に限定した対策を講じる必要があるとき。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ① 現地の災害応急対策が概ね終了したとき。 ② 災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消したとき。
設置場所	現地の公共施設等

(1) 現地本部長等の指名

現地本部の本部長及び本部長は、災害対策本部長が副本部長、本部長、その他の職員のうちから指名する。

(2) 現地本部の任務

現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理する。

(3) 設置場所

現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

(4) 県の現地災害対策本部との連携

町本部は、町内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは、県の現地災害対策本部を受け入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

(5) 災害対策に係る現地災害対策本部長の行為

現地災害対策本部長は、防災対策上緊急を要するときは、町長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地災害対策本部長は、その旨を速やかに町長に報告する。

- ① 高齢者等避難の発令（災害対策基本法第56条第2項）
- ② 避難指示の発令（災害対策基本法第60条第1項、町長の権限）
- ③ 立退きの指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
- ④ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）
- ⑤ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）
- ⑥ 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

第2 組織の設置

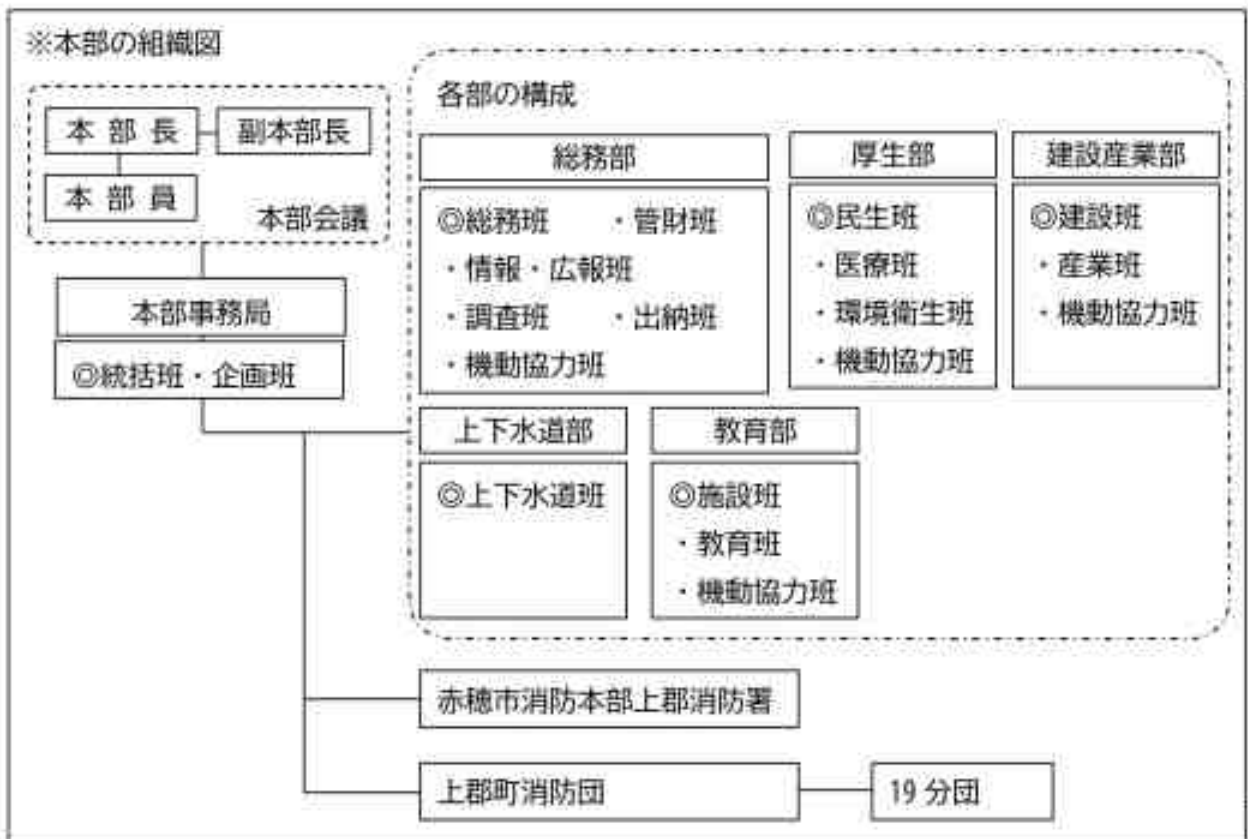
1. 警戒体制から災害対策本部体制への移行

本部長は、町の地域において甚大な災害が発生するおそれがあるときは、警戒体制を廃止し、災害対策本部体制へ移行する。

2. 災害対策本部体制

災害対策本部体制として、災害対策本部を設置し、災害対策本部会議及び部を置き、各部に職員を配備する。

災害対策本部体制の組織構成は、以下の「災害対策本部体制の組織」のとおりとする。



※◎の班が部を統括する。

3. 災害対策本部の組織

本部長は町長とする。ただし、町長による指揮・監督が困難な場合、若しくは町長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、次の順位により本部長の職務を代行する。

〈町長不在の場合における本部長職務の代行順位〉

- 第1順位:副町長
- 第2順位:教育長
- 第3順位:その場における最高責任者

〈災害対策本部会議員（以下「本部員」という。）の構成〉

	本部員
本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	危機管理監（住民課長）、企画広報課長、建設課長、総務課長、議会事務局長、財政管理課長、税務課長、健康福祉課長、国保介護支援課長、地域振興課長、農林振興課長、上下水道課長、会計管理者（会計課長）、生涯学習課長、教育推進課長、※赤穂市消防本部上郡消防署長、※上郡町消防団長
出席を求めることができる者	議長、副議長、社会福祉協議会事務局長
本部連絡員	必要に応じ所属長が指名する者
本部会議	本部長、副本部長、本部員他をもって構成し、本部長が招集する。

※1 赤穂市消防本部上郡消防署長及び上郡町消防団長は、本部機能の実効性をより高め、情報の共有化という観点から、特別に当該本部の構成員とする。

※2 出席を求めることができる者は、表に記載の者とするが、災害の状況により適宜追加する。

4. 本部長、副本部長、本部員の任務

職名	主な任務
本部長	① 町本部会議の議長となること ② 避難の指示等を行うこと ③ 警戒区域の設定を行うこと ④ 国、県、自衛隊、防災関係機関、他自治体、住民・事業所・関係団体等への支援協力要請を行うこと ⑤ その他本部が行う応急・復旧対策の重要事項について基本方針を決定すること ⑥ 本部事務を統轄し、本部の職員を指揮監督すること
副本部長	① 各対策部間の調整に関すること ② 本部長を補佐し、本部長が不在若しくは事故あるときは、本部長の職務を代理すること
本部員	① 対策部長として、担当部の職員を指揮監督すること ② 本部会議の構成員として、災害対策に関する重要事項、基本方針等の事案を審議すること ③ 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるときは、本部長、副本部長の職務を代理すること ④ 対応の必要な事項について、随時状況に応じた対応を検討し、関係部署へ指示すること。 ※本部員に事故ある場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。

5. 本部会議、事務局の任務

本部会議	① 町本部の基本方針、災害に関する重要事項を協議するため、本部長は随時本部会議を招集する。 ② 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長を務める。
事務局	① 本部会議を迅速かつ適切に行うため、本部に本部会議の事務局を置く。 ② 本部会議事務局は、住民課・企画広報課で構成する。

6. 職員の動員配置区分

職員の動員は、次の区分より実施する。本部長は、災害情報を収集し、配備体制を決定して職員の動員を指示する。本部長が指示を行えないときの代行者は、本部設置時の職務の代理順位による。

配備基準及び配備職員については、第2章「災害警戒期の活動」第4「組織の設置」1.「職員の動員配備区分」(配備基準)及び(配備職員)のとおりとする。

7. 配備の伝達方法

職員の動員は、次の区分より、本部長の配置決定に基づき実施する。

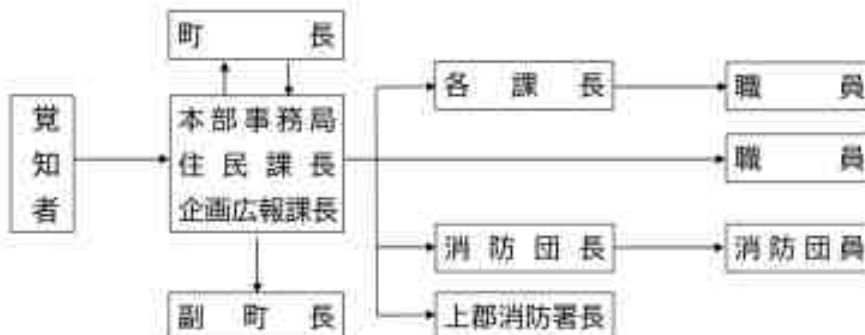
(1) 本部体制が確立している場合

次の連絡系統により行うものとするが、庁内放送、電話、連絡員等を用い速やかにその旨を周知するものとする。



(2) 本部体制が確立していない場合

職員は、急激な気象変動や風雨等による異常現象が発生した場合で、早急に対策本部を設置し対応する必要があると判断した場合は、異常を覚知した職員が、電話等を用い、速やかにその旨を連絡するものとする。



*住民課長または企画広報課長が対応できない場合は、あらかじめ防災、消防担当への連絡を指示するものとする。

8. 配備の方法

本部長が決定した配備体制をとるための配備命令は、各課長において次に定める方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

(1) 災害対策本部未設置の場合

① 各課長は、常に気象状況その他災害の現況を把握し、災害が発生しまたは発生することを察知した場合は、勤務時間外であってもこれに対処できる体制を整えておくものとする。

(2) 災害対策本部を設置した場合

① 勤務時間内の場合、配備命令は本部会議の決定に基づき、庁内放送、電話、口頭その他の方法により各課員に対し正確かつ迅速に伝達するものとする。

② 勤務時間外の配備状況はメールにて全課長に配信される。その後の配備体制は本部会議により協議、決定され連絡されるので、各職員への連絡方法については、それぞれ実情にあわせ、あらかじめ定めておき、所属職員に十分周知徹底を行うものとする。

(注) 職員は、昼夜の別、あるいは交通機関の有無を問わず、最も短時間に登庁できる方法で登庁しなければならない。

9. 災害における職員の注意事項

(1) 各職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を充分習熟し、自己の任務に関連した災害が発生するおそれがあり、又は災害の発生を察知したときは、配備命令がない場合であっても、速やかに定められた部署へ参集し、防災活動を行うものとする。

(2) 各職員は、異常天候等の場合においては、配備命令のない場合であっても、ラジオ・テレビ等の気象情報等に注意し、状況に応じ電話等の方法をもって所属長との連絡をとり、必要に応じて所属長の指揮下に入るように努めるものとする。

(3) 配備命令を受けた職員は、最も短時間で参集し、配備につくものとする。

(4) 交通機関が途絶した場合にあっては、徒歩等可能な限りの方法をもって参集し、配備につくものとする。

(5) 参集した職員は、速やかに所属長に参集した旨報告するものとする。

(6) 気象警報の発令時に集中豪雨等により参集に危険があると判断した職員は、その旨所属長に報告し、降雨の状況を見て参集を行うものとする。

(7) 次に掲げるような事由により、勤務地に参集することが困難な場合は、原則として家族を含めた安否情報を所属長に報告した上で、自宅等で待機するものとする。その際には、所属からの連絡が取れるよう留意し、周辺の状況把握に努めつつ所属からの指示を待つものとする。

① 災害発生時に職員自身が療養中であるとき。

② 職員または家族等が死亡したとき。

③ 職員または家族等が負傷し、治療または入院の必要があるとき。

- ④ 職員の住宅または職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき。
- ⑤ 家族の安全が確保できていないとき。

10. 配備人員不足の場合等の措置

- (1) 各部において防災活動を行うため人員に不足の生じる場合、若しくは事務分掌に対応する職員を必要とする場合は、対応状況に応じて本部事務局が調整を行う。
- (2) 本部の職員全員をもってなお不足する場合は次のいずれかの方法による。

方 法	備 考	内 容
会計年度任用職員の応援を求める		
他の公共団体等の応援を求める	相互応援協力計画による	
民間団体の協力を求める	応援要請計画による	自主防災組織の長または自治会長等
自衛隊員の派遣を要請する	応援要請計画による	陸上自衛隊第3師団第3特科隊
民間業者に委託する		

11. 標識

本部長、副本部長、本部員、部員は、災害対策に係わる業務に従事するときは、原則として災害対策本部用の腕章をつけるものとする。

第3 各部の事務分掌

事務分掌は、本防災計画「I 基本的事項 第2章 防災機関の業務大綱 第1節 ○平常時から災害対応における事務分掌」(6ページより)と同じとする。

Ⅲ

災害応急対応計画

第1部

風水害応急対応計画

第2項 水防活動

町及び水防関係機関は町域における河川、ため池の越水・破堤等により災害の発生が予想される場合、又は発生した場合において水防活動を迅速かつ効果的に行う体制を確立し、水害を警戒・防ぎよし、これによる被害の軽減を図る活動を実施する。

対策の体系

- 第1 情報収集
- 第2 警戒活動
- 第3 情報交換
- 第4 応急措置
- 第5 資機材の調達

実施主体

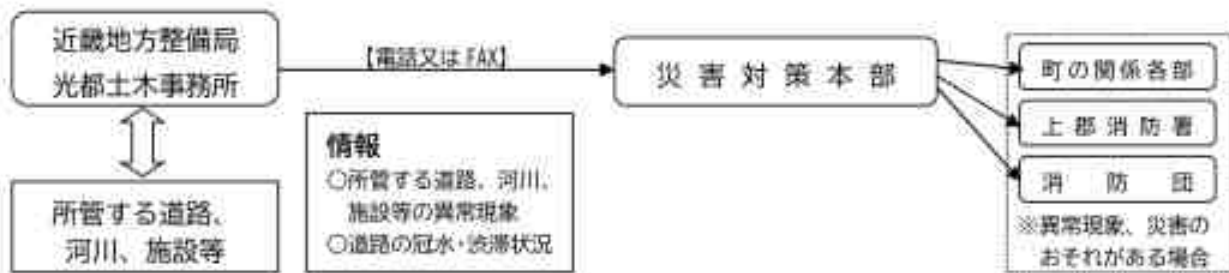
	担 当 部 署	項 目
町担当	総 務 部	(1) 情報収集
	建 設 産 業 部	(2) 警戒活動
	本 部 事 務 局	(3) 情報交換
	建 設 産 業 部 ・ 厚 生 部	(4) 応急措置
	各 部	(5) 資機材の調達
関 係 機 関	消 防 団	防ぎよ活動（情報連絡、危険箇所の巡視、応急措置等）
	兵 庫 県	防ぎよ活動（情報連絡等）
	警 察	防ぎよ活動（危険箇所の巡視等）
	その他の防災関係機関等	防ぎよ活動（情報連絡等）

取組内容

第1 情報収集

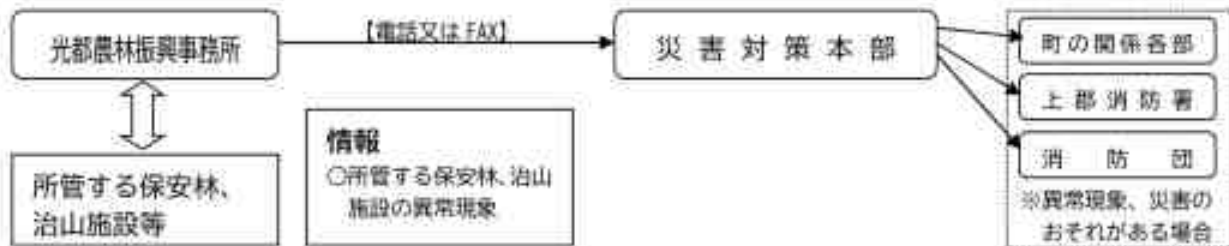
1. 近畿地方整備局（姫路河川国道事務所）、光都土木事務所

近畿地方整備局及び光都土木事務所は、所管する道路、河川、施設を確認する際に、異常現象の発見や危険が切迫している状況と認められるときは、速やかに上郡町にその情報について連絡する。



2. 光都農林振興事務所

光都農林振興事務所は、所管する保安林、治山施設等を確認する際に、異常現象の発見や危険が切迫している状況と認められるときは、速やかに上郡町にその情報について連絡する。



3. 建設産業部、消防団

消防団は、がけ地、河川、道路等について必要に応じ警戒巡視を行い、道路冠水の発生やがけ地等で土砂災害の前兆となる異常現象を発見した場合は、付近住民等に危険を回避する行動をとるよう呼びかけるとともに、災害対策本部にその情報について連絡する。

建設産業部は、河川、道路等について必要に応じ警戒巡視を行うとともに、道路冠水の発生やがけ地等で土砂災害の前兆となる異常現象を発見した場合は、付近住民等に危険を回避する行動をとるよう呼びかけるとともに、災害対策本部にその状況について連絡する。

また、ため池等の管理者と連携し、ため池の水位、堤防等の点検、監視を行い、堤防斜面の漏水又は亀裂又は崩れ等の前兆となる異常現象を発見した場合は、付近住民等に危険を回避する行動をとるよう呼びかけるとともに、災害対策本部にその状況について連絡する。



第2 警戒活動

1. 警戒基準

- (1) 水防警報の「2号(準備)」が発せられたとき
- (2) その他水防上必要があると認められるとき

2. パトロール

建設産業部は、道路、河川等を巡視し、水位、堤防等の点検、監視を行う。

建設産業部は、ため池管理者と連携し、ため池の水位、堤防等の点検、監視を行う。

消防団は、河川、ため池等の水位、堤防等の点検、監視を行う。

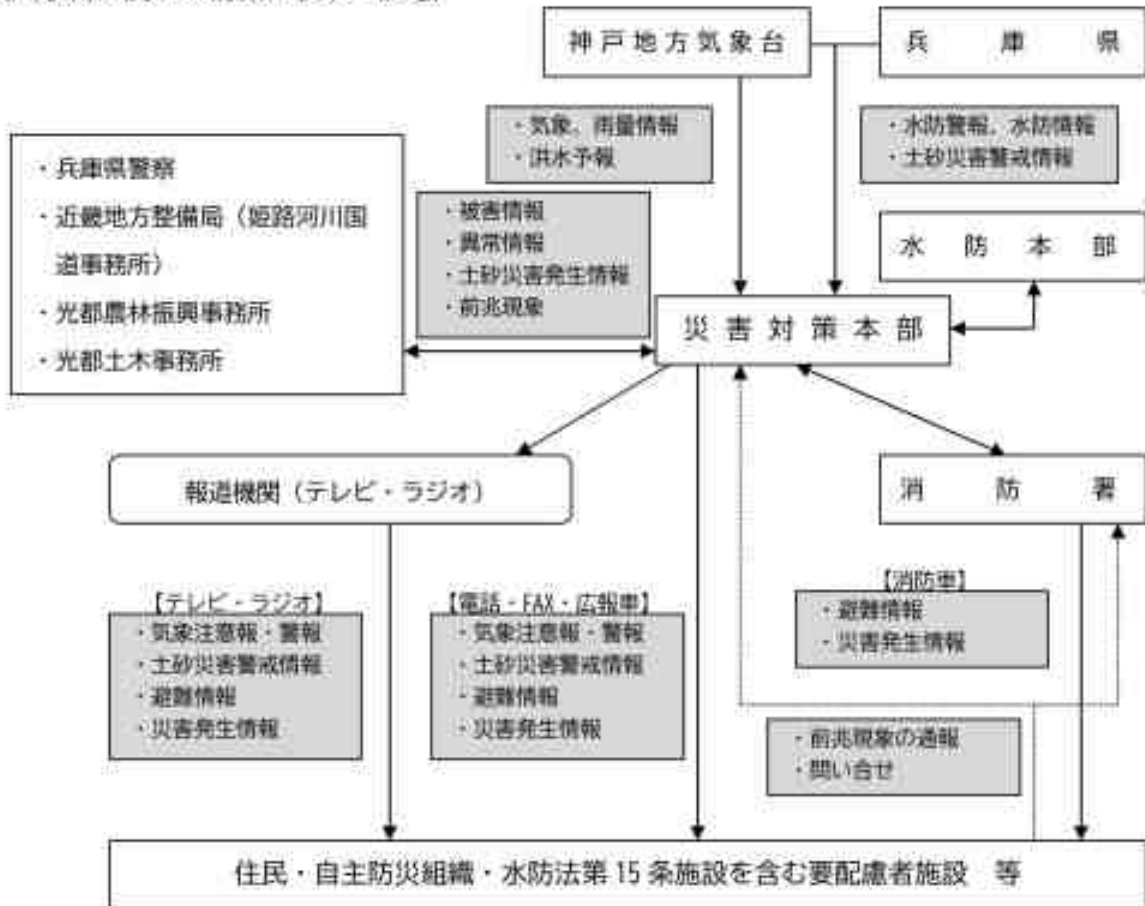
3. 出動基準

- (1) 水防警報の「3号(出動)」が発せられたとき
- (2) 水防管理者等からの要請を受けたとき
- (3) その他水防上必要があると認められるとき

第3 情報交換

- (1) 風水害に関する情報の総括の役割を担う災害対策本部は、近畿地方整備局(姫路河川国道事務所)、光都農林振興事務所、光都土木事務所等より入手した防災情報について、報道機関等を通じて住民・各施設管理者及び自主防災組織へ広報するとともに、関係機関へ情報を伝達する。
- (2) 神戸地方気象台は、大雨や土砂災害に関する気象情報について、報道機関(テレビ、ラジオ等)を通じて住民に広報し、厳重な警戒を行うよう喚起する。
- (3) 土砂災害警戒情報が発表された後も、天候の回復が見込まれず危険が切迫してきているときは、電話、FAX、広報車等を活用して、警戒や自主避難を喚起する。
- (4) 住民からの通報等の災害情報を受け付けた機関は、速やかに災害対策本部へ伝達するとともに、応急活動に活用する。

〈風水害に関する情報の収集・伝達〉



第4 応急措置

- (1) 建設産業部は水門、樋門等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。
- (2) 町管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の開閉等の措置をとる。
- (3) 災害により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、消防団は、水防工法等により応急措置を講ずる。
- (4) 水防危険箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずるとともに、関係機関へ通報する。
- (5) 道路管理者は、道路の浸水箇所や危険箇所等の通行規制、誘導等を行う。
- (6) 厚生部は、要配慮者等への連絡を行い、必要な場合は自主防災組織等と連携し、避難等の支援を行う。

第5 資機材の調達

各部は、現有の資機材を優先的に活用し、なお、不足する場合には、総務部が現地調達あるいは西播磨県民局、西播磨広域防災拠点、その他関係業者等から調達を行う。

Ⅲ

災害応急対応計画

第1部

風水害応急対応計画

第3項 ライフライン・交通警戒活動

ライフライン、交通に関わる管理者、事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

対策の体系

- 第1 ライフライン事業者
第2 交通施設管理者

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	総務部・上下水道部	(1) ライフライン事業者
	建設産業部	(2) 交通施設管理者
関係機関	防災関係機関等	防ぎよ活動（情報連絡等）
	関西電力送配電（株）・ N T T 西 日 本 ・ （一社）兵庫県 LP ガス協会	ライフライン事業者
	J R 西 日 本 ・ 智 頭 急 行 国 土 交 通 省 ・ 兵 庫 県 練 ウ イ ン グ 神 姫	交通施設管理者

取組内容

第1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

1. 総務部

- (1) ライフライン、交通管理者と連絡調整を行い、応急対策の依頼、対応状況等の確認を行い、関係機関へ報告するとともに、生活に影響する事項について住民への周知を行う。

2. 上下水道部

- (1) 緊急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
(2) 応急対策用資機材の確保
(3) 応急対策の実施

3. 電力（関西電力送配電株式会社）

- (1) 災害に関する情報の提供および収集
- (2) 緊急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
- (3) 応急対策用資機材の確保
- (4) 応急対策の実施

4. ガス（（一社）兵庫県 LP ガス協会）

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- (3) 応急対策の実施

5. 電気通信（西日本電信電話株式会社）

- (1) 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- (2) 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- (4) 災害対策用機器の点検、出勤準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- (5) 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- (6) 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- (7) 応急対策の実施
- (8) その他安全上必要な措置

第2 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

1. 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、智頭急行株式会社）

- (1) 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
- (2) 適切な社内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

2. 道路施設（姫路河川国道事務所、兵庫県西播磨県民局、建設産業部）

- (1) 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
- (2) 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

3. バス路線（株式会社ウイング神姫相生営業所）

- (1) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
- (2) バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、町及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

Ⅲ

災害応急対応計画

第1部

風水害応急対応計画

第2節 避難活動

第1項 避難基準に関する計画

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、町及び関係機関は危険区域内にある住民等に対して避難のための立ち退きを指示し、安全な場所に避難させるなど人命の被害軽減を図る。また、要配慮者等避難行動に時間を要する者に対する避難や住民の注意喚起を促すため準備情報の発令に努めるとともに、避難情報発令に係る具体的な基準を定める。

対策の体系

- 第1 避難情報の種類
- 第2 避難行動の基本的事項
- 第3 対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所
- 第4 避難すべき区域・箇所
- 第5 避難指示等の発令の判断基準
- 第6 避難指示等の発令
- 第7 避難の誘導
- 第8 避難の解除

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本 部 事 務 局	(1) 避難情報の種類
		(2) 避難行動の基本的事項
		(3) 対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所
		(4) 避難すべき区域・箇所
		(5) 避難指示等の発令の判断基準
		(6) 避難指示等の発令
		(7) 避難の誘導
		(8) 避難の解除
関係機関	各 報 道 機 関	関連事項の広報活動及び相互協力
	防 災 関 係 機 関	

取 組 内 容

町は、台風や集中豪雨により災害が発生しうる状況となった場合又は災害が発生した場合に、河川やため池の決壊等による水害や土砂災害による人命被害を防止するため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に関する情報をあらかじめハザードマップ等により、住民に周知徹底する。また、生命財産等が危険な状況となるおそれがある場合に迅速に避難の判断を行い、危険箇所について避難情報を発令する。

第1 避難情報の種類

避難情報には、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）がある。また、平成30年7月豪雨を契機に、災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようにするため、避難情報や防災気象情報等の防災情報を5段階の「警戒レベル」を用いて伝えることとなっており、避難情報と警戒レベルの関連は以下のとおりである。

種 類	定 義
高齢者等避難 【警戒レベル3】	災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報。
避難指示 【警戒レベル4】	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	災害が発生し又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした行動へ変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報。

第2 避難行動の基本的事項

1. 避難行動の基本事項

住民は、災害が発生するまでに避難を終えることが原則であるが、事態の進行や状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要である。したがって、下記の点を避難行動の基本的事項とする。

- (1) 避難行動要支援者を含む要配慮者等、避難行動や情報面で支援を要する人を含めた住民の確実な避難
- (2) 道路冠水や夜間等で危険な中を避難するような事態の回避等、避難行動における安全の確保
- (3) 真に切迫した状況においては、生命を守る最低限の行動を選択する

*自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

2. 避難行動について特に住民が留意すべき事項

(1) 水害

ア 浸水が既に始まっている場合

- ・浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。
- ・流速が早い場合は、20cm程度でも歩行不可能であること。
- ・用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm程度でも危険であること。
- ・浸水により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、避難途上における事故等を回避するため、生命を守るための最低限の行動として、自己の判断において自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難するなどの行動をとること。

イ 2m以上の浸水が想定される地区に居住している場合等

- ・2m以上の浸水が想定されている地域や河川、ため池の堤防付近に居住している場合は、逃げ遅れ等が無いよう早めの避難を行うこと。

第3 対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所

対象とする災害は、河川、ため池の破堤、越水氾濫とする。

風水害による警戒すべき区域は、浸水想定区域付近とし、特に災害時に人命にかかわる大きな被害が想定される箇所については、重要警戒区域とする。

1. 警戒すべき区域・箇所の指定にあたり留意した事項

(1) 水害（河川の氾濫等）

- ・堤防を有さない河川等では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する。
- ・堤防を有する河川で破堤した場合、氾濫水は家屋でさえ破壊するほどのエネルギーで一気に押し寄せるため、堤防の近傍の住民は破堤前の避難完了が必要となる。また、相当量の氾濫水が流れ出すので、浸水深や浸水域も一気に増加する。そのため、低地で氾濫水が集まる地区は、特に速やかな避難行動が必要となる。
- ・大河川に小規模の河川が合流する地域では、大河川の水位上昇により小規模の河川の水が流れ込めなくなり、あふれる場合がある。
- ・内水氾濫が先行して発生する場合も多く、内水による浸水の進行により、外水氾濫の危険性が高まった段階では避難が困難となるおそれもある。
- ・急流河川が破堤すると、浸水深はあまり深くなくても、氾濫水の流速が早く避難することが危険な場合がある。

警戒すべき区域 浸水想定区域
各河川の堤防付近に位置する区域

- 重要警戒区域
- ① 千種川の堤防沿いの区域
 - ② 安室川、鞍居川の下流部付近の堤防沿いの区域
 - ③ ため池ハザードマップにて、浸水想定区域に指定されている区域
 - ④ 浸水想定区域図において、0.5m～2.0m未満の浸水が想定されている区域内の要配慮者及び平屋建て住宅
 - ⑤ 浸水想定区域図において、2.0m以上の浸水が想定されている区域特に注意を要する区域 水防計画に定める重要水防箇所

第4 避難すべき区域・箇所

水害については、浸水深や破堤氾濫の破壊力を考慮して警戒すべき区域内において、過去の災害実績も踏まえ、自主防災組織や自治会組織を勘案して、避難指示等の想定対象区域を定める。

1. 避難すべき区域・箇所の指定にあたり留意した事項

(1) 水害（河川の氾濫等）

- ・ 軒下まで水没する区域、浸水時の水位上昇が極めて速い区域
- ・ 浸水深や流速により、避難所までの浸水時の歩行が困難となる区域
- ・ 氾濫の勢い（流体力）によって、家屋の損壊・流失、住民等の生命又は身体の被害が生ずるおそれがある区域

2. 河川の破堤・越水氾濫の状況に応じた避難すべき区域・箇所の区分

(1) 千種川破堤・越水氾濫（想定最大規模降雨）

避難区域	対象地域	災害想定	備考
想定浸水深 50cm 以下	ハイツあゆみA、丹西	床下浸水	駅前、竹万、丹西、宿東、宿西、川原、松の尾は、安室川の氾濫の影響を受ける。
想定浸水深 50cm～3mの区域	桜ヶ丘、寺町、駅前、井上、隈見町、大持、竹万北、竹万土井、竹万山田、竹万宮ヶ丘、ハイツあゆみB、丹東、松の尾、宿東、宿西、川原、ハイツカメリア、西野山、大枝新、柏野、河野原、楠	1階浸水	大枝新、柏野、河野原、楠は孤立の可能性あり。 大持、駅前、竹万宮ヶ丘は内水浸水の可能性あり。竹万北、竹万土井、竹万山田、竹万宮ヶ丘、ハイツあゆみB、丹東、松の尾、宿東、宿西、川原は安室川、西野山は高田川の氾濫の影響を受ける。
想定浸水深 3m～5mの区域	上町、本町、市町、仲町、段町、旭町、栄町、竹万南、与井、与井新、大枝、苔縄、赤松、	2階浸水	大枝、苔縄、赤松は孤立の可能性あり。 駅前・宮ヶ丘・東町は内水浸水の可能性あり。 上町、本町、市町、仲町、段町、旭町は鞍居川、竹万南は安室川

避難区域	対象地域	災害想定	備考
想定浸水深5m～10mの区域	東町、釜島	建物水没	の氾濫の影響を受ける。 東町は内水浸水の可能性あり。 東町は鞍居川、釜島は高田川の 氾濫の影響を受ける。
洪水氾濫	与井新、大枝、大枝新、苔縄	家屋流失 ・ 倒壊	
河川浸食	上町、本町、市町、旭町、栄町、 東町、井上、隈見町、大持、竹 万南、宮ヶ丘、ハイツあゆみ A、ハイツあゆみB、与井、与 井新、大枝、大枝新、柏野、赤 松、河野原、橋	家屋流失 ・ 倒壊	

※対象地域の最大の浸水深で避難区域を分類

※洪水氾濫及び河川浸食は、家屋倒壊等氾濫想定区域

(2) 水防法第15条第1項第4号に定める施設

避難区域	施設名	住所	種別
想定浸水深～0.5mの区域	山野里学童クラブ	上郡町山野里 2142-1	児童
	高田学童クラブ	上郡町中野 899	児童
	山野里小学校	上郡町山野里 2142-1	児童
	高田小学校	上郡町中野 899	児童
	共同生活援助うさぎとかめ (ホーム8りんぼ)	上郡町山野里 2412-1	障がい者
想定浸水深0.5m～3mの区域	あすなろりハビリスタジオ	上郡町山野里 2349-5	高齢者
	デイサービスシャイン上郡	上郡町竹万 381-5	高齢者
	住宅型有料老人ホームシャイン上郡	上郡町竹万 381-5	高齢者
	デイサービス野桑の里	上郡町野桑 3027	高齢者
	ショートステイ野桑の里	上郡町野桑 3027	高齢者
	特別養護老人ホーム野桑の里	上郡町野桑 3027	高齢者
	グループホーム清音	上郡町與井 42-1	高齢者
	清音デイサービス	上郡町與井 42-1	高齢者
	いこまの家	上郡町大持 202-2	高齢者
	デイサービスはなちゃん	上郡町駅前 71	高齢者
	高嶺の郷	上郡町山野里 2305-1	高齢者
	介護老人保健施設高嶺の郷	上郡町山野里 2305-1	高齢者
	みのり作業所	上郡町大持 276-16	障がい者
	つばき作業所	上郡町大持 276-16	障がい者
	岡田整形外科	上郡町與井 39-1	医療
黒田内科クリニック	上郡町駅前 95	医療	
高嶺診療所	上郡町大持 202-2	医療	

	三浦医院	上郡町駅前 231	医療
	和順堂苔縄医院	上郡町苔縄 1042-2	医療
	半田産婦人科医院	上郡町大持 350	医療
	上郡小学校	上郡町上郡 306	児童
	子育て学習センター	上郡町苔縄 86-1	児童
	兵庫県立上郡高等学校	上郡町大持 207-1	生徒
	(福)郡光福祉会プレスクールかみごおり	上郡町山野里 2331-1	児童
	上郡こども園	上郡町井上 186-1	児童
想定浸水深3m～5mの区域	大岩診療所	上郡町上郡 1645-5	医療
	河原クリニック	上郡町竹万 2167	医療

(3) 安室川破堤・越水氾濫（想定最大規模降雨）

避難区域	対象地域	災害想定	備考
想定浸水深 50cm 以下	丹西、安室ヶ丘、皆坂	床下浸水	浸水深は少ないが、流速が早く、掘削等の影響がある。
想定浸水深 50cm ~ 3mの区域	駅前、竹万北、竹万土井、竹万山田、竹万宮ヶ丘、松の尾、宿東、川原、船坂1、船坂2	1階浸水	船坂1及び船坂2以外は、千種川の氾濫の影響を受ける。
想定浸水深 3m ~ 5mの区域	竹万南	2階浸水	竹万南は、千種川の氾濫の影響を受ける。
河川浸食	竹万北、竹万土井、竹万南、丹西、安室ヶ丘、松の尾、宿東、川原、別名、行頭、高山2、皆坂、名村、船坂1、船坂2、船坂3、	家屋流失・倒壊	

※対象地域の最大の浸水深で避難区域を分類

※洪水氾濫及び河川浸食は、家屋倒壊等氾濫想定区域

(4) 鞍馬川破堤・越水氾濫（想定最大規模降雨）

避難区域	対象地域	災害想定	備考
想定浸水深 50cm 以下	惣尻、土井の内、広根	床下浸水	惣尻及び広根は、浸水深は少ないが、流速が早く、掘削等の影響がある。
想定浸水深 50cm ~ 3mの区域	緑ヶ丘、小山、野桑、中村、稗田、金出地下、金出地中、	1階浸水	
洪水氾濫	小山、野桑	家屋流失・倒壊	
河川浸食	桜ヶ丘、上町、寺町、緑ヶ丘、惣尻、小山、野桑、中村、広根、稗田、梅谷、金出地、下金出地中、戸谷、本金出地、国光	家屋流失・倒壊	

※対象地域の最大の浸水深で避難区域を分類

※洪水氾濫及び河川浸食は、家屋倒壊等氾濫想定区域

(5) その他の河川 浸水想定区域（想定最大規模降雨）

避難区域	対象地域	災害想定	備考
想定浸水深 50cm ~ 3mの区域	中野、岩木、倉尾、石戸、細野、梨ヶ原、落地、下栗原	1階浸水	高田川、岩木川、細野川、杉尾川、梅谷川、梨ヶ原川
想定浸水深 3m ~ 5mの区域	西野山	2階浸水	高田川 西野山は、千種川の氾濫の影響を受ける。
想定浸水深 5m ~ 10mの区域	釜島	建物水没	高田川
河川浸食	中野、宿、西野山、釜島、岩木 岩木才原、倉尾、石戸、本金出地、梨ヶ原、落地	家屋流失・倒壊	高田川、岩木川、杉尾川、梅谷川、梨ヶ原川 釜島は、千種川の氾濫の影響を受ける。

※対象地域の最大の浸水深で避難区域を分類

※洪水氾濫及び河川浸食は、家屋倒壊等氾濫想定区域

(6) ため池の下流部に位置し堤防決壊の影響を受ける地区

避難対象区域	対象区域	災害想定	対象ため池
上郡・山野里地区	上郡	床下浸水	本谷筋池
	山野里		木ノ目池、木ノ目下池、石戸新池、石戸池、大池
	竹万		山田池
高田地区	宇治山	床下浸水	立藁池、宇治山西新池
	宇野山		中ノ谷池、北谷池
	奥		岡鼻池、杓谷池、新山寺池、右近谷池
	小野豆		ソシロガイチ池
	釜島		釜島下池、釜島中池、釜島上池
	休治		滝池、口無池、米森上池、休治沢田池
	佐用谷		下池
	宿		中野前池、尾鼻池
	正福寺		正福寺下池、正福寺中池、正福寺上池
	神明寺		新池、木戸池、穴口池、大神池
	中野		新若宮池、岩ノ元池
	西野山		中山大池
	高田台		西高下池
鞍居地区	梅谷	床下浸水	梅谷池
	大富		兼斐畑池
	金出地		阿曾池、野尻池
	広根		三軒谷池
	野桑		大成池
	尾長谷		笹ヶ谷池、星尾池、惣尻池
赤松地区	細野	床下浸水	東小池、東大池、西ノ池
	柏野		柏野池
	岩木		池谷下池、池谷上池、船谷池、峰尾池
船坂地区	八保	床下浸水	堂ノ奥池、新垣内池、新垣内新池
	高山		東佐古田池、高山山田池、別所原新池、鍋谷池
	行頭、高山		鳳宮池
	落地		山田池、向山池、宮谷池、奥の山池
	梨ヶ原		妻下池、妻上池、論気下池、論気上池、三代下池、三代上池、名尻池

(7) 孤立化が懸念される地域（土砂災害含む）

避難対象区域	対象地区	参考雨量	備考
黒石エリア	黒石、市原、楠	石戸公民館、赤松公民館	
皆坂エリア	皆坂、延野	安室ダム	
岩木、赤松エリア	大枝、岩木、船谷、才原倉尾、石戸、苔縄、柏野、赤松、河野原、楠	石戸公民館、赤松公民館	
鞍居エリア	細野、赤松	鞍居地区公民館	
高山エリア	延野、行頭、高山1、高山2	安室ダム、船坂地区公民館	
高田エリア	宇野山、小野豆、正福寺	與井水源地（気象庁）、高田地区公民館	

第5 避難指示等の発令の判断基準

町は、住民が避難行動を開始する必要があると判断する基準を定める。

避難指示等の判断基準（具体的な考え方）は以下のとおりとするが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換を行う。
- (2) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- (3) 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行う。

1. 類型区分

類型	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	・災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4 避難指示	・災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル5 緊急安全確保	・災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

*自然現象のため、不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

2. 河川氾濫にかかる判断基準

避難指示等は、以下の基準を参考に、気象予報や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

〈千種川の破堤・越水氾濫の判断基準〉

類型	基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 千種川の上郡量水標の水位が避難判断水位である3.8mに到達したとき。 千種川の上郡量水標の水位が氾濫注意水位である3.4mを超えた状態で、上郡量水標上流の量水標の水位が急激に上昇しているとき。 千種川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「避難判断水位の超過に相当」（赤）になった場合 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき 高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 千種川の上郡量水標の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である4.7mに到達したとき。 千種川の上郡量水標の水位が避難判断水位である3.8mを超えた状態で、上郡量水標上流の量水標の水位が急激に上昇しているとき。 千種川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「氾濫危険水位の超過に相当」（紫）になった場合 堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき。 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。（夕刻時点で発令） 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき。（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <ul style="list-style-type: none"> 千種川の上郡量水標の水位が堤防高である6.8mに到達するおそれが高いとき。ただし、次の地域においては、それぞれの地域毎に設定された上郡量水標の水位に達するおそれが高いとき。 <ul style="list-style-type: none"> ① 河野原 5.4m ② 赤松 5.6m ③ 柏野 5.9m ④ 與井・與井新 6.1m ⑤ 大枝・大枝新 6.2m ⑥ 苜縄 6.4m 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。 水門等の施設の機能支障が発見されたとき。（発令対象区域を限定し発表） 千種川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「氾濫している可能性」（黒）になった場合 <p>（災害発生を確認）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予想の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報【洪水】）、水防団からの報告等により把握できた場合）
自主避難	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な集中豪雨や不測の事態が生じ危険を感じた場合は、避難指示等がない場合であっても、自己の判断で避難行動をとること。 ・真に切迫した状況においては、生命を守る最低限の行動を選択すること。 (避難時に注意すること) ・浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。 ・流速が早い場合は、20cm程度でも歩行不可能であること。 ・避難の際、道路側溝等がある所があるので、転落防止のため道路の中央を歩行すること。 ・用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm程度でも危険であること。 ・浸水により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、避難途上における事故等を回避するため、生命を守るための最低限の行動として、自己の判断において自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難するなどの行動をとること。

〈安室川、鞍居川の破堤・越水氾濫判断基準〉

類型	基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・安室川の竹万量水標の水位が消防団待機水位である2.8mに到達し、流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき。 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒」（赤）が出現したとき。（鞍居川の場合は、流域雨量指数もしくは複合基準の予測値が洪水警報基準に到達するとき。） ・軽微な漏水・侵食等が発見されたとき。 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・安室川の竹万量水標の水位が氾濫注意水位である3.6mに到達し、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「避難判断水位の超過に相当」（紫）になった場合。（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき。） ・鞍居川で洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「避難判断水位の超過に相当」（紫）になった場合。 (流域雨量指数もしくは複合基準の予測値が、洪水警報基準を大きく超過するとき。) ・堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき。 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。（夕刻時点で発令） ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される

	とき。(立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊や越水・溢水が発生するおそれがあるとき。 ・異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。 ・水門等の施設の機能支障が発見されたとき。(発令対象区域を限定し発表) <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予想の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報【洪水】)、水防団からの報告等により把握できた場合)
自主避難	・千種川の破堤・越水氾濫の判断基準を準用。

〈その他の河川等の氾濫による判断基準〉

類型	基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の河川で洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒」(赤)が出現したとき。 ・軽微な漏水・侵食等が発見されたとき。 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「非常に危険」(うす紫)が出現した場合。(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき。) ・堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき。 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時。(夕刻時点で発令) ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される時。(立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊や越水・溢水が発生するおそれがあるとき。 ・異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。 ・水門等の施設の機能支障が発見されたとき。(発令対象区域を限定し発表) <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予想の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報【洪水】)、水防団からの報告等により把握できた場合)
自主避難	・千種川の破堤・越水氾濫の判断基準を準用。

〔参考〕千種川の水位基準

発令区間	量水標	所在地	水位 (m)				堤防高
			水筋固持機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
上郡町 赤穂市	上郡	上郡町上郡	2.70	3.40	3.80	4.70	左岸 6.88 右岸 7.23

〔洪水予報の種類と発表基準〕

種類		発表基準	予報を行う区間
区分	標題		
洪水注意報	氾濫注意情報	千種川の量水標の水位が、氾濫注意水位 (3.4m) に達し、更に水位の上昇が予想されるとき	鞍居川合流点から河口まで L=22.1Km
洪水警報	氾濫警戒情報	千種川の量水標の水位が、氾濫危険水位 (4.7m) を超えることが予想されるとき、または避難判断水位 (3.8m) に達し、更に水位の上昇が予想されるとき	
	氾濫危険情報	千種川の量水標の水位が、氾濫危険水位 (4.7m) に達したとき	
	氾濫発生情報	洪水予報実施区域内で、氾濫が発生したとき	

〔千種川・安室川・鞍居川の洪水警報基準〕

基準河川	警報基準				注意報基準		
	基準Ⅲ	基準Ⅱ		基準Ⅰ	基準Ⅰ		
		流域雨量指数	流域雨量指数		複合基準		流域雨量指数
流域雨量指数	表面雨量指数			流域雨量指数	表面雨量指数		
千種川流域	-	-	-	-	-	-	-
安室川流域	16.6	15.1	-	-	12	11.8	5
鞍居川流域	14.8	12.6	11.3	7	10	10	5

※基準Ⅰ・Ⅱは、気象庁が発表する警報注意報の発表基準。また、基準Ⅲは、基準Ⅱよりも一段高く設定した警報基準で、河川流域で発生した外水氾濫による重大な浸水害が発生するおそれが高くなっている状況。

- *1 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水害の危険度が高まるかを把握するための指標です。降った雨が、地表面や地中を通して河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ出る量を指数化したもの。
- *2 表面雨量指数：段時間強雨による浸水害の危険度の高まりを把握するための指標です。降った雨が地中にしみ込まずに、地表面にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

〔ため池等の判断基準〕

ため池については、水位での基準等は設定できないため、土砂災害にかかる判断基準を参考に、対象エリアへの避難情報を発令する。

なお、施設管理者において、危険を確認した場合は、速やかに町へ連絡するとともに、自主避難を開始する。

〈段階的に発表される防災気象情報と対応する行動〉

気象状況	気象庁等の情報 (警戒レベルに相当する気象情報)		住民の 行動を促す情報	住民が 取るべき行動	警戒 レベル	
大雨の 数日から 約1日前 ↓	早期 注意情報 (警報級の 可能性)		警報級の 可能性	災害への心構えを 高める	1	
大雨の 半日から 数時間前 ↓	大雨注意報 洪水注意報	危険度分布	注意報	自身の避難行動を 確認	2	
	大雨警報に 切り替える 可能性が高い 注意報	注意 (注意報級)	氾濫 注意情報			
大雨の 数時間 から2時間 程度前 ↓	大雨警報 洪水警報	警戒 (警報級)	氾濫 警戒情報	高齢者等避難	危険な場所から高 齢者等は避難	3
	土砂災害 警戒情報	非常に 危険	氾濫 危険情報	避難指示	危険な場所から 全員避難	4
		極めて 危険				
数十年に一度 の大雨	大雨 特別警報		氾濫 発生情報	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保	5

※気象庁「段階的に発表される防災気象情報と対応する行動」を参考に作成

大地震が発生した場合は、大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準を暫定的に通常よりも引き下げる。

〈暫定基準値〉

警報・注意報の名称	適用対象の基準の名称	震度5強を観測した市町に 適用する基準値	震度6弱以上を観測した市 町に適用する基準値
大雨警報（浸水害）	雨量基準	8割	6割
大雨警報（土砂災害）	土壌雨量指数基準	8割	6割
大雨注意報	雨量基準	8割	6割
	土壌雨量指数基準	8割	6割
洪水警報・注意報	雨量基準	8割	6割
	流域雨量指数基準	8割	7割
	複合基準の雨量部分	8割	6割
	複合基準の流域雨量指数部分	8割	7割

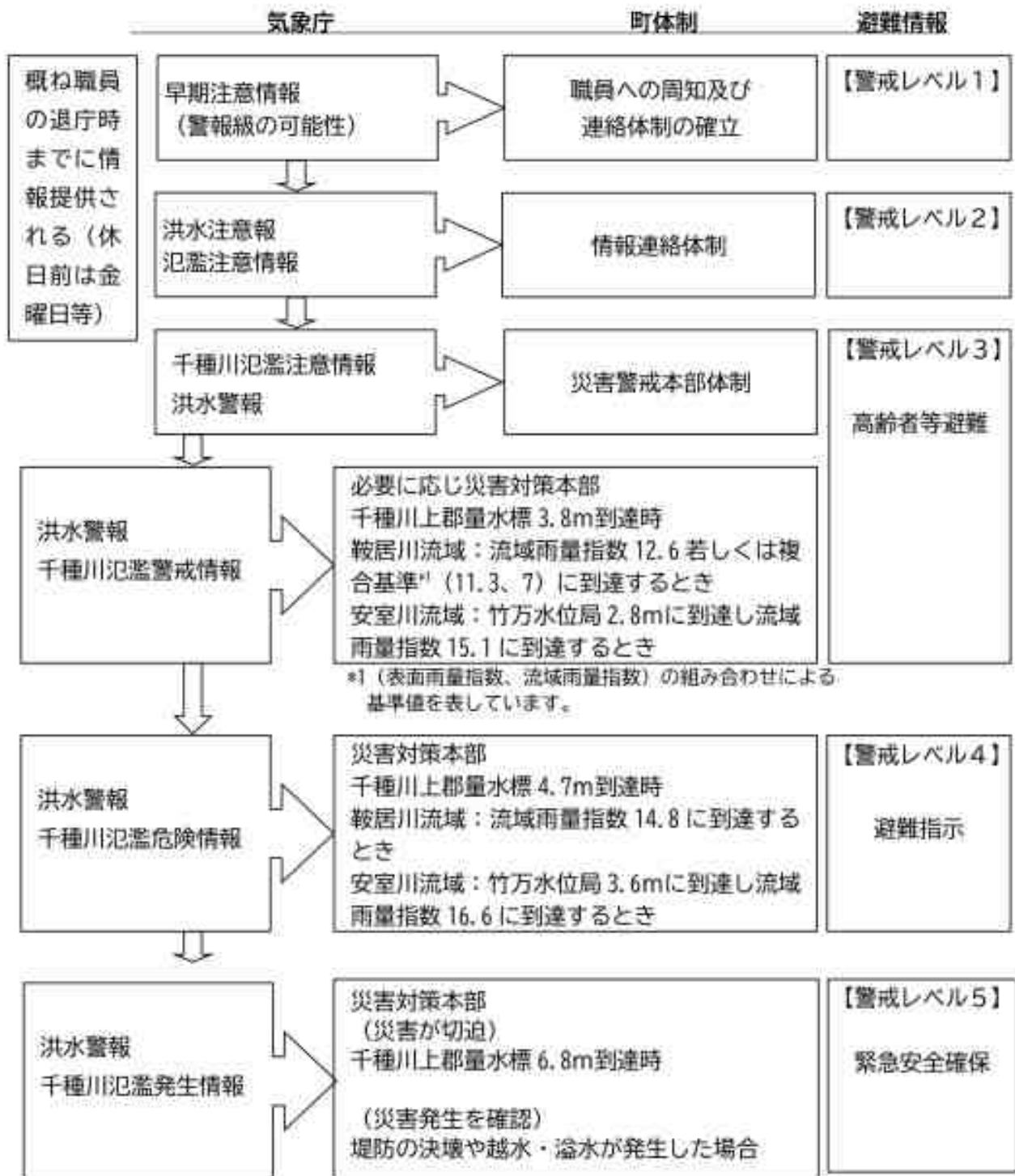
※震度は震度観測点の震度による。

資料：気象庁

〈情報の入手先〉

- 千種川の洪水警報：神戸地方気象台（078-222-8915） 緊急時：衛星電話（028-982-33）
兵庫県 西播磨県民局（0791-58-2233）
光都土木事務所（0791-58-2235）
- 千種川の水位：国土交通省 川の防災情報
兵庫県 河川情報システム水位予測情報
- 上郡町の洪水警報：神戸地方気象台（078-222-8915） 緊急時：衛星電話（028-982-33）
- 雨量情報：気象庁 気象庁ホームページ 兵庫県 フェニックス防災システム
- 河川の氾濫：兵庫県 河川情報システム氾濫予測情報
- 気象台ホットライン：衛星電話 028-982-33（緊急時）
通常電話 078-222-8908

＜洪水害での避難情報発表フロー＞



千種川水位は兵庫県フェニックス防災システム、鞍居川、安室川は、気象庁ホームページによつて浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数を確認し、避難情報の準備を整えておくこと。

*ただし、各情報の発表は県データと気象台データ双方で判断される。また、予想雨量は自然現象のため不測の事態もあることに留意すること。

第6 避難指示等の発令

1. 避難指示等の発令、実施責任者

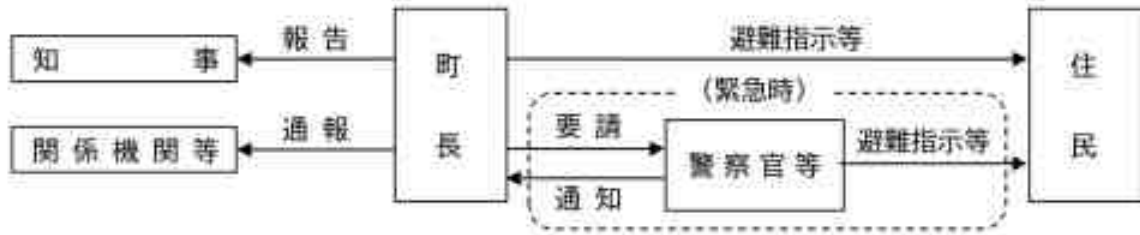
- (1) 町長は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して「警戒レベル3、高齢者等避難」を発令する。
- (2) 町長は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して「警戒レベル4、避難指示」を発令する。
- (3) 町長は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するように促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して「警戒レベル5、緊急安全確保」を発令する。
- ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から必ず発令される情報ではない。
- (4) 「警戒レベル4：避難指示」については、次の者が実施責任者として行う。なお、避難時の周囲の状況等により避難のための立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対して、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での退避等の安全確保措置を行うよう指示を行う。

実施責任者	指 示 内 容	根拠法規
町 長	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するために、特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを指示する。	災害対策基本法第60条第1項
知 事	町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって行う。	災害対策基本法第60条第6項
知事又はその命を受けた職員	地すべり、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
警 察 官	町長による避難の指示ができないと認めるとき又は、町長から要求があったときは、避難のための立ち退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。	災害対策基本法第61条
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛隊法第94条
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。	水防法第29条

※指示は、避難すべき時期が切迫した場合、また災害発生現場に残留者が居る場合に行う。

2. 避難指示等の流れ

- ア 町長は、避難指示等を発令した場合、知事及び放送事業者へ速やかに報告する。
- イ 実施責任者は、避難指示等を行った場合、その旨を速やかに関係機関に通報する。なお、緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。



3. 住民に対する周知

避難指示等にあたっては、要配慮者及び水防法第15条第1項第4号に定める施設（「本節 第4 避難すべき区域・箇所」参照）に配慮して、本部事務局が総務部（情報・広報班）と連携し、あらゆる伝達手段を複合的に活用し住民への周知徹底を図る。また、台風による大雨発生等事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

ア 周知の内容

- ① 指示者
- ② 避難すべき理由（災害種別も含める）
- ③ 避難すべき場所（指定避難所若しくは指定緊急避難場所）
- ④ 避難所若しくは緊急避難場所の利用可否状況

イ 周知の手段

- ① 広報車
- ② サイレンの吹鳴及び警鐘
- ③ 有線電話
- ④ 屋外拡声器、ケーブルテレビ、町ホームページ、エリアメール、ひょうご防災ネット、Lアラート（災害情報共有システム）他

ウ 指示文のめやす

【避難指示文例 【警戒レベル3】高齢者等避難】

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）
- こちらは、上郡町です。
- ただ今、〇時〇分に〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に、速やかに避難してください。
- ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に※、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
- （※）地域の状況に応じた表現で伝達する

【避難指示文例 【警戒レベル4】避難指示】

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）
- こちらは、上郡町です。
- 〇時〇分に〇〇川が（堤防決壊等により）氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に、今すぐに避難してください。
- ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ただし、避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど身の安全を確保してください。※

（※）警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。）

【避難指示文例 【警戒レベル5】緊急安全確保】

（河川氾濫が切迫している状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）
- こちらは、上郡町です。
- 〇時〇分に〇〇川の水位が既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！
〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、既に避難場所等への立ち退き避難を安全にできない場合があります。
- 避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

（河川氾濫を確認した状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）
 - こちらは、上郡町です。
 - 〇時〇分に〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。（注）
 - 〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。
- （具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

（注）災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済である場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種類の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令することがないように注意する。

第7 避難の誘導

1. 避難誘導を行う者

ア 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、原則として自主防災組織、自治会単位による自主避難とする。なお、要配慮者の避難にあたっては、地域住民または消防団の協力により支援を行う。

イ 公共施設等における誘導

学校、認定こども園、高齢者福祉施設等公共施設における避難誘導は、原則として施設の管理責任者が実施する。

ウ 事業所及び大規模店舗等における誘導（水防法第15条第1項第4号に定める施設を含む）

原則として、事業所等の管理責任者及び防火管理者若しくは事業所の防災担当者が実施する。

エ 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関の防災計画及び避難計画に基づき実施する。

2. 避難の誘導方法

避難の誘導は、災害の規模、状況に応じて概ね次のように実施する。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、急傾斜地や溪流その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な場所を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。

イ 危険な地域には標示、なわ張りを行う他、状況により誘導員を配置する。

ウ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用して安全を期する。

エ 高齢者、障がい者等の要配慮者の避難を優先して行う。

オ 誘導中は水没、感電等の事故防止に努める。

カ 避難誘導は収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば自治会又は自主防災組織等の単位で集団的に行う。

※要配慮者については、避難行動要支援者名簿を有効に活用すること。

第8 避難の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示するとともに知事に報告する。

《解除基準》

- ① 神戸地方気象台が大雨・洪水警報を解除したとき。
- ② 千種川の洪水注意報が解除されたとき。
- ③ 千種川の水位が氾濫注意水位以下に下がり、再度上昇するおそれがないとき。
- ④ 河川氾濫予測情報で現在の状況が氾濫の危険なしとなり、再度氾濫の危険ありとならないとき。
- ⑤ 浸水が発生している場合は、水が引き、住民の立ち入りに危険がないと判断されるとき。

Ⅲ

災害応急対応計画

第1部

風水害応急対応計画

第2項 警戒区域設定計画

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるとき、警戒区域を設定する。

対策の体系

- 第1 警戒区域の設定
- 第2 実施方法
- 第3 警戒区域の解除

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	災 害 対 策 本 部 長	(1) 警戒区域の設定
関 係 機 関	警 察 ・ 自 衛 隊 ・ 消 防 署	(2) 実施方法
		(3) 警戒区域の解除

取組内容

第1 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、住民の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

実施者	災害の種類	根拠法令	要件
町長	災害全般	災害対策基本法第63条第1項	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。
警察官	災害全般	災害対策基本法第63条第2項	町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
		警察官職務執行法第4条	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条第3項	町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	消防法第36条第7項において準用する同第28条	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に消防警戒区域を設定する。
消防機関に属する者	洪水	水防法第21条	水防上緊急に必要がある場所において。

第2 実施方法

災害が発生し、又は災害の発生が予測される場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。なお、県への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

- (1) 町長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し町長が発令するいとまのないときは、本部事務局、その他の関係部が実施する。この場合、事後直ちにその旨を町長に報告しなければならない。
- (2) 警察官は、前記の職員が現場にいないとき、また、これらの者から要求があったときは、この職権を代行することができる。この場合、事後直ちにその旨を町長に通知しなければならない。
- (3) 警戒区域の設定に必要な措置は、本部事務局、その他関係部が連携し、相生警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。また、可能な限り防犯のためのパトロールを実施する。

3 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の伝達と同様に速やかに警戒区域の解除を指示する。

第3項 避難所開設・運営計画

台風や豪雨等により浸水・がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民が避難することが予想される。このため、町は被災した住民が、一時的に生活する場の確保、生活の再建の支援に向け、避難所を設置する。

対策の体系

- 第1 避難所の開設
- 第2 避難所の運営・管理
- 第3 避難所の閉鎖

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本 部 事 務 局 教 育 部	(1) 避難所の開設
		(2) 避難所の運営・管理
		(3) 避難所の閉鎖

取組内容

第1 避難所の開設

1. 避難所の指定

町は、住民が一時的に危険を回避し、また避難生活が長期に渡る場合の生活拠点となる得る施設を避難所として指定する。[資料 5-3-2「避難所一覧」]

2. 避難指示等に伴う避難所の開設等

本部長は、台風や豪雨等により浸水・がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難所に指定している施設管理者へ事前に連絡し、避難所開設の準備を依頼するとともに、必要な場合は、施設管理者等への要請、又は職員を派遣するなどにより速やかに避難所を開設する。ただし、開設する避難所は、避難の必要性や周囲の状況に応じて、開設の必要がある施設を選定して開設する。

また、地域で独自避難所を設定している場合は、地域内の判断で避難所開設を行う。独自避難所を開設した際には、自主防災組織の長または自治会長は、本部事務局にその旨を連絡すること。

(1) 勤務時間内に避難所を開設する場合

- ア 避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。
- イ 避難者が収容を求めた場合、本部からの要請がなくとも施設管理者が開設し、本部にその旨を報告する。

ウ 地域での独自避難所を開設した場合は、その旨を自主防災組織の長または自治会長が本部へ連絡する。

(2) 勤務時間外に避難所を開設する場合

施設管理者は、あらかじめ気象情報等の把握に努め、本部との連携により、勤務時間外でも開設の必要がある場合は、直ちに対応できるよう準備する。地域の独自避難所の場合は、勤務時間内の対応と同様とする。

(3) 避難所への職員の派遣

避難所の開設を行う場合は、各避難所に職員を派遣し、避難所の管理運営にあたらせる。なお、派遣できる職員が不足する場合は、施設職員若しくは施設管理者が暫定的に避難所の管理運営を行う。

地域の独自避難所については、自主防災組織の長または自治会長と連絡をとり、状況により対応を行う。

(4) 警戒期における避難所の開設

警戒期においては、組織体制検討メンバー若しくは災害警戒本部が開設を決定し、必要な指示を行う。地域の独自避難所の場合は、地域の判断で開設を行うものとする。

(5) 避難する住民の準備

住民は、緊急を要する場合を除き、避難所に避難する場合は、できる限り非常持ち出し品等各自必要最低限の装備を準備すること。

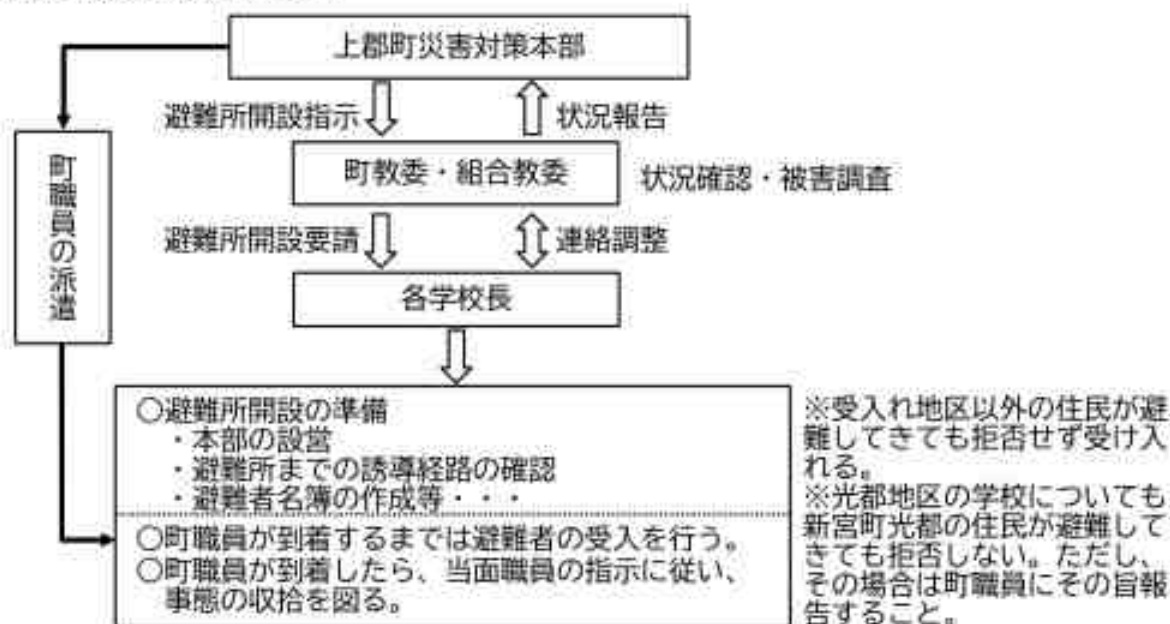
避難時は、できるだけ自主防災組織単位で避難行動を行うことが望まれる。

(6) 避難所の閉鎖

本部長は、安全が確認され、住民が避難する必要がなくなったと判断したときは、避難指示を解除し、全避難者の帰宅を確認した避難所から、避難所の閉鎖を行う。

なお、避難所を閉鎖した場合は、避難所閉鎖について、住民へ周知を行う。また、地域の独自避難所の閉鎖については、地域の判断によるものとする。

学校施設の避難所開設フロー



3. 避難所の追加指定

(1) 避難所の開設

本部長は、浸水・がけ崩れ等の被害を受けた避難者が多数発生し、自主的に避難している施設（地域の独自避難所を含む）を避難所として位置付ける。避難所を開設するいとまがない場合等の地域住民の一次的な避難所については、避難所に隣接する都市公園等のオープンスペースや近隣の健康ひろば等へ避難する。

その場合、施設管理者等への問い合わせ又は職員を派遣するなどにより、施設の安全性を確認したのち、施設管理者へ要請し、避難所の全て又は一部を避難所として位置付ける。

第2 避難所の運営・管理

避難所における情報伝達、食料、飲料水等の配給、清掃等の業務は、避難者、自主防災組織、ボランティア等の自主的活動により運営することを原則とし、町は、これを支援する。

1. 管理運営体制

町は、各避難所の管理運営責任者として担当職員を定め派遣する。管理運営責任者は、所定のマニュアルに基づき、避難者による自治組織を組織し、避難所の管理運営について避難者等との連携体制を構築する。

自治組織においては、業務ごとにリーダーと併せてそれをサポートする者を専任する。

避難所における管理運営責任者の業務は、本部との連絡調整等の対外業務及び施設管理を主体とし、避難所では対応すべき事柄の多岐にわたることを考慮し、運営は原則として自治組織、ボランティア、自主防災組織等により行う。

施設管理者（学校長等）は、施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営について協力する。また、教職員は災害救助法第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害で学校に避難所が開設された場合、7日間以内を原則として、避難所運営に従事できる。

また、被災者の精神的ストレスの解消や避難者同士のトラブルの発生、学校教育への支障等の除去に努めることとする。

〈運営の手順の目安〉

- (1) 世帯ごとの避難者名簿（カード等）の配布及び作成整理
- (2) 避難所内の居住スペースの割り振り
- (3) 食料、生活必需品の請求、受取及び配給
- (4) 避難所の運営状況の報告
- (5) 避難所の運営記録の作成

2. 避難所運営組織の設置

避難所の運営を円滑に行うため、避難所自治組織、町担当職員、施設管理者及びボランティア代表による協議の場を設け調整を行う。

3. 避難者の収容

- (1) 収容対象者
 - ア 住居が被害を受け、居住の場を失った者（避難者）
 - イ ライフラインの被害等により、日常生活が著しく困難になった者（在宅被災者）
 - ウ 避難指示が発せられるなどにより緊急避難の必要がある者（避難者）
 - エ 交通機関の不通により帰宅が困難となった者（通勤・通学・帰宅困難者）
 - オ その他本部長が必要と認めた者
- (2) 居住組の編成
 - ア 原則として世帯を一つの単位とし、居住組を編成する。居住組は最大20名とし、各組に班長をおく。
 - イ 居住組の編成には、血縁関係や住居地域を考慮する。親戚や顔見知り同士等が集まるよう配慮する。
 - ウ 観光客等の町外居住の避難者はまとめて居住組を編成する。
- (3) 避難所内の居住スペースの割り振り
 - ア 使用可能部分を施設関係者と協議する。
 - イ 要配慮者を優先的に室内に避難させる。障がい者や高齢者、乳幼児、妊婦等に配慮して和室や空調設備のある部屋を確保する。
 - ウ 避難者全員分の居住空間を確保する。可能な限り屋内施設を使用する。ただし、校長室、職員室、保健室等は施設運営上必要となるため、別に確保する。
- (4) 災害対策本部等への連絡
 - ① 初動期
 - ア 行政担当者は、避難所に参集した後、避難所状況報告書の第一報を発信する。
 - イ 参集後、概ね3時間後に第2報、6時間後に第3報を発信する。
 - ウ FAX、電話、伝令等の方法により確実に災害対策本部へ連絡を行う。
 - エ 連絡手段は、FAXを使用し、電話の場合は常にメモを取るなどして、連絡事項が記録されるようにする。
 - ② 発災後 2日目～
 - ア 行政担当者は、災害対策本部が避難所の状況を把握するために必要な内容について、避難所状況報告書を作成し、毎日午前9時に報告を行う。
 - イ 行政担当者は、避難所の運営上、不足している人員を災害対策本部に要望する。
 - ウ 行政担当者は、ボランティアセンターへ必要となるボランティア活動の作業内容及び人員の情報を伝える。

4. 避難所の生活環境保護

避難所の生活環境に常に注意を払い、良好に保つよう以下の対策を実施する。

- (1) 避難者情報の管理

各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、町内の避難者の情報を一括管理し、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用する。
- (2) 高齢者・障がい者等対策
 - ア 管理運営責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における高齢者、障がい者、乳幼児、

妊産婦等について把握し、健康状態について聞き取り調査を行う。

イ 管理運営責任者は、調査結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を手配するとともに、避難所内の落ち着いた場所を提供するなど、避難所での生活について配慮する。

ウ また、必要に応じて、老人福祉施設、病院等への入所が行えるよう連絡調整を行う。

エ 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(3) 医療・保健体制

避難者の健康・精神的ケアについて、避難所生活が長期化する場合は、保健師又は看護師の常駐等の措置をとる。

(4) 避難所生活長期化への対応

避難生活の長期化に対応するため、必要な設備・機器を業者等から調達する。

ア 生活機器等の確保

衣類、洗濯機、乾燥機、テレビ、掃除機、冷暖房設備、冷蔵庫、炊事設備等生活機器の配備充実に努める。

イ 入浴洗濯支援

仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図る。

ウ プライバシー保護

避難者の世帯間を仕切る間仕切り等プライバシーの保護に努める。

(5) 愛玩動物及び盲導犬（介助犬）の対応

避難する場合、家庭で飼っている愛玩動物と一緒に避難することが基本である。避難所では、愛玩動物専用のスペースを設け一般の避難者とは離すことを基本とする。

また、盲導犬（介助犬）は障がい者にとって欠かせない存在であることから、避難所内での承諾を得て避難者と同じスペースで避難できるよう工夫をする必要がある。

(6) 保健・衛生対策

ア 感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努めることとする。

イ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ウ 県（健康福祉事務所）は、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

〈管理運営上留意すべき事項〉

(7) 避難所の維持管理体制の確立

(イ) 災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知

(ウ) 避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告

(I) 自治組織、施設管理者及び行政による連携

(オ) 避難者の要望、苦情等のとりまとめ

(カ) 環境衛生保護と維持

- (4) 避難者の精神的安定の維持
- (5) 施設の保全管理
- (6) 避難者の減少等に伴う避難所の規模縮小又は統合等の措置をとる場合、平常体制への復帰に努める。
- (7) 愛玩動物の措置及び盲導犬（介助犬）への措置、避難所での承諾

第3 避難所の閉鎖

避難が長期化する場合は、避難者の健全な居住生活の早期確保のため、応急仮設住宅や町営住宅の空室の迅速かつ適切な提供等により避難者の居住先確保を図る。

また、施設の本来機能の早期確保のため、避難スペースの適正配置に努めるとともに、避難所の統廃合・閉鎖に向けた計画を策定し、避難所及び福祉避難所の早期閉鎖に努める。

第4項 要配慮者対策計画

台風や豪雨等により浸水・がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難等に時間を要する要配慮者に対する支援策を実施する。また、災害発生後速やかに要配慮者の安否を確認するとともに、聞き取り調査や相談窓口の設置等により、必要な援護内容等を把握し、生活支援策を実施する。

「要配慮者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等を対象とする。

対策の体系

第1 要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握

第2 要配慮者支援策の実施

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	厚 生 部	(1) 要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握 (2) 要配慮者支援策の実施
関係機関	消防団・上郡消防署・警察署	要配慮者の支援等

取組内容

第1 要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握

1. 在宅要配慮者（避難行動要支援者への支援の充実・避難行動支援者との連携）

(1) 安否確認等

ア 災害発生前

- ・災害対策本部は、台風や豪雨等により浸水・がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがある場合、高齢者等避難を発令し、早めの避難を促す。
- ・厚生部は、特に注意を要する要配慮者に対し、自主防災組織等の関係機関と連携を図り、避難支援の必要の有無について確認し、必要がある場合は、消防機関と連携して支援を行う。

イ 災害発生後

・厚生部は、消防機関、警察署及び自主防災組織等の関係機関と連携し、速やかにひとり暮らし高齢者、在宅の障がい者等について安否確認を行い、所在等について把握する。また、巡回による聞き取り調査を実施し、生活状況、健康状態、必要としている援護内容等について把握する。

(2) 避難行動要支援者名簿の充実

ア 要配慮者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から要配慮者に関する情報を把握するよう努める。このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な要配慮者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿を整備しておくこととする。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新することとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

〔資料 1-18-1「上郡町避難行動要支援者名簿に関する要綱」〕

〔資料 1-18-2「上郡町避難行動要支援者名簿に関する要綱事務取扱要領」〕

イ 避難行動要支援者名簿の共有

町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた機関・団体等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は災害対策基本法に規定する特別の定めを設ける条例の制定等法制上の措置その他の必要な措置を講じることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じることとする。なお、名簿の提供にあたっては、拡散が容易である電子媒体ではなく、印刷した紙媒体で行うものとする。

ウ 管理方法

厚生部（健康福祉課、国保介護支援課）は登録者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援者等関係者との協働を円滑なものにするため、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、情報漏洩防止の観点から名簿の管理はバックアップを含め、定められた管理者が上郡町個人情報保護条例に基づき責任をもって行う。

エ 避難行動要支援者名簿の更新

転入にて把握できる対象者については、趣旨の説明を行い同意のもとに新たに名簿へ掲載する。また、既存住民のなかで新たに要介護認定や、障害認定を受けた者に関しても同様とする。

転出や死亡にて登録者に異動が生じた場合は、登録名簿から削除する。

(3) 福祉避難所

避難所においては、管理運営責任者を通じ、避難している要配慮者の生活状況、健康状態、必要としている援護内容等について把握し、状況に応じ福祉避難所を開設する。

(4) 相談窓口の設置

避難所等に相談窓口を開設し、要配慮者や避難所周辺住民に対する総合的な保健福祉に関する相談業務を行う。

また、保健師やケースワーカー等の保健福祉専門職員による巡回相談チームを編成し、要配慮者の実態調査、ニーズの把握に努めるとともに、必要な健康相談や保健指導を行う。

(5) 避難行動支援者との連携

災害時に避難行動要支援者への円滑な支援を実施するため、平常時から避難支援等関係者との連携を深めておく。

第2 要配慮者支援策の実施

1. 社会福祉施設・病院等への入所の調整

社会福祉施設や病院等への入所が必要と認められる要配慮者については、優先的に入所できるよう、関係機関等との調整を図る。また、要配慮者の避難所となる施設については、優先的にバリアフリー化を進める。

2. 仮設住宅等への優先入居

家屋の焼失、損壊等の被災を受けた要配慮者に対し、仮設住宅や公営住宅に優先的に入居できるよう配慮する。

3. ボランティアによる支援

要配慮者のニーズに応じ、ボランティア等の協力により支援を行う。また、避難した要配慮者の状況に応じて、専門職の職員、関係者、ボランティアによる支援を行う。

4. 生活物資等の配布

要配慮者対応の食品（軟菜食、粉ミルク等）その他生活用品について、必要に応じ調達し配布する。

5. 避難所等への配慮

避難所においては、必要に応じ、車いす等要配慮者対応の資機材を配備する。

6. 要配慮者の受入れ体制

要配慮者の受け入れについては、要請のあった近隣市町と連絡を密にとり、対応できる体制を早急に整える。要配慮者の状態に急を要する事態であり、町単独で対応できない場合は、県と協力して受入れ体制を整えるようにする。

7. 要配慮者の円滑な避難

町長は、要配慮者が円滑な避難するために、立ち退きの指示を出し、早急かつ円滑な避難ができるよう配慮を行う。

8. 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備

災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用を支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。また、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。

町は、避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供について同意のあった災害時避難行動要支援者に対して、支援を受けるために必要事項等を示した「個別避難計画」を避難支援等関係者が主体的に作成に取り組むことができるよう支援体制の整備に努める。

9. 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者を含む要配慮者の支援は、避難行動支援者と協力して行うが、気象状況の急変等により支援が困難と判断される場合は、避難支援等関係者の安全確保を優先する。

10. 専門家による支援

町は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、訪問介護員等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援に努め、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築する。

また、専門人材兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）の派遣要請を行う。

Ⅲ

災害応急対応計画

第1部

風水害応急対応計画

第3節 通信情報活動

第1項 災害情報の収集・伝達に関する計画

風水害による被害の軽減を図るため、気象情報等の収集や予警報の迅速かつ確実な伝達を行う。また、災害が発生した場合には、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに災害救助法の適用等を速やかに判断できるように、被害情報の的確な把握に努める。

対策の体系

- 第1 情報収集・伝達体制
- 第2 予警報・異常現象等の収集・伝達
- 第3 発災後初期の被害情報の収集・報告
- 第4 被害情報の収集・報告
- 第5 県・国への報告

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本 部 事 務 局 総 務 部	(1) 情報収集・伝達体制
		(2) 予警報・異常現象等の収集・伝達
		(3) 発災後初期の被害情報の収集・報告
		(4) 被害情報の収集・報告
		(5) 県・国への報告
関係機関	防災関係機関	被害情報等の情報交換

取組内容

第1 情報収集・伝達体制

1. 初動期の体制

(1) 災害対策幹部職員への対応

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員（各課長等）は、気象情報等により災害発生のおそれがある時は、直ちに登庁し、情報収集等初期災害対策を指揮する。

(2) 災害対策主管課の対応

職員は、気象情報等により災害発生のおそれがある時は速やかに登庁し、各課長等の指示により、速やかに情報の収集や防災関係機関との連絡調整にあたる。

2. 災害対策本部の体制

発災後の被害情報収集については、総務部が行い、本部事務局に報告する。また、県及び関係機関への連絡・調整は本部事務局が行うが、人員不足等不測の事態では、必要に応じて本部事務局の指示により、各部が県の所管部署に直接連絡する。

収集の手段は、各種システム、電話、携帯電話、ファックス、無線等の通信手段を用い速やかな情報収集に努める。特に発災後の被害状況の把握については、概ね1～2時間以内に概要を把握するように努める。

また、災害対策本部は、状況に応じて次の措置により、情報収集体制を補完する。

ア 情報収集隊の派遣

職員による情報収集隊を編成し、現地を見回り、災害の概況を把握する。

イ ヘリコプターの支援要請

本部において、ヘリコプター等による被災状況の確認が必要であると認められる場合は、「本章 第4節 第5項 緊急輸送活動計画 第3ヘリコプターの活用」に基づき、県若しくは県を通じて関係機関に派遣等を要請する。

3. 情報の収集・伝達

災害時の情報収集・伝達は、気象庁の防災情報提供システム、兵庫県フェニックス防災システム等のほか、自主防災組織等からの通報や直接現地確認等により行い、住民に対しては、屋外拡声器、ケーブルテレビ、ホームページ、ひょうご防災ネット等、関係機関については、災害時専用電話、衛星電話等により伝達する。また、要配慮者施設等については、厚生部より直接情報の伝達を行う。

第2 予警報・異常現象等の収集・伝達

1. 予報、警報、通報又は通知

総務部は、災害に関する予報又は警報若しくは通知、通報（以下「警報等」という。）を集約し、本部事務局及び関係各部に報告する。

2. 異常現象等の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者は、遅滞なく町長又は警察官に通報しなければならない。

また、異常現象により災害が発生し、被害を発見した者も、遅滞なく町長又は警察官に通報しなければならない。

(2) 町長及び警察官の措置

ア 町長の措置

異常現象の通報を受けた町長は、直ちに神戸地方気象台、県地方機関（西播磨県民局総務企画室総務防災課、光都農林振興事務所、光都土木事務所）、その他関係機関に通報しなければならない。

また、異常現象により災害発生の通報を受けた町長は、要救助者を早急に救助するとともに、被害状況を調査し、その状況を直ちに県地方機関（西播磨県民局総務企画室総務防災課、光都農林振興事務所、光都土木事務所）に、電話等により通報する。

ただし、県に報告できない場合は、国に直接連絡する。「本節 第5 県・国への報告」を参照。

イ 警察官の措置

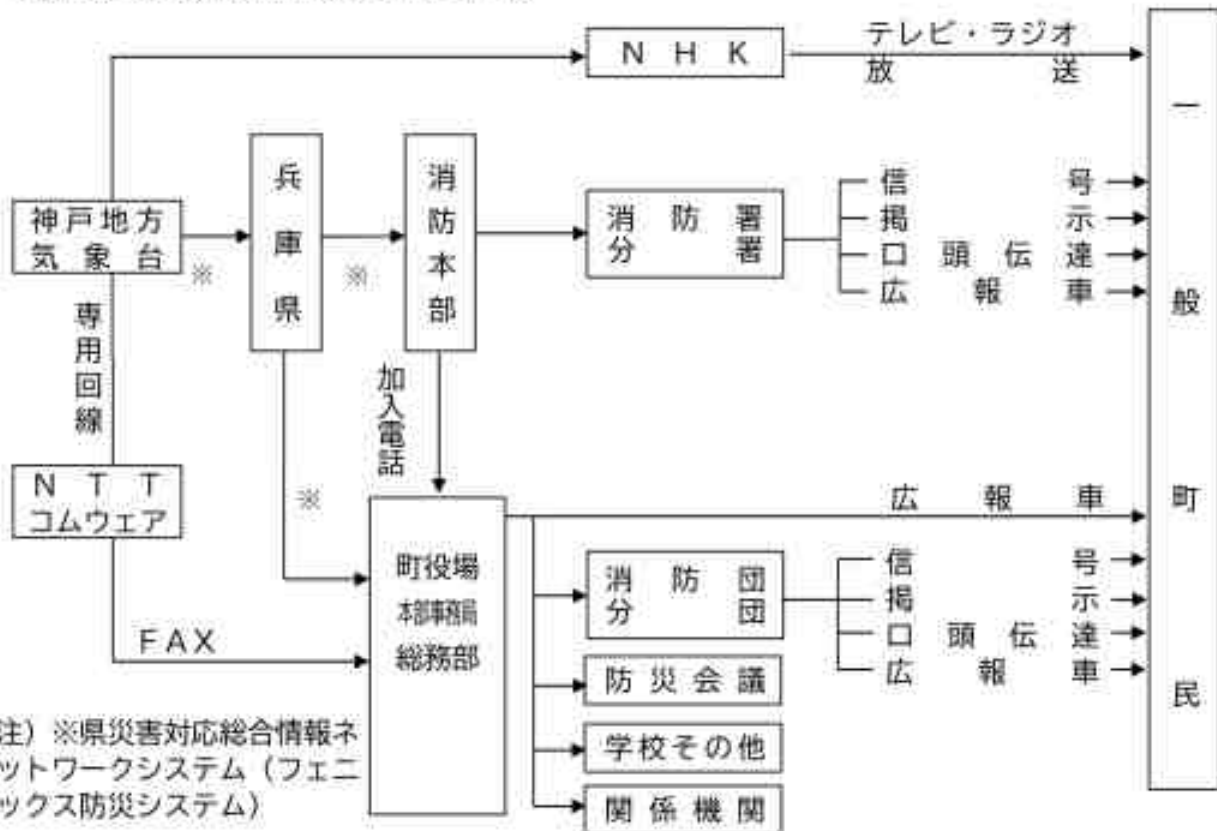
災害が発生するおそれのある異常現象又は災害による被害の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に連絡する。

(3) 消防機関の措置

消防機関は、災害が発生するおそれがある異常な現象の通報若しくは警報等を受け、又は自ら異常現象を知ったときは、直ちにこれを町長に通報しなければならない。

3. 警報等の伝達等

消防機関が行う警報等並びに予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な連絡は、次の系統図のとおりとする。



4. 気象予警報

注意報、警報、洪水予報、特別警報等の情報は、概ね次のとおりである。

(1)注意報・警報・特別警報等（神戸地方気象台等が発表する発表基準）

ア 注意報

気象等により災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報で神戸地方気象台が発表する。上郡町の基準は次のとおりである。

（注意報発表基準一覧表（令和5年6月8日現在））

注 意 報 名		基 準 等
気 象 注意報	風 雪 (平均風速)	風雪によって災害の起こるおそれがあると予想される場合 陸上 12m/s 雪を伴う
	強 風 (平均風速)	強風によって災害の起こるおそれがあると予想される場合 陸上 12m/s
気 象 注意報	大 雨	大雨によって災害の起こるおそれがあると予想される場合
	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	9 105
洪 水 注意報	洪 水	洪水によって災害の起こるおそれがあると予想される場合
	流域雨量指数基準 複合基準	安室川流域=12 鞍居川流域=10 安室川流域=表面雨量指数 5, 流域雨量指数 11.8 鞍居川流域=表面雨量指数 5, 流域雨量指数 10
気 象 注意報	大 雪 (12時間降雪の深さ)	大雪によって災害の起こるおそれがあると予想される場合 平地 5 cm 山地 10 cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾 燥	空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 最小湿度 40%で、実効湿度 60%
	濃 霧 (規程)	濃霧によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上 100m
	霜 (最低気温)	霜によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 4月以降の晩霜 神戸:最低気温 4℃以下 姫路:最低気温 2℃以下
地 面 現象 注意報	な だ れ	なだれによって災害の起こるおそれがあると予想される場合 ①積雪の深さ 70 cm以上あり、降雪の深さ 20 cm以上 ②積雪の深さ 50 cm以上あり、最高気温が9℃※1以上、又は、24時間雨量 10 mm以上
気 象 注意報	低 温 (最低気温)	低温によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 -4℃以下※1
	着 雪 (24時間降雪の深さ) (気温)	着雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 20 cm以上 2℃以下

※1 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値。

イ 警報

気象等により重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報で神戸地方気象台が発表する。上郡町の基準は次のとおりである。

〈警報発表基準一覧表（令和5年6月8日現在）〉

警 報 名	基 準	等
気 象 警 報	暴 風 雪 (平均風速)	風雪によって災害の起こるおそれがあると予想される場合 陸上 20m/s 雪を伴う
	暴 風 (平均風速)	暴風によって災害の起こるおそれがあると予想される場合 陸上 20m/s
気 象 警 報	大 雨	大雨によって災害の起こるおそれがあると予想される場合
	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準	13 168
洪 水 警 報	洪 水	洪水によって災害の起こるおそれがあると予想される場合
	流域雨量指数基準 複 合 基 準	安室川流域=15.1 鞍居川流域=12.6 鞍居川流域=表面雨量指数7, 流域雨量指数11.3
気 象 警 報	大 雪 (12時間降雪の深さ)	大雪によって災害のおそれがあると予想される場合 平地 10 cm 山地 20 cm

ウ 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合、最大級の警戒を呼びかためるため気象庁が発表する。

〈特別警報の発表基準〉

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

エ 洪水予報

千種川において、洪水が生ずるおそれがあると認められる場合は、兵庫県西播磨県民局と神戸地方気象台は共同で洪水予報を発表する。

〈千種川洪水予報の種類と発表基準〉

種 類		発 表 基 準	予報を行う 区間
区 分	標 題		
洪水注意報	氾濫注意情報	千種川の量水標の水位が、氾濫注意水位（3.4m）に達し、更に水位の上昇が予想されるとき	鞍居川合流点から河口まで L=22.1km
洪水警報	氾濫警戒情報	千種川の量水標の水位が、氾濫危険水位（4.7m）を超えることが予想されるとき、または避難判断水位（3.8m）に達し、更に水位の上昇が予想されるとき	
	氾濫危険情報	千種川の量水標の水位が、氾濫危険水位（4.7m）に達したとき	
	氾濫発生情報	洪水予報実施区域内で氾濫が発生したとき	

(2) 注意報の本文中で警報に関する言及

台風の接近や冬型気圧配置の強まる場合など、かなり早くから警報基準を超える可能性を高い精度で予想できる場合、注意報発表時に、警報に切り替える可能性があることを注意報の本文に盛り込む（ただし、注意報の本文中で警報の可能性を述べても、あくまで注意報として発表しているものであり、防災対策に要する時間を考慮して警報に切り替える。また、警報を発表する前に常に注意報で警報の可能性を言及できるものでなく、突発的な大雨等では、急に警報を発表する場合もある。）。

(3) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位※で神戸地方気象台が発表する。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

※冬期は県北部、県南部で発表。

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県南部・県北部の単位で気象庁本庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を県南部、県北部の単位で気象庁本庁が発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

5. 気象情報

神戸地方気象台は、気象の予報などについて、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。

(記録的短時間大雨情報)

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析:解析雨量)したりしたときに発表する。

上郡町	1時間110mm以上
-----	------------

6. 火災警報

神戸地方気象台は、気象状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達した場合、消防法第22条第1項に基づき知事に対して火災気象通報を行う。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

①乾燥注意報基準

実効湿度が兵庫県南部60%、北部70%以下で、最小相対湿度が40%以下となる見込みのとき。

②強風注意報基準

陸上で兵庫県南部12m/s、北部10m/s、海上で15m/s以上の風が吹く見込みのとき。

知事は、火災気象通報を受けたときは、直ちに町長に通報する。

町長は、神戸地方気象台が発表する火災気象通報を知事から受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発する。



第3 発災後初期の被害情報の収集・報告

1. 情報収集内容

災害発生の概ね1～2時間以内に、次のような内容の情報について迅速かつ的確な把握に努める。この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概要を大まかにつかむことに留意する。

（初動期の情報収集内容）

区 分	情 報 の 内 容	共 通 内 容
人的被害	1 死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 2 被災者の状況 3 住民の動向 4 避難の必要の有無及び避難所の状況	1 発生場所 2 発生時期 3 応急対応の状況
物的損害	1 庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 2 道路及び橋梁の被害状況 3 建物の倒壊状況 4 がけ崩れ及びがけ崩れのおそれの状況 5 電気、ガス、水道、電話等の状況	
その他	災害対策上必要な事項	

2. 情報収集内容

総務部は、次のような内容の情報について、担当部と協力して迅速かつ的確な情報把握に努める。

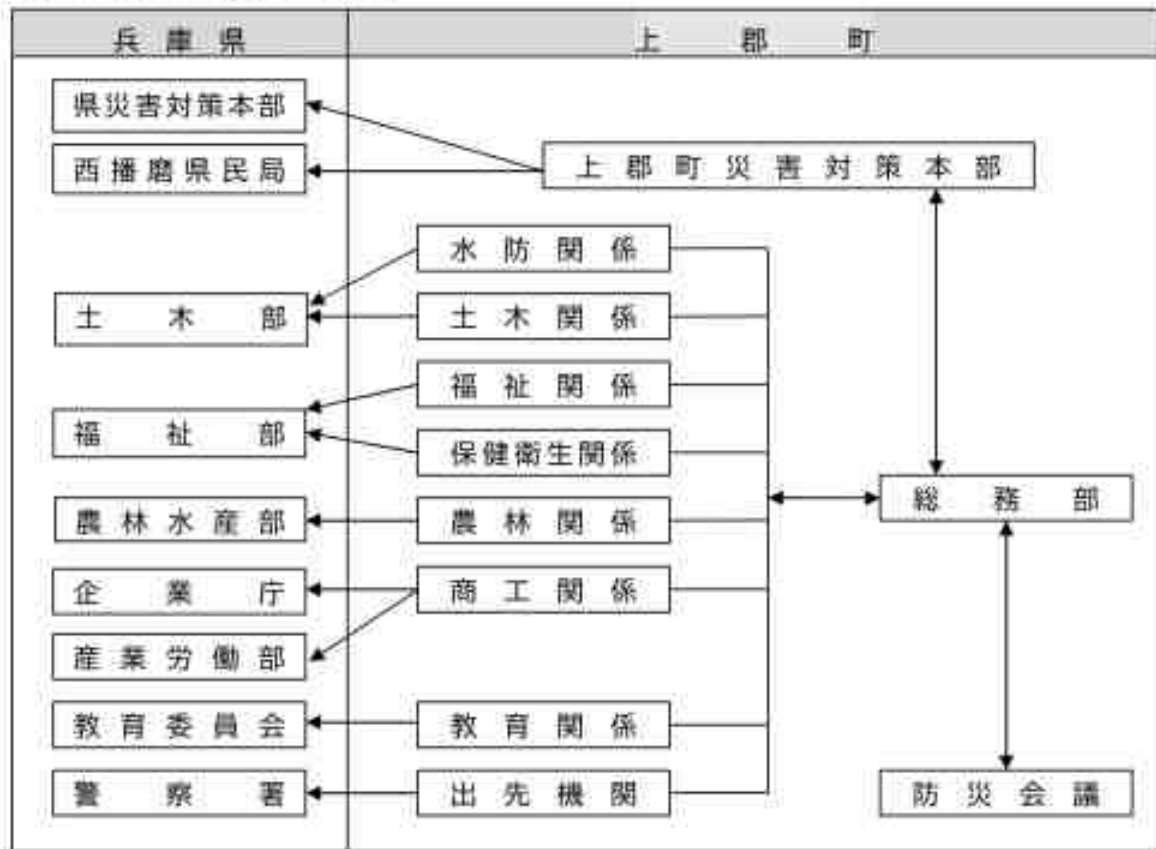
（初動期の情報収集体制）

No	情 報	担当部	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
1	消防情報	総務部	赤穂市消防本部上郡消防署、各消防団	浸水状況、がけ崩れ、危険物漏洩、火災・延焼、救急・救助、死傷者等の概括	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、消防無線
2	警察情報	総務部 建設産業部	兵庫県警察本部、各警察署	けが人、生き埋め、死傷者等の概括 道路交通規制状況	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、警察無線
3	ヘリコプター情報	本部事務局	兵庫県危機管理部災害対策課、兵庫県警察本部、陸上自衛隊	被災状況の概要全般	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、自衛隊無線
4	道路河川農業用施設等の情報	建設産業部	近畿地方整備局、光都土木事務所、近畿農政局（兵庫県拠点）、光都土地改良センター、農業用施設管理者	道路・橋梁・河川・排水機場及び農業用施設等の被害状況	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）

No	情報	担当部	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
5	職員参集時情報	総務部	各参集場所（役場、出先機関、避難所）	浸水状況、がけ崩れ、倒壊建物・火災被害、避難等の住民行動、避難所開設状況	電話、携帯電話
6	町出先機関情報	総務部	出先機関	出先機関等からの被害状況、対応状況等の情報	電話、携帯電話
7	学校関係情報	教育部	認定こども園、小学校、中学校	園児、児童生徒の安全と避難	電話、携帯電話
8	ライフライン情報	総務部	関西電力送配電株、西日本電信電話株	電気、電話等の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）
		上下水道部	上下水道課各係	水道、下水道等の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）
9	交通機関情報	総務部	西日本旅客鉄道株、智頭急行株、樹ウイング神姫相生営業所	電車、バス等公共交通機関の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話
10	タクシー無線情報	総務部		走行中のタクシーが収集した町内の被害状況	電話、携帯電話
11	各部の情報集約	総務部	関係各部	被害状況全般	電話、携帯電話
12	本庁舎情報	総務部	関係各部	本庁舎被害状況	電話、携帯電話
13	福祉情報	厚生部	各福祉施設	建物、入居者の安全と避難	電話、携帯電話
14	商工情報	建設産業部	上郡町商工会、商工団体等	商工業・観光関係被害	電話、携帯電話
15	農林業情報	建設産業部	農協、農林業団体等	農林業被害	電話、携帯電話

*担当各部は、総務部の情報収集を補完する。

〈情報及び被害状況報告系統図〉



3. 情報の整理

(1) 情報の整理・分析

本部事務局は、総務部及び各部から報告された情報に基づき、被害状況をとりまとめる。また、必要に応じて分析を行い、その結果を本部会議に報告する。

(2) 情報の報告

収集した情報及び本部会議等において決定した対策等は、本部事務局が速やかに県（危機管理部災害対策課、西播磨県民局総務防災課）に速報として報告するとともに、各部連絡員は、各部内に報告する。

4. 収集情報に基づく判断

(1) 本部長の判断

ア 本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。

イ 勤務時間外等のため本部会議を開催することが困難な場合には、本部長が決定する。

(2) 本部員の判断

本部員は、各部や住民等からの情報をその都度分析し、随時状況に応じた対応を決定して関係する部へ指示する。

(3) 応援体制の判断

本部長は、応援体制の必要性を認めた場合は、県、他市町、自衛隊等への応援要請を、「本章 第4節 災害発生後の活動 第1項 応援要請計画」に基づき行う。

(4) 各部の判断

上記(1)、(2)について緊急を要すると認められる場合は、各部において実施し、事後速やかに本部長に連絡する。

5. 住民への広報

(1) 広報の内容

総務部は、住民の安全確保及び応急対策を迅速に行うために必要と認められる情報を住民に周知する。

ア 避難の準備及び避難場所に関すること。

イ 被害の状況（ライフライン等）

ウ 行動上の注意事項

(2) 住民に対する広報の方法

「本章 第3節 通信情報活動 第3項 広報広聴計画」に基づく。

第4 被害情報の収集・報告

発災後初期の被害情報収集活動に並行して、二次災害防止、災害救助法の適用の可否等を早急に判断するため、人的被害状況及び火災又は土砂災害の発生状況等のより詳しい被害情報の収集を実施する。

なお、情報の連絡系統、収集方法等は、「本節 第3 発災後初期の被害情報の収集・報告」に準じる。

1. 収集する情報の種類

各部は、災害発生後速やかに、「発災後初期の被害情報の収集・報告」に基づき関係する被害の概況把握に努めるとともに、次表に示す情報を詳細に収集するよう努める。

この場合、把握できた範囲から一刻も速く第一報として報告することに留意する。特に、二次災害防止に関する情報及び人的被害・住家被害の把握に重点を置く。

また、特に、上郡地区（老朽家屋密集地）、高田台地区（盛土箇所、造成当初からの建売住宅等）、急傾斜地等に面した土砂災害警戒区域等の町域内の注意箇所についても重点を置く。

（発災後初動期に収集する情報）

区分	情報の内容	関係各部
(1) 人的被害	ア 死者及び行方不明者の状況	厚生部・総務部
	イ 負傷者の状況	総務部
(2) 住家被害	ア 全壊及び半壊の状況 ・目視調査による概数の把握（至急）	総務部
(3) 公共土木施設及び農業用施設等の被害	ア 道路、橋梁、河川、排水機場、ため池、井堰等の状況	建設産業部
	イ 急傾斜地の状況 ・急傾斜地等の調査（至急）	建設産業部
	ウ 交通施設及び交通の状況 ・公共交通機関（西日本旅客鉄道株式会社、智頭急行株式会社、株式会社ウイング神姫相生営業所） ・道路交通（警察）	総務部 建設産業部
	エ ライフライン施設の状況 ・上水道 ・下水道 ・電話、プロパンガス、電気各社	総務部 上下水道部
(4) その他	ア 救急救助活動の状況	総務部
	イ 医療活動の状況	厚生部
	ウ 応急給水の状況	上下水道部
	オ 社会的混乱の状況	総務部
	カ 避難所の状況	教育部
	キ 避難指示及び警戒区域設定の状況	本部事務局
	ク 非住家（公共建築物等）の状況	教育部
	ケ 応急対策活動の状況等その他	総務部
コ 食料及び生活必需品の供給状況	総務部・建設産業部	

2. 収集情報による判断

(1) 二次災害防止対策の判断

得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき二次災害防止対策及びその実施方針を定める。

本部会議を招集することが困難な場合は、本部長が決定する。

(2) 災害救助法適用の判断

(1)の方法に準じて、被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがあると判断される場合は、「本章 第4節 災害発生後の活動 第7項 災害救助法の適用計画」に基づき、県（災害対策本部、西播磨県民局経由）に被害状況を報告するとともに、災害救助法の適用を要請する。

3. 住民への広報

「本章 第3節 通信情報活動 第3項 広報広聴計画」に準じ、必要な情報を住民へ周知する。

第5 県・国への報告

1. 報告の区分及び留意事項

町長の知事に対する報告及び各部の本部に対する報告は、概ね次の表の区分に基づく。なお、県知事への災害報告は、西播磨県民局を通じ行う。

報告の区分	報告の時期	留意事項
【発生報告】 災害が発生し、大規模な被害が見込まれる場合 ・被害の概況速報 ・応急措置状況報告 被害状況等報告（概況、中間） 様式は指定の様式を使用	・覚知後、直ちに第一報を報告し、以後詳細が判明次第報告する。	・人的被害又は二次被害を重点に、現況を把握次第直ちに報告 ・部分情報及び未確認情報も可、ただし、情報の出所を明確にしておく。
【概況、中間報告】 被害の概況及び中間調査の結果に基づき報告 ・被害の概況速報 ・応急措置状況報告 ・集団被害(概ね50世帯以上) 被害状況等報告(概況、中間)様式1号により報告	・定時報告8時、12時、17時 ・緊急性のあるものは随時報告 ・本部より指示があった場合 ・その他必要と認められた場合	・発生時に報告した事項のその後の対応について ・確認事項について ・全壊、流失半壊、死者及び重傷者が発生した場合、その氏名、年齢、住所等を速やかに調査し報告する。 ・応急対策の実施の間、必要と認める事項を報告する。
【確定報告】 被害状況の確定調査の結果に基づき報告(最終報告) 様式は指定の様式を使用	・被害の全容が判明し被害状況が確定した場合、災害終結の日から3日以内に確定報告	・被害世帯の人員等については、現地調査のみでなく住民登録とも照合する。

2. 県、国への報告の要領

町が国及び県（災害対策本部、西播磨県民局経由）へ行う報告の要領は、次のとおりである。

(1) 火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合

消防組織法第40条に基づく火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）による様式に基づき県（災害対策本部、西播磨県民局経由）へ報告する。

また、被災等のため県（災害対策本部、西播磨県民局経由）と連絡できない場合には、国に報告するものとするが、県（災害対策本部、西播磨県民局経由）との連絡が可能となった時点から、その後の報告は、県（災害対策本部、西播磨県民局経由）に行うこととする。

【資料1-6-1 「火災・災害等即報要領」】

(2) 次の基準に基づく災害が発生した場合

- ア 災害救助法の適用基準に合致する災害
- イ 災害対策本部を設置した災害
- ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
- エ 町内の被害は軽微であっても、隣接する市町で大きな被害を生じている災害
- オ かけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの
- カ 河川の溢水、破堤により人的被害又は住家被害を生じたもの
- キ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

ク 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する場合

上記の基準に基づく災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき報告する。

(3) 災害情報の報告

災害情報の報告は、県地方本部（西播磨県民局）を通して第一報を、県災害対策本部へ報告する。通信等の不通により県（災害対策本部、西播磨県民局経由）に報告できない場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、連絡がとれるようになった後は、県（災害対策本部、西播磨県民局経由）に対して報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることが出来ない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、西播磨県民局経由）へ報告することとする。

（災害規模に関する情報は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できる何らかの情報で足りることとする。）

火災が同時多発又は多くの死傷者が発生し、赤穂市消防本部（上郡消防署）への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、西播磨県民局経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

(4) 報告系統

災害情報の報告は、災害の発生を覚知したときは、原則として速やかにフェニックス防災システムへの入力により行うが、状況により衛星電話、有線、無線、ファックス、テレビ電話等、最も迅速で確実な手段を使用する。有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク、西日本電信電話(株)災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

(5) 報告内容

① 災害概況即報

報告すべき災害を覚知したときに直ちに第一報を県（西播磨県民局経由）に報告する。（災害発生当初で被害状況が十分把握できない場合は、把握できた範囲から直ちに報告する。）

② 被害状況即報

町内の被害情報を収集し、県（災害対策本部、西播磨県民局経由）に報告する。

③ 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、西播磨県民局経由）に文書で災害確定報告を行う。

〈連絡先〉		
国の報告先	勤務時間内 (8:30~18:15) 消防庁防災課 応急対策室	NTT 回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 地域衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-048-500-9043421 FAX 発信特番 7-048-500-9049033
	勤務時間外 消防庁宿直室	NTT 回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 地域衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-048-500-9049101 FAX 発信特番 7-048-500-9049036
県の報告先	危機管理部 災害対策課	NTT 回線 TEL 078-362-9988 FAX 078-362-9911 県衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-151-3140 FAX 発信特番 7-151-6380
	西播磨県民局 総務企画室 総務防災課	NTT 回線 TEL 0791-58-2112 FAX 0791-58-2328 県衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-15187-189-1124

第2項 通信運用計画

災害の発生により電話等有線通信回線が被災し、不通となった場合、衛星電話等をはじめ防災関係機関等の非常用通信施設を有効に活用し、通信連絡網を確保する。

対策の体系

- 第1 通信施設
- 第2 通信施設等の運用
- 第3 通信施設の応急措置

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	総 務 部	(1) 通信施設
		(2) 通信施設等の運用
		(3) 通信施設の応急措置
関係機関	兵 庫 県	フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワークの運用
	防 災 関 係 機 関	非常無線通信の運用

取組内容

第1 通信施設

災害時に活用する通信施設は、次のとおりである。

通信手段	設置場所等
災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	県の関係機関、市町、赤穂市消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、海上保安本部、ライフライン企業等の各防災関係機関に配備
兵庫衛星通信ネットワーク	県、県内各市町及び県出先機関、赤穂市消防本部上郡消防署、气象台、自衛隊、病院、報道機関等の主な防災関係機関に配備
消防無線	上郡消防署（車載用：7、携帯用：9）及び上郡町消防団（車載用：7、携帯用：5）に設置（令和5年4月1日現在） 〔資料5-2-3 「消防無線一覧」〕

通信手段	設置場所等
防災（水防）無線	固定基地局(1)、固定局（水位：1、親局：1）、陸上移動局(1)の系の計5局が、安室ダムテレメーター系として設置されている。
屋外拡声器（J-ALERT 含む）	各地区に設置し、情報を伝達する
雨量監視システム	町内7地点に設置した雨量計で雨量を測定する
河川・道路冠水監視カメラ	河川の増水状況や冠水状況がわかるよう、河川監視カメラ8箇所・道路監視カメラ5箇所に設置
ケーブルテレビ、ホームページ	ケーブルテレビ、町ホームページを活用して情報伝達を行う。
ひょうご防災ネット	携帯電話のメール機能、ホームページ機能、スマートフォンのアプリを利用し、情報伝達を行う。

第2 通信施設等の運用

災害情報の収集・伝達は、次の通信施設等を適切に組み合わせて活用する。

なお、収集・伝達すべき情報の内容については、「本章 第3節 通信情報活動 第1項 災害情報の収集・伝達に関する計画 第3 発災後初期の被害情報の収集・伝達」によるものとする。

1. 災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）

迅速かつ的確な応急対応を図るため、各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システムの運用により、災害情報の迅速な収集・伝達及び共有を図る。

2. 兵庫衛星通信ネットワーク

緊急時の連絡網を確保するための衛星電話を活用して、関係機関等との通信に活用する。

3. 消防無線

消防無線は、基本的には消防活動に伴い利用するが、消防活動の程度により可能な場合は、移動局（携帯）を現地に派遣して災害対策本部、関係機関等との通信に活用する。

消防無線の運用については、「本章 第4節 災害発生後の活動 第2項 水防活動計画 第2 情報通信」に基づく。

4. 防災（水防）無線

県内の防災（水防）無線網は、県庁、六甲山中継所、粟鹿山中継所、生野ダムの各無線局を結ぶ多重回線が幹線となっており、固定基地局(1)、固定局（水位：1、親局：1）、陸上移動局(1)の系の計5局が、安室ダムテレメーター系として設置されている。

5. 屋外拡声器（J-ALERT 含む）

各自治会に設置している屋外拡声器により情報を伝達する。

(2) 早期復旧の実施

職員等による仮復旧に努めるとともに、直ちに保安業者に連絡し、修理を依頼する。

2. 西日本電信電話株式会社が実施する応急措置

西日本電信電話株式会社は、災害救助活動等に直接関係する防災関係機関の通信施設の確保及び通信の途絶解消に留意し、次の方法により、速やかに回線の応急復旧を行う。

- (1) 可搬型無線設備及び応急用ケーブルを使用し、回線の応急復旧を図る。
- (2) 交換機被災局には、非常用可搬形デジタル交換装置を使用し、応急復旧を図る。
- (3) 電力設備被災局には、非常用移動電源車を使用し、復旧を図る。
- (4) 幹線伝送路の被災については、デジタル可搬型無線設備等により復旧を図る。

第3項 広報広聴計画

町及び防災関係機関は、災害に伴う緊急情報、生活関連情報等について適時に住民に広報を行うとともに、住民からの各種相談に適切に対応し、住民の不安解消、安全確保、生活の安定化、生活再建機運の促進等に努める。

対策の体系

- 第1 広報体制
- 第2 広報内容
- 第3 広報方法
- 第4 報道機関への発表、協力要請
- 第 相談所の設置

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	総 務 部	(1) 広報体制
		(2) 広報内容
		(3) 広報方法
		(4) 報道機関への発表、協力要請
		(5) 相談所の設置
関係機関	放 送 機 関 防 災 関 係 機 関	関連事項の広報活動及び相互協力

取組内容

第1 広報体制

災害時における広報活動は、町及び防災関係機関が情報の共有化と一元化に努め、相互に協力して行う。

1. 町の広報活動

- (1) 町は、災害に関する全般的な広報活動を行う。
- (2) 住民に対する広報は、総務部が行う。
 - ア 町の対策その他重要事項の広報………災害対策本部の決定に基づく。
 - イ その他の広報………関係部と調整し、広報する。

2. 防災関係機関の広報

- (1) 防災関係機関は、それぞれが所管する施設、事業等に係る被害状況、復旧見通し等について、必要に応じて広報活動を行う。
- (2) 防災関係機関は、町の情報と共有化及び一元化を図るため、適宜、町災害対策本部と連絡をとりあう。
- (3) 防災関係機関は、住民への広報又は報道関係機関への発表を行うときは、町災害対策本部にその内容を事前に通知する。

第2 広報内容

広報にあたっては、時間ごとに変化するニーズに対応した情報の提供に配慮する。また気象に関する情報のみならず、被災状況・応急対策の実施状況・住民のとりべき措置等について積極的に広報することとする。

広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報すること。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられるが、被災者等のニーズに応じた多様な内容を提供するよう努めることとする。

1. 災害発生前の広報内容

災害発生に備え、避難情報等、緊急に住民に伝えるべき情報は、次のとおりである。

- ア 気象警報等の情報
- イ 高齢者等避難の発令情報
- ウ 避難指示の発令情報
- エ 避難所の設置状況
- オ 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況

2. 災害発生直後の広報内容

災害発生後は、発生前の広報内容に加え、緊急に住民に伝えるべき情報は、次のとおりである。

- ア 被害状況の概要及び応急対策の状況
- イ 二次災害に関する情報（土砂災害、倒壊建物、浸水等の危険）
- ウ 避難指示の発令情報
- エ 緊急安全確保の発令情報
- オ 緊急道路・交通規制状況
- カ 住民へ注意事項を促す必要がある情報

3. 生活情報

被災者の生活を維持する上で必要な情報を適宜広報する。

- ア ライフライン情報（上下水道・電気・ガス・電話等の被害、復旧の見通し）
- イ 食料・生活必需品・燃料の供給状況

- ウ 風呂、店舗等の開設情報
- エ 鉄道、バス等公共機関の運行又は復旧見込み情報
- オ 道路情報
- カ 医療機関の活動情報等
- キ 感染症対策活動の実施状況
- ク 問い合わせ・要望・相談等の連絡方法
- ケ その他住民や事業所がとるべき措置
 - ・火災・津波・地すべり・危険物施設等に対する対応
 - ・電話・交通機関等の利用制約
 - ・食料・生活必需品の確保

第3 広報方法

1. 緊急広報

災害発生初期の緊急を要する広報は、次の方法に基づき伝達する。

(1) 広報車による広報

町は、警察、消防と協力して広報車による緊急広報を行う。

(2) 職員による広報

広報車による広報活動が困難な地域等については、現地に職員を派遣し、広報を実施する。

(3) ヘリコプターによる広報

必要に応じて、搭載スピーカーによるヘリコプターからの広報について、県及び関係機関に要請する。

(4) テレビ・ラジオ等による広報

町は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合においては、各放送機関に対し、必要事項の放送の要請を行う。

また、町の屋外拡声器、ケーブルテレビ、ホームページ等あらゆる媒体を活用して広報に努めること。

2. 一般広報

生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により、必要に応じて適宜広報する。

(1) 広報紙等印刷物による広報

ア 災害対策広報紙の発行

町は、各課の広報担当より住民への提供情報を収集し、災害に関する情報をまとめた広報紙を発行する。

イ チラシ等の作成配布

必要に応じて、チラシを作成し、掲示・配布する。

(2) 広報車による広報

各担当課は、災害の状況又は復旧に応じて、広報車による広報を行う。

(3) テレビ・ラジオによる広報

必要に応じて各放送機関に放送要請を行うと共に、ケーブルテレビ等において広報を行う。また、定時的な情報提供枠を確保し、最新情報の提供に努める。

(4) 掲示板等の活用

避難所、防災拠点施設等に掲示板を設置し、各種の情報を提供する。

(5) インターネット等を利用した広報

広報紙の内容等についてインターネット（ホームページ）等を活用した情報サービスを実施する。

(6) 自主防災組織との協力

広報紙の配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、自主防災組織への協力を要請する。

3. 要配慮者への広報

(1) 障がい者、高齢者等への広報

自主防災組織やボランティア等の協力を得て、在宅の障がい者、高齢者等に対し広報紙を各戸配布するよう努める。

(2) 外国人に対する広報

通訳ボランティア及び外国人団体等の協力を得て、広報紙の翻訳を行い、主要な外国語による広報に努める。

第4 報道機関への発表、協力要請

1. 報道機関への情報提供

(1) 情報提供方法

総務部が収集した災害情報及び、その他本部会議において決定した災害対策を、各報道機関に総務部が発表する。

(2) 担当窓口の一元化

災害情報の発表にあたっては、情報の輻そうを避けるため、総務部が一元的な窓口となり、災害対策本部と調整の上対応する。

2. 放送要請

(1) 緊急放送の要請

町広報、防災関係機関への緊急の連絡及び災害対策基本法第56条に定める通信のため特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じ、テレビ、ラジオ等の放送機関に対し放送を要請する。

(2) その他放送の要請

必要に応じて、適宜必要な情報の放送を要請する。また、復旧活動が長期にわたる場合には、テレビ、ラジオ等への定時枠を確保し、最新の生活情報等について提供する。

3. 災害情報の混乱防止

災害時の混乱防止のため、迅速に正確な情報伝達を行い、デマ・パニック防止を図る。このため、被災地及び避難所等への広報紙等の掲示や広報車の巡回等により、定時的な災害情報の広報を図り、情報提供の均一化を図るほか、報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

第5 相談所の設置

1. 相談所の設置

(1) 一般相談所

被災者の不安解消、生活の立て直し、自力復興等を促進するため、必要に応じて公共施設や避難所に相談所を設置する。

相談所は、町職員及び自主防災組織やボランティア等の協力を得て運営する。

相談所職員等の主な業務は、次のとおりである。

- ア 相談所職員は、相談内容、苦情等を聴取し、速やかに関係機関へ連絡し、早期解決に努力する。
- イ 相談所職員は、処理方法の正確性と統一を図るため、あらかじめ定められた対応記録表を用いて内容を記録する。
- ウ 相談所職員は、問い合わせの内容、処理方法等を定期的に災害対策本部に連絡し、本部は必要により関係機関に報告し対応を図る。

(2) 専門相談所

法律相談や住宅相談等の専門的な問題についての相談窓口は、各課がそれぞれの必要に応じて総務部と調整の上で設置し、効果的な情報提供、相談業務等を行う。

2. 緊急問い合わせへの対応

(1) 電話対応について

被害規模が大きく、災害発生直後に住民からの問い合わせ電話が多発すると判断される場合には、総務部（情報・広報班）により、緊急時の電話対応を行う。

(2) 緊急時の電話対応に関する業務

ア 電話対応は、問い合わせ相談に対応し、問い合わせ内容について対応記録票に記入する。また、問い合わせ内容を精査し、本部事務局に連絡する。

イ 災害対策本部は、災害対策本部の決定事項又は住民への情報提供事項について、その内容を統一的な文書で総務部（情報・広報班）に連絡し、対応の迅速化を図る。

また、緊急時の電話を受けた総務部（情報・広報班）から報告を受けた問い合わせ事項について、必要があれば、広報紙等への提供情報の掲載を指示する。

Ⅲ

災害応急対応計画

第1部

風水害応急対応計画

第4節 災害発生後の活動

第1項 応援要請計画

町の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、県、他市町、自衛隊等に対し速やかに応援を要請し、住民の生命、身体及び財産の確保について万全の措置をとる必要がある。迅速かつ効果的に応援活動を受けられるよう、応援要請の方法、手続き、応援部隊の受け入れを次により実施する。

対策の体系

- 第1 県及び他市町への応援要請
- 第2 自衛隊への応援要請
- 第3 その他民間団体等に対する応援要請
- 第4 他市町への応援出動

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本 部 事 務 局	(1) 県及び他市町への応援要請
		(2) 自衛隊への応援要請
		(3) その他民間団体に対する応援要請
		(4) 他市町への応援出動
関係機関	防 災 関 係 機 関	各種の応援協力

取組内容

第1 県及び他市町への応援要請

1. 県に対する応援要請（災害対策基本法第68条）

町長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し次により応援（あっせんを含む）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。また、町長は、災害救助法に基づく応急対策等の実施を県知事に要請する。

【県への応援要請手続き】

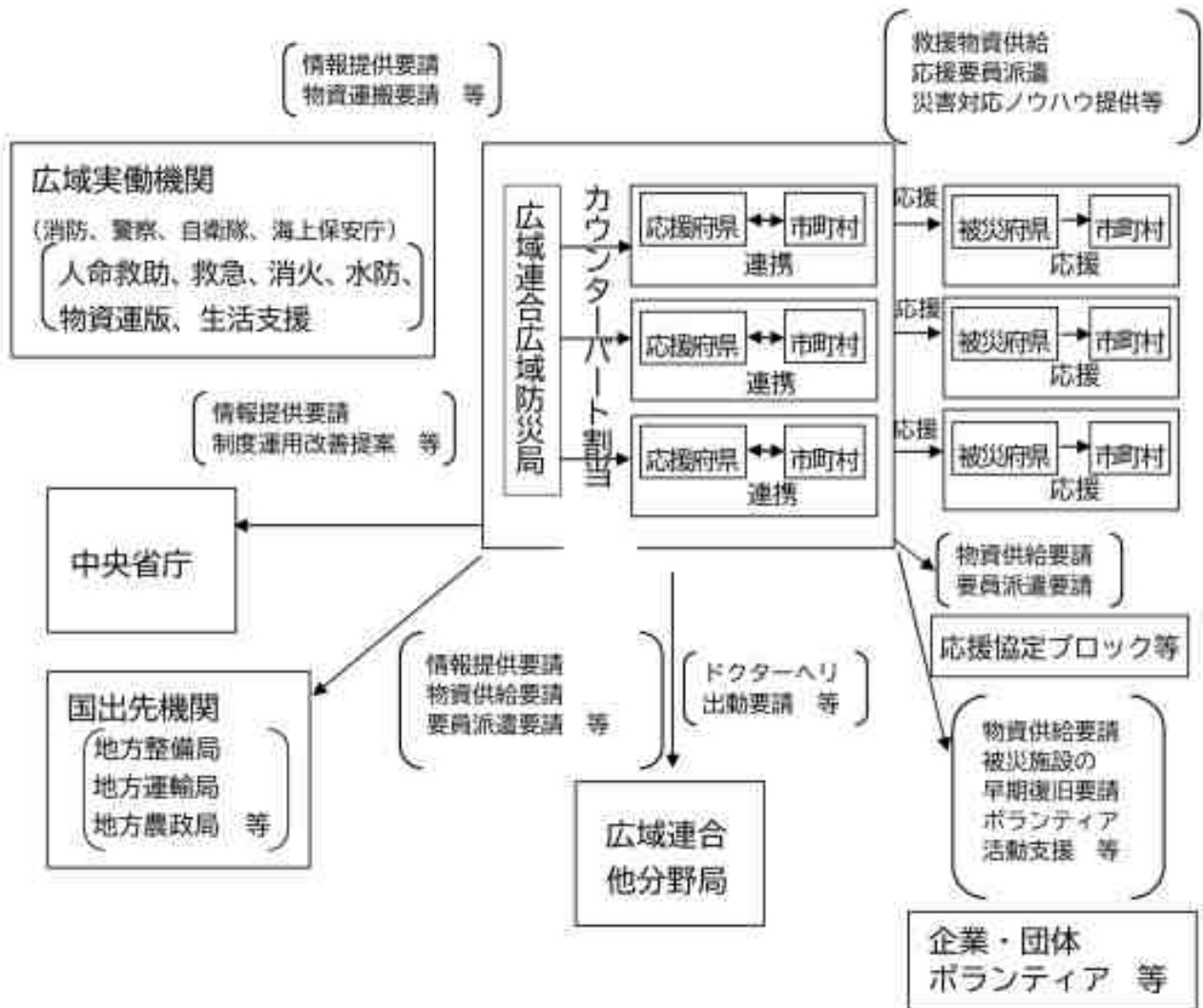
要 請 先	県災害対策課、西播磨県民局	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の状況 ○ 応援を必要とする理由 ○ 応援を希望する物資等の品名、数量 ○ 応援を必要とする場所・期間・活動内容 ○ その他必要な事項 	災害対策基本法第68条
職員派遣 幹旋要請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣を要請・幹旋を求める理由 ○ 職員の職種別人員数 ○ 派遣を必要とする期間 ○ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ○ その他必要な事項 	派遣：災害対策基本法第29条 幹旋：災害対策基本法第30条 地方自治法第252条の17

2. 関西広域連合に対する応援要請

災害の規模が大きく、被害が甚大で兵庫県だけでは対応できない場合には、県はまず、関西広域連合に対して応援を要請することとする。

要請を受けた関西広域連合は、応援内容及び応援先の割当てを「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、構成団体及び連携県（福井県、三重県及び奈良県）と調整の上、行う。

被災府県が複数の場合は、応援の集中を避けることができる（応援の空白エリアを生じさせない）、責任を持った応援を迅速かつ継続的に展開できる、という観点から、原則として、応援府県・政令市に特定の応援先となる被災府県を割り当てるカウンターパート方式をとる。この場合、応援府県と当該応援府県管内の応援政令市には、同一の被災府県を割り当てる。カウンターパート方式をとる場合においては、広域連合及び応援府県で協議の上、同一の被災府県を割り当てられた応援府県の中から幹事府県を決定し、円滑に連絡調整を行う。



3. 他の市町に対する応援要請（応援協定、災害対策基本法第67条）

町は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、相互援助を目的とした協定締結市町に対し応援を要請する。[資料「第4部 相互応援協定 関係」参照]

(1) 相互応援の手続き

近隣市町への応援要請は次の手続きに基づき行う。

【市町への要請手続き】

連絡先	要請先市町	
連絡方法	電話、無線（事後文書送付）	
要請事項	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の種類及び状況 ○車両の種類、規格及び台数 ○応援の場所及び応援場所への経路 ○応援の実施に関し、必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○品名、数量等 ○職員の職種別人員 ○応援の期間

(2) 相互応援の範囲

町は、協定を締結した近隣市町に対し、次に掲げる応急措置を要請することができる。

- ア 被災者の食糧その他生活必需品の提供
- イ 被災者の応急救助にかかる職員の応援及び施設の利用

- ウ 診療、検病、感染症患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援、所要の施設の利用及び医療品等の提供
- エ 復旧のための土木及び建築技術職員の応援及び資材の提供
- オ 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援及び所要の器具及び車両の提供
- カ 水道工事及び給水作業のための職員の応援及び所要の器具及び車両の提供
- キ 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援及び所要の器具及び車両の提供
- ク 消防、救急水防作業隊の応援及び所要の資材の提供
- ケ 災害ボランティアに関する情報提供
- コ その他応急対策活動に必要な措置

4. 行政機関職員の派遣要請（災害対策基本法第30条第1項及び第2項）

災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣について、あっ旋を求め、災害対策の万全を期する。（災害対策基本法第30条第1項及び第2項）

職員の派遣の要請及びあっ旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等で要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- (1) 派遣（あっ旋）を要請する理由
- (2) 派遣（あっ旋）を求める職員の職種及び人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (5) 前号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

5. 応援受入れ体制

本部長は、応援隊と関係各部長に対し、次の事項について必要な対応について指示する。

- (1) 情報の提供と応援手段の協議

災害の発生状況、被害状況、道路交通状況等応援を受けるにあたって必要な状況を相手先に連絡し、応援の受入れ方法について協議する。
- (2) 応援隊の誘導

応援隊の町内進入路及び集結地点、救援物資の受取場所等を選定し、応援隊を誘導する。
- (3) 部隊受入れ体制の整備

宿舍のあっ旋、食料の供給等、部隊が活動を行ううえで必要な施設物資等について調整し、提供体制を整える。
- (4) 応援隊の活動

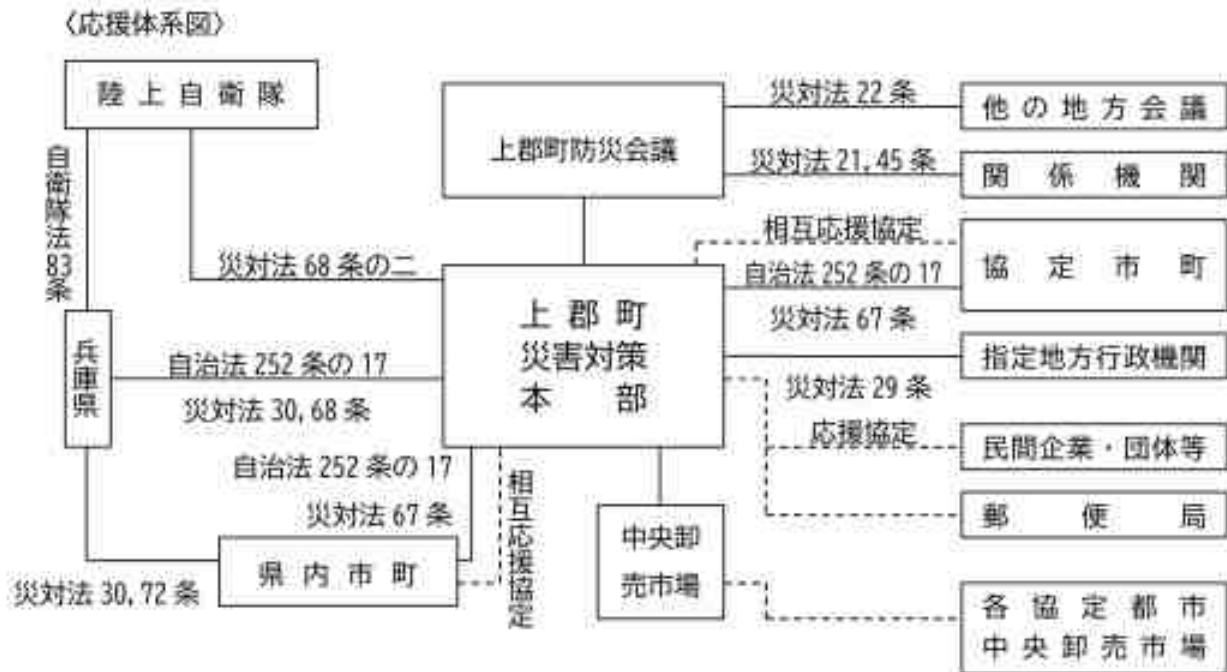
応援隊は原則的として、関係各部長の指揮下に入って活動する。

Ⅲ

災害応急対応計画

第1部

風水害応急対応計画



参考

- 地方自治法第 252 条の 17 (職員の派遣)
- 災害対策基本法第 21 条 (関係行政機関等に対する協力要求)
- 災害対策基本法第 22 条 (地方防災会議等相互の関係)
- 災害対策基本法第 29 条 (職員の派遣の要請)
- 災害対策基本法第 30 条 (職員の派遣のあっせん)
- 災害対策基本法第 45 条 (地域防災計画の実施の推進のための要請等)
- 災害対策基本法第 67 条 (他の市町村長等に対する応援の要求)
- 災害対策基本法第 68 条 (都道府県知事等に対する応援の要求等)
- 災害対策基本法第 68 条の 2 (災害派遣の要請の要求等)
- 災害対策基本法第 72 条 (都道府県知事の指示等)
- 自衛隊法 83 条 (災害派遣)

第2 自衛隊への応援要請

自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対しその旨を依頼する。これに対し知事は、災害の発生により人命及び財産の保護について必要と認めた場合、自衛隊に対し災害派遣を要請する。(災害対策基本法第68条の2)

〈派遣及び撤収要請手続き経路〉



1. 要請手続き

(1) 担当部班

自衛隊派遣要請の手続きは、本部事務局が行う。

(2) 知事への依頼

町長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要がある場合、県民局長、管轄の警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対して自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。

西播磨県民局 総務企画室総務防災課	NTT回線 TEL 0791-58-2112 FAX 0791-58-0015 県衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-15187-189-1124
相生警察署	NTT回線 TEL 0791-22-0110 FAX 0791-22-5110
県災害対策課	NTT回線 TEL 078-362-9900 FAX 078-362-9911 県衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-151-3140

〈災害派遣を要請する際に明らかにすべき事項〉

- ア. 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- イ. 派遣を希望する期間
- ウ. 希望する派遣区域及び活動内容
- エ. 要請責任者の職、氏名
- オ. 派遣時における特殊携行装備又は作業の種類
- カ. 派遣地への最適経路
- キ. 連絡場所及び現地責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその標示
- ク. その他参考となるべき事項

(3) 直接通知

特に緊急を要し、かつ知事に対して依頼を行うことができないときは、速やかにその旨及び災害の状況等を陸上自衛隊第3師団(第3特科隊)に通知する。この場合は、速やかに県知事にその旨を通知しなければならない。

陸上自衛隊第3師団 (第3特科隊)	NTT 回線 TEL 079-222-4001 FAX 079-222-4001
(災害対策本部未設置時) 危機管理部災害対策課	NTT 回線 TEL 078-362-9988 (夜間 362-9900) FAX 078-362-9911~9912
(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	NTT 回線 TEL 078-362-9900 (時間内外とも) FAX 078-362-9911~9912 (時間内外とも) 県衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-151-3140 FAX 発信特番 7-151-6380

2. 派遣要請の範囲

自衛隊の派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産救護を必要とし、かつ、事態がやむを得ない場合で、概ね次の活動内容を要請する。

〈自衛隊の派遣要請の範囲〉

1	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い被害状況を把握する。
2	避難者の援助	避難者の誘導、輸送等
3	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助活動
4	水防活動	土のうの作成、積み込み運搬等
5	消火活動	利用可能な消防車等その他防火機材をもって、消防機関に協力して消火活動にあたる。
6	道路及び水路の啓閉	重機等を使用した道路及び水路の障害物の除去
7	応急医療・救護及び防疫	薬剤等は通常自治体が準備
8	通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施
9	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 航空機による輸送は特に緊急を要すると認められたものに限る。
10	炊飯・給水	被災者に対し、炊飯及び給水を行う。(炊飯の米穀及び炊飯用水は、自治体等から提供されるものを使う。)
11	救援物資の貸付又は譲与	被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。
12	危険物の保安及び除去	方面総監が認めたとき、かつ処理能力可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

3. 自主派遣

災害発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないとき、自衛隊は、自衛隊法第83条第2項によりその判断に基づいて出動する。自主派遣の判断基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係わる情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係わる要請を行うことができないと認められる場合で、市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合。

4. 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 災害救助活動の調整

災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所その他必要事項を調整する。

(2) 資材の準備

災害派遣部隊が災害救助のために使用する資機材は、原則として町が準備する。

(3) 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊が、円滑な救援活動を行えるよう、宿营地、ヘリポート等必要な施設を提供する。

(4) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として町が負担する。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に関わるものは除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道費及び電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動実施に際し発生した（自衛隊装備に関わるものは除く）損害の補償
- ⑤ その他救援活動の実施に要する費用で、負担区分に疑義があるときは、本部長と派遣部隊長との間で協議する。

5. 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の方法に準じて、知事に撤収の連絡を行う。

第3 その他民間団体に対する応援要請

災害時協力協定を締結している民間団体に対し、必要に応じて、所定の手続きのもと、協定に基づく協力業務、資機材等の提供について協力を要請する。

本町が災害対策に関連してその他機関・団体と締結している災害時協力協定は「Ⅱ 災害予防計画 第4章 災害対応能力の向上 第4節 応援体制の整備」に定めるものとする。

(1) 応援要請の手続き・方法

- ア 本部長は、被害状況等収集情報により応援要請の必要性を判断する。なお、判断に必要な被害情報等の初動期の情報は、概括的情報であっても応援要請の判断に用いる。
- イ 応援要請は、概ね下記(2)の事項について、とりあえず電話又は口頭で連絡し、後日文書によりあらためて処理する。
- ウ 応援要請に際しては、各協定等に定められた者が要請する。

(2) 応援要請時に明らかにすべき事項

- ア 被害の状況・応援を求める理由
- イ 参着希望場所、日時及び参着場所に至る経路
- ウ 応援を希望する物資、食料、資機材等の品名、数量及び受領場所
- エ 応援を希望する活動内容
- オ その他必要な事項

第4 他市町への応援出動

町長は、知事又は他の都市から応援要請があった場合に、被災地に対する支援を総合的に推進するため、災害支援本部を設置する。

1. 災害支援本部の設置又は廃止の決定

(1) 設置の決定

本部設置の決定は、町長が行う。
 なお、設置基準については、概ね次のとおりとする。

- 相互応援協定締結市町
 震度6弱以上の地震の発生、又は、その他の災害等で同等の被害が発生した場合
- その他の地域
 国、県等から職員等の派遣要請があった場合

(2) 廃止の決定

本部長は、支援活動が完了したと認めたときは、災害支援本部を廃止する。

2. 災害支援本部の組織、事務分掌

本部長は町長、副本部長は副町長、教育長、上郡消防署長とし、本部員は各課長、本部連絡員は必要に応じて所属長が指定するものをもって充てる。本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、災害支援本部の組織、事務分掌については、災害対策本部の組織、事務分掌に準ずる。

ただし、本部会議においては、支援対策の基本事項について協議し、決定する。

(1) 協議事項

- ア 支援内容の決定及び調整に関すること。
- イ 支援に関する周知に関すること。

第2項 水防活動計画

消防機関は、暴風雨等の災害が発生した場合、迅速に活動体制を整え、総力をあげて水防活動、避難誘導、救助救急等の応急対策活動に取り組む。水防活動については、水防法に基づき毎年定める上郡町水防計画に基づき実施するものであるが、基本的事項については以下に定める。

対策の体系

- 第1 応急活動体制の確立
- 第2 情報通信
- 第3 救助・救急活動

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	総 務 部	(1) 情報通信
関 係 機 関	上 郡 消 防 署 消 防 団	重要水防箇所の監視及び報告 危険箇所の応急水防作業
	近 畿 地 方 整 備 局	所管する道路等の監視及び警戒 所管する道路等の応急復旧
	光 都 土 木 事 務 所	所管する河川等の監視及び警戒 所管する河川等の応急復旧
	自 衛 隊	災害派遣要請に基づく水防活動

取組内容

第1 応急活動体制の確立

1. 消防署・消防団の体制

上郡消防署及び消防団は、方面隊を編成し、署は消防署長、団は消防団長が指揮をとり、次の応急活動を行う。

- (1) 風水害等の災害の警戒又は防ぎよ活動に関すること。
- (2) 救助・救急活動に関すること。
- (3) 警戒区域の設定及び避難誘導に関すること。
- (4) 受持ち区域における被害状況の調査及び報告に関すること。

2. 消防団の非常招集

(1) 発令

非常災害（異常気象、台風等による大規模な災害等）が発生し、又は発生するおそれがあるときは、消防団員の非常招集（以下「招集」という。）を発令する。

(2) 参集

ア 消防団員は、招集の命令を受けたときは、特に指定された場合のほか、速やかに所属の本部又は分団詰所等に参集しなければならない。

イ 消防団員は、非常災害の発生が予想される時、又は発生を覚知したときは、招集の命令を待つことなく、前項の場所に参集し、指揮を受けるものとする。

(3) 招集の準備

ア 消防団長は、消防団員に必要な計画を前項の例に準じてたてるものとする。

(4) 伝達方法

ア 電話連絡を主体とし、その他適切な方法をもって伝達する。

イ 消防団員に対する伝達は、職員に準じて、電話連絡により、分団長に伝達し、分団長から消防団員に伝達するものとする。

第2 情報通信

情報通信は、有線電話の途絶、無線通信の障害、無線統制等により極度に制限されることが予測される。

1. 情報収集

災害に係わる情報は、施設、通信機器及び連絡網等あらゆる手段により、迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用する。

2. 通信運用

災害時における災害対策本部と署、分署間の通信は、有線通信を原則とするが、有線通信が途絶したとき及び出動隊との通信は、無線通信による。

災害時における災害対策本部と各消防分団の通信は、地区公民館の有線通信を使用することとするが、有線通信が途絶したとき及び出動隊との通信は、状況に応じ無線若しくは各自の携帯電話等通信可能な手段を駆使して行う。

3. 無線通信の優先順位

活動中の通信優先順位は、次のとおりとする。

- ア 災害の覚知
- イ 車両の出動命令
- ウ 応援の要請
- エ 救助又は救急状況の報告
- オ 災害状況の報告

第3 救助・救急活動

1. 救助・救急活動の原則

災害に係わる情報は、施設、通信機器及び連絡網等あらゆる手段により、迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用する。

- (1) 災害現場における人命救助活動を最優先する。
- (2) 救助・救急は、救命処置を必要とする負傷者及び弱者を優先する。
- (3) 軽傷者は、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて救出する。
- (4) 多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先する。
- (5) 救助・救急活動は、救命率の高い事案を優先する。

2. 通信運用

災害時における災害対策本部と署、分署間の通信は、有線通信を原則とするが、有線通信が途絶したとき及び出動隊との通信は、無線通信による。

3. 救助・救急の現場活動

(1) 救助活動

- ア 災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、安全確実かつ迅速に行う。
- イ 隊員相互の連絡を密にし、単独で行動しない。
- ウ 指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効率的に発揮させる。
- エ 要救助者が多数ある場合は、危険の緊迫している者から救助する。
- オ 救助後、救急処置を必要とする場合は、付近住民に対し現場付近の医療機関への搬送等必要な措置について指示をする。
- カ 災害の事態から、現有の救助資機材で有効な救助活動ができない場合は、災害対策本部に対して必要な資機材の要請を行う。

Ⅲ

災害応急対応計画

第1部

風水害応急対応計画

第3項 救助・救急・医療計画

風水害においては、浸水、土砂崩れ、樹木の倒壊、建物の損壊等により、要救出・救助者が多数発生することが予想される。これらに対処するため、町は、警察、自衛隊、消防応援部隊等の防災関係機関と連携を図り、救出・救助体制を確立し、迅速かつ適切な救出・救助活動に努める。また、災害のため医療機関の機能が停止し、又は医師の不足等により被災地の住民が医療・助産の途を失った場合や多数の負傷者が発生した場合に、関係機関は迅速かつ的確な医療活動を実施し、負傷者等の適切な保護を図る。

対策の体系

- 第1 医療・救護活動
- 第2 情報の収集等
- 第3 救出・救助活動
- 第4 救出者の搬送

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	厚 生 部	(1) 医療・救護活動
	総 務 部	(2) 情報の収集等
関 係 機 関	上 郡 消 防 署	救出者の搬送
	赤 穂 郡 医 師 会	救護班の派遣、医療の実施
	相生・赤穂市郡歯科医師会	歯科医療の実施
	薬 剤 師 会	医薬品等の管理・確保・提供
	兵 庫 県	医療救護活動の総合調整・支援
	社団法人兵庫県医師会	救護班の派遣等による医療救護活動の支援
	日 本 赤 十 字 社	
自 衛 隊	医療救護活動の支援	

取組内容

第1 医療・救護活動

1. 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、町長が補助するものであるが、救助を迅速に行うため、知事から町長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事

態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、町長が実施する。

- (2) 同法が適用されない場合は、被害の程度等により、適用された場合の規定に準じて町長が実施する。

2. 救護班の出動要請

(1) 救護班の出動要請

ア 町長は、災害の発生を知ったときは、直ちに職員を現地に派遣し、その状況を把握するとともに、知事、関係機関に災害の状況等を通報するほか、必要に応じ医師会長に対し、医師会特別救護班の出動を要請する。

イ 町長は、災害の状況に応じ、知事に対して、救護班の出動その他救急医療活動に必要な措置について要請する。

(2) 救護班の出動要請の方法

災害の発生により、町長が医師会又は知事に対して、救護班の出動を要請するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請するものとし、事後速やかに文書を送付するものとする。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 出動を要する人員及び器材
- エ 出動の期間
- オ その他必要な事項

3. 医師会特別救護班

(1) 編成

特別救護班の編成は、医師とその看護師をもって構成する。

(2) 出動

特別救護班は、医師会長の指示のもとに、指定された場所に出動するものとする。なお、出動にあたっては、自家用車等によるものとする。

(3) 診療用具の携帯

特別救護班は、町で用意した救急医療セットを携帯するものとする。

(4) 救護医師の増員及び医療器具、薬品の補充等

特別救護班のほかに医師等の増員や医療器具、薬品等の補充が必要な場合は、町長と医師会長が協議のうえ決定する。

ア 医師等の増員

医師会長が会員の中から補充する。

イ 医療器具及び薬品の補充

医療器具及び薬品等については、医師会長が補充する。

4. 救護所の設置

町は、次の場合に救護所を設置する。なお、県は救護所では対応しきれない場合、救護センターを設置することとする。

- (1) 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため現地医療機関では対応しきれない場合
- (2) 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
- (3) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力の問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかることから、被災地での対応が必要な場合
- (4) 救護所の指定順位
 応急措置を行う場所（以下「救護所」という。）は、概ね次の順位により開設する。

ア 外科施設を有する診療所

イ 前号以外の診療所

ウ 診療所のない地区又はこれらの施設で間にあわないときは、学校、集会所、公民館等

- (5) 救護所の表示・公告

町はあらかじめ、救護所の設置予定場所、名称、収容人員等を決めておき、救護所を開設した場合は、その表示を行い、一般に周知するとともに、夜間は文字標示の赤色灯を掲げるものとする。

- (6) 救護所、救護センターの廃止

町及び県は、現地の医療機関の復旧状況、受診患者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所及び救護センターを廃止することとする。

5. 医療の範囲

医療の範囲は、病院その他の医療施設において本格的な治療を受けるまでの応急的措置とし、その内容は、概ね次に掲げるとおりとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 診療所への収容
- (5) 看護

6. 現地総括者及び現地医療指揮者

- (1) 現地総括者

厚生部の中から現地総括者を指名し、災害現場において現地医療指揮者及び現場出勤の各部門責任者と現場活動が円滑に推進するよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整にあたる。

- (2) 現地医療指揮者

医師会長を現地医療指揮者と定め、災害現場及び現地救護所における各救護班の医療活動の指揮をとる。

7. 医薬品等の供給

(1) 品目

区分	期間	主な医薬品等
緊急処置用	発災後 72 時間	輸液、包帯、消炎鎮痛薬、殺菌消毒薬 等
急性疾患用	72 時間以降	風邪薬、うがい薬、整腸薬、抗不安薬 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病治療薬、降圧薬等への対応

*特に、発災後 72 時間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

(2) 調達方法

救護所等で使用する医薬品等については、医薬品卸売業者へ医薬品等の調達を要請するなど、流通備蓄の方法により確保に努める。

また、町で調達が困難な場合や医療機関で使用する医薬品等に不足が生じる場合は、兵庫県、他自治体や厚生労働省に協力を要請する。

(3) 搬送、供給方法

ア 町は、搬送に当たっては、あらかじめ定めた緊急輸送路を活用する。

イ 販売業者は、町域の集積基地まで搬送する。町は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、保冷車等運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。

なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど、目的地への迅速な供給に努める。

ウ 町は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、薬剤師会等の協力を要請する。

8. 費用の負担区分

災害のため出勤した医師等に対する報酬及び薬品代等の損失補償の経費は、町が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用された災害にあつては、その適用の範囲で県が、また企業体等の施設内で発生した災害にあつてはその企業体が負担する。

なお、災害のため出勤した医師等に対する報酬の額及び使用した薬品代等についての補償額は、別に定める。

9. 医療関係ボランティアの支援要請

必要に応じて、県に対して災害救援専門ボランティア（兵庫県医師会、兵庫県私立病院協会、兵庫県歯科医師会、兵庫県看護協会、兵庫県理学療法士会及び兵庫県作業療法士会、兵庫県薬剤師会）の派遣を要請する。

また、上郡町社会福祉協議会等の協力を得て、医療関係ボランティアの正確な把握に努め、救護所等における医療救護活動の救援に際してボランティアの支援を要請するとともに、受入れ窓口を設置し受入れ先の調整を行う。なお、災害ボランティアセンターが設置されている場合は、センターと密な連絡・調整を行う。

Ⅲ

災害応急対応計画

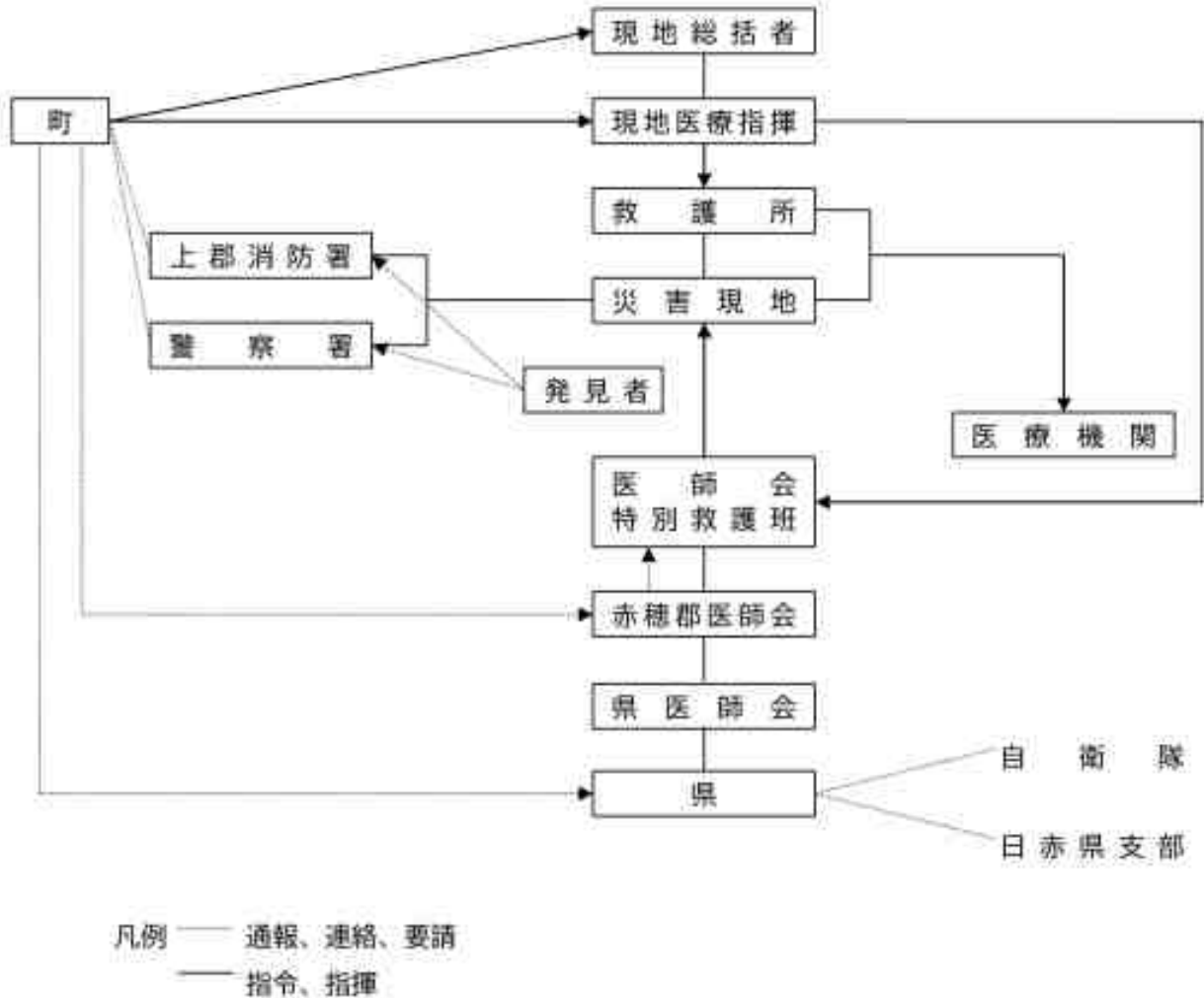
第1部

風水害応急対応計画

第2 情報の収集等

災害時における医療活動の指令及び通報系統は、次のとおりとする。

〈災害時における医療活動の指令、通報系統図〉



第3 救出・救助活動

1. 医師会特別救護班等の活動内容

医師会特別救護班及び災害発生時の医療機関等における救護活動の実施内容は、次のとおりとする。

- (1) 負傷者等の重度判定（トリアージタッグ）
- (2) 救急救命医療の実施
- (3) 後方医療施設への移送指示
- (4) 助産活動の実施
- (5) 遺体の検案

2. 医師会特別救護班等の活動内容

介護を要する若しくはひとり暮らしの高齢者、又は障がい者等（要配慮者）及び避難所生活者の健康対策のため、医師会特別救護班による巡回診療、巡回歯科診療を実施することとする。また、県（健康福祉事務所）等の協力を得て、メンタルヘルスケアチームを編成し、被災に伴う住民の精神的ストレス等への対応を行うこととする。

第4 救出者の搬送

1. 後方医療施設等への搬送

現地総括者又は現地医療指揮者の要請に基づき、救護所において応急手当等がなされた負傷者等で、西播磨圏域災害救急医療マニュアルに定める災害拠点病院や後方医療機関への収容を必要とする場合には、赤穂市消防本部（上郡消防署）が配備する救急車及び総務部が配備する町有車両を使用するほか、必要に応じ医療機関が所有する緊急自動車や民間所有車両の借り上げ配車等を行う。

また、緊急度に応じて兵庫県ドクターヘリ及び県の消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプター等を活用する。

2. 負傷者が多数発生した場合の措置

負傷者が多数発生し、救急車両等が不足した場合は、トリアージ（負傷者の負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者をふりわけける体制）を実施し、優先度の高い負傷者から適切な搬送を行う。

Ⅲ

災害応急対応計画

第1部

風水害応急対応計画

第4項 二次災害対策計画

浸水や土砂災害の危険箇所や危険物施設等について、災害発生後、迅速な点検及び応急措置等を実施し、二次災害の未然防止を図る。

対策の体系

第1 二次災害等対策

第2 危険物施設等災害応急対策

実施主体

	担 当 部 署	項目
町担当	本 部 事 務 局	(1) 二次災害等対策
	建 設 産 業 部	(2) 危険物施設等災害応急対策
関係機関	上 郡 消 防 署 兵 庫 県	危険物施設等災害応急対応 被災宅地危険度判定士の派遣・広報支援活動

取組内容

第1 二次災害等対策

1. 点検調査の実施

降雨等による二次的な土砂災害や水害等の発生を防止するため、迅速にかけ地や護岸施設等の調査を行い、災害の危険性について把握する。

(1) 点検調査の方法

危険箇所の点検は、危険が想定される箇所の事前調査に基づき調査ルートを設定し、優先順位を決めて実施する。

(2) 点検要員の確保

危険箇所の点検要員は、町及び関係機関の職員を確保するとともに、専門技術者等への委託や事前登録ボランティアへの協力要請等により対応する。

2. 二次災害のおそれがある場合の措置

(1) 避難指示等の実施

二次災害のおそれのある場合は、「本章 2節 避難活動」に基づき、迅速かつ適切に避難対策を実施する。

(2) 応急工事等の実施

二次災害の発生を防止するため、次のような応急工事等を検討し、迅速に対応する。

- ア 仮設水路の設置
- イ 不安定土砂の除去
- ウ ブルーシート張り
- エ 土のう積み
- オ 仮設防護柵の設置

(3) 被災宅地危険度判定の実施

町は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から住民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行なう被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合は、町は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害発生の防止に努める。

(4) 住民への広報

二次災害に関する情報は、「本章 第4節 災害発生後の活動 第3項 広報広聴計画」に基づき、二次災害の発生が予想される箇所や避難方法・避難場所等、必要な事項を住民に周知する。

(5) 警戒体制

雨量や危険箇所の変化の状況を常に監視し、二次災害の発生に備える。

第2 危険物施設等災害応急対策

1. 消防法上の危険物

(1) 実施体制

消防法上の危険物施設の所有者、管理者又は占有者（以下「危険物施設の所有者等」という。）は、危険物災害を最小限に止め、地域住民及び施設の従事者等の安全を確保するため、赤穂市消防本部（上郡消防署）等関係機関と密接な連絡をとり、適切な措置を行う。

(2) 危険物施設の所有者等が実施する対策

- ア 危険物施設の運転、危険物の取扱作業及び運搬を直ちに停止する。
- イ 危険物による災害の発生を防ぐため、施設の位置、構造及び設備の技術上の基準について応急点検を実施し、施設の現状を把握する。
- ウ 危険物施設に損傷等の異常が発見された場合は、応急補修、危険物の除去等の適切な措置を行い、施設からの流出事故等を防止する。

(3) 町が実施する対策

- ア 危険物施設の所有者等から二次災害の危険性について通報を受けた場合は、直ちにその旨を県等関係機関に連絡する。
- イ 公共の安全の維持又は災害の発生防止のため、緊急の必要がある場合は、危険物施設の使用を一時停止させる。
- ウ 被害の状況及び災害の危険性が及ぶ範囲を把握する。
- エ 危険物の流出拡散防止のための対策について、危険物施設の所有者等に指示をする。

オ 流出等の災害が広範囲にわたるおそれがある場合は、関係機関が密接な連絡をとり、立入禁止区域の設定、災害内容の周知、避難指示等の安全対策を実施する。

2. 毒物・劇物

(1) 実施体制

毒劇物営業者（製造者、輸入業者、販売業者）及び特定毒物研究者は、毒劇物の危険性（人体危険、火災危険、反応危険）を踏まえ、二次災害防止のため必要な応急措置を実施するとともに、保健所、防災関係機関等に状況を通報する。

(2) 毒劇物営業者等が実施する対策

ア 毒劇物の安全な場所への移動、漏出防止及び除毒措置等の安全措置を実施する。

イ 上記の措置を実施できないとき又は必要と認めたときは、付近住民及び従業員の避難措置を実施する。

ウ 消防隊等が到着した際には、誘導員を配置し、進入を容易にするとともに、施設の状況、毒劇物の保有量、保有位置等、応急対策上必要な事項を報告する。

(3) 町が実施する対策

毒劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等のおそれがあると判断される場合又は臭気、刺激臭、善色ガス等が確認された場合は、滞留区域、地形及び風向を考慮して速やかに警戒区域を設定し、応急作業従事者以外の立入り等を禁止するほか、付近住民に対し必要な広報を実施するとともに、避難等の措置をとる。

3. 放射性物質

(1) 実施体制

放射性物質取扱者等は、放射性物質の危険性（人体影響等）を考慮し、二次災害防止のため必要な応急措置を実施するとともに、状況を関係機関に通報する。

(2) 放射性物質取扱者等が実施する対策

ア 放射性物質を安全な場所に移動し、その場所の周囲にロープ張り等の措置及び立入禁止措置を実施する。

イ 放射性物質の漏洩、拡散等のおそれがあると判断される場合は、速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民や施設従業者の避難等、必要な措置を実施する。

(3) 町が実施する対策

ア 施設関係者を積極的に活用し、文部科学省、県及び関係機関と密接な連携のもと地域住民の安全措置を実施する。

イ 消防隊等は、放射性物質防ぎよ服等の資機材を装備した部隊を活用し、状況の把握に努め、警戒区域を設定し、応急作業従業者以外の者の立入り等を禁止するとともに、地域住民の避難措置等を実施する。

ウ 放射性物質に詳しい専門家がない場合は、県災害対策本部に現状を報告し、専門家の支援を要請する。

第5項 緊急輸送活動計画

災害発生時における救援物資等の輸送や重症患者の搬送、応急対策要員の派遣等を迅速に実施するため、緊急輸送路や緊急輸送車両を確保するとともに、ヘリコプターの活用による輸送体制を整備する。

対策の体系

- 第1 陸上輸送体制の整備
- 第2 緊急輸送車両の確保
- 第3 ヘリコプターの活用

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本部事務局・建設産業部	(1) 陸上輸送体制の整備
	総 務 部	(2) 緊急輸送車両の確保
	本 部 事 務 局	(3) ヘリコプターの活用
関 係 機 関	近畿地方整備局 (姫路河川国道事務所)	緊急輸送路の確保（道路啓開）、障害物の除去
	自 衛 隊	
	警 察	緊急交通路の確保（道路啓開）

取組内容

第1 陸上輸送体制の整備

1. 緊急輸送にあたっての配慮事項

緊急輸送活動を行うにあたっては、次の事項に配慮する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2. 緊急輸送路の確保

(1) 緊急輸送路の指定

県、警察及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ選定している緊急輸送路について被災状況を確認し、確保すべき道路を次の基準に基づき緊急輸送路として指定する。

[資料 5-6-2 「町内緊急輸送路」]

第1次緊急輸送路	町外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路（高速道路、国道、県道等）
第2次緊急輸送路	第1次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点を連絡する主要道路
第3次緊急輸送路	救助活動避難拠点や避難所等を連絡する道路

(2) 道路の応急復旧等の実施

効率的な緊急輸送活動を行ううえでの重要度に応じて、路線別に順位を定め、障害物の除去、損傷箇所の修復等の応急復旧作業を優先的かつ集中的に実施し、交通機能の早期回復を図る。

(3) 交通規制の実施

緊急の必要があると認めるときは、各種法令等に基づき速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなど交通規制を実施する。

ア 規制の種別等

(7) 道路法に基づく規制

災害時において、道路施設の破損、決壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(イ) 道路交通法に基づく規制

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、警察関係機関は、歩行者又は車両等の交通を禁止し、又は制限するものとする。

(ウ) 災害対策基本法に基づく規制

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため、必要があると認められるときは、公安委員会は、緊急輸送に従事する車以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 規制の標識等

道路交通規制を行った場合は、各法令の定めに基づき、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難なときは、必要に応じて、警察官又は関係職員が現地において指導するなどの措置を講ずる。

ウ 規制の広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

3. 災害活動拠点の指定

救援物資等の受け入れ、仕分け及び配送等の業務を担う物資等集積所として、あらかじめ選定している災害活動拠点を被災状況の確認後、指定する。

4. 災害救助法による輸送基準

災害救助法による救助実施のための輸送基準は、次のとおりである。

(1) 輸送の範囲

- ア リ災者を避難させるための輸送
- イ 医療及び助産のための輸送
- ウ リ災者救出のための人員、資材等の輸送及び救出したり災者の輸送
- エ 飲料水の供給のための輸送
- オ 救助用物資の輸送
- カ 死体の捜索のための輸送
- キ 死体の処理のための輸送

(2) 輸送の期間

各救助の実施が認められる期間とする。

(3) 費用の限度額

当該地域における通常の実費とする。

第2 緊急輸送車両の確保

1. 緊急輸送車両の確保

(1) 町保有車両の活用

緊急輸送に必要な車両は、町（災害対策本部）が保有し、あるいは直接確保できるものを第1次的に利用する。

(2) 県への調達要請

町保有車両等による輸送用車両に不足が生じた場合は、県に対して次の事項を明示して調達あっ旋を依頼する。

- ア 輸送を必要とする人員又は物資の品名及び数量（重量）
- イ 車両等の種類及び台数
- ウ 輸送を必要とする区間及び借上期間
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

(3) 協定締結市町及び民間業者等への応援要請

緊急輸送に係わる車両、人員等について応援が必要な場合は、協定締結市町及び民間業者等に協力を要請する。

2. 緊急通行車両の確認

大規模な災害の発生等により、一般車両に対する交通規制が実施された場合、緊急輸送に活用する車両は次により緊急通行車両の確認を受ける。

(1) 事前届出済の車両

緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行う。この場合は、確認のために必要な審査は、省略される。

上記の車両は、県災害対策課、警察本部、警察署、交通検問所において、届出済証による確認が行われ、緊急通行車両確認証明書及び標章が交付される。

(2) 災害発生後の届出

総務部は、大規模災害発生後に、車勤務時間内の非常参集等必要書類を警察署に持参し、正規の手続きをとる。また、町が行う緊急復旧等に係る資機材等の輸送のための民間車両についても同様の手続きをとる。

第3 ヘリコプターの活用

1. 県消防防災ヘリコプターの支援要請

大規模災害が発生し、陸上運送、輸送機能が麻痺した場合において、県消防防災ヘリコプターの要請を行い、迅速な救命救助、緊急物資輸送を行う。

(1) ヘリコプター要請の内容

ア 救急活動 イ 救助活動 ウ 火災防ぎょ活動 エ 情報収集活動
オ 災害応急対策活動

(2) 支援要請手続

ア 要請手続

県に対するヘリコプターの支援要請は、市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長又はそれらの者から委任された者が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出することとする。

ただし、県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行うこととする。

なお、県消防防災ヘリコプターの運航は、原則として日の出から日没までの間とし、運航の可否は防災監（消防課長）が決定することとする。

イ 要請先

《県災害対策本部非設置時》

- ・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。
- ・夜間（17:30～翌朝8:45）の要請は神戸市消防警防部司令課に対して行う。

神戸市消防局警防部司令課 TEL (078)333-0119

FAX (078)325-8529

《県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合》

災害対策本部事務局 TEL (078)362-9900

(県災害対策センター内) FAX (078)362-9911

ウ 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受入れ先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておくこととする。

2. 他機関所有ヘリコプターの支援要請

自衛隊に対するヘリコプター等の支援要請は、県知事に対して要請を行う。ただし、その手続きができない場合には、その旨及び災害の状況を直接自衛隊に通知し、その後、速やかに県知事に対して所定の手続きを行う。

3. 要請での連絡事項

① 災害の発生場所、発生時間、内容、原因	② 要請を必要とする理由
③ 活動内容、目的地、搬送先	④ 現場の状況、受入れ体制、連絡手段
⑤ 現場の気象条件	⑥ 現場指揮者
	⑦ その他の必要事項

4. 町の準備事項

ア 離発着場の選定

イ 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

大規模災害が発生し、陸上運送、輸送機能が麻痺した場合において、県消防防災ヘリコプターの要請を行い、迅速な救命救助、緊急物資輸送を行う。

5. 臨時ヘリポートの確保

重症者、緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。
 [資料5-6-1 「県指定臨時ヘリポート（輸送拠点）及び離着陸場の基準」]

第6項 ライフライン等の応急復旧計画

都市生活の基盤をなす水道、下水道、電力、ガス、電話、鉄道、バス等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。このため、町及び各事業者は相互に連携を図り、応急復旧や二次災害の防止活動に努める。

対策の体系

- 第1 水道施設
- 第2 下水道施設
- 第3 電力施設
- 第4 ガス施設
- 第5 電話施設
- 第6 交通施設（鉄道、バス）

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	上 下 水 道 部	(1) 水道施設
		(2) 下水道施設
	総 務 部	(3) 電力施設
		(4) ガス施設
		(5) 電話施設
		(6) 交通施設（鉄道、バス）
関 係 関	兵 庫 県	下水道施設の応急対策支援
	関西電力送配電株式会社	電力供給施設の応急対策の実施
	(一社)兵庫県 LP ガス協会	プロパンガス供給設備の応急対策の実施 災害時におけるプロパンガスの供給
	西日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ I・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社	電気通信の疎通確保と設備の応急対策 災害時における非常緊急通信

取 組 内 容

第1 水道施設

上下水道部は、災害発生に際し、直ちに水道施設の被害状況の調査、施設の点検を実施するなど、応急復旧に必要な措置を講じ、速やかな応急給水体制を確保する。

1. 目的

台風・大雨等をもたらす風水害等の災害及び偶発的事故並びに長時間の停電等による大規模断水に対して、水道施設等の被害の軽減と復旧の早期対応を図るとともに、応急給水活動時の迅速処理に努めることを目的とする。

2. 施設の復旧手順

施設の復旧にあたっては、応急給水拠点施設への給水や仮設給水栓の設置等、応急給水体制を考慮した復旧を実施する必要があることから、次の基本方針に基づき復旧工事を実施する。

- (1) 復旧は、給水効果が大きい主要施設及び早期復旧が可能な施設から行う。
- (2) 施設の運転、相互融通等の制御方法を考慮し、復旧工事を実施する。
- (3) 広域的な断水時には、幹線及び本管の早期復旧により、町内一円に応急給水体制がとれるように復旧工事を実施する。
- (4) 管路の復旧作業にあたっては、管の破損、継手の離脱等、管路切断状態の復旧を優先する。

3. 復旧用資機材の調達

被災した水道施設のために必要とする資機材は、資機材取り扱い業者と連携を図り、迅速な調達を行う。

4. 応援要請等

応急復旧の作業は、町内の指定給水装置工事業者に協力を要請するとともに、応急給水及び施設の応急復旧を実施するために必要があると認めるときは、町長は、知事又は協定締結市町等に対し応援を要請する。

[資料「第4部 相互応援協定 関係」参照]

5. 広報

災害時の予定給水場所については、事前にパンフレットや広報等で住民へ周知しておく。

災害発生後は、掲示板、広報車等の広報活動により、その場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急給水・応急復旧の現状と見通し等についても、報道機関等の協力を得て、随時広報を行い、利用者の水道に関する不安解消に努める。

第2 下水道施設

上下水道部は、災害発生に際して、直ちに被害状況の調査及び施設の点検を実施し、排水機能の支障の有無を確認するとともに、二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

1. 目的

台風、集中豪雨時に、浸水被害の発生・拡大を防止するため、雨水排水施設等の流下等に支障がないよう応急措置等を行う。

2. 応急対策

雨水路等の排水施設にある障害物を除去し、排水機能の回復を行う。また、雨水のポンプ施設等の送水機能の確保を図る。

3. 資機材・車両及び人員の確保

- (1) 下水道施設の応急復旧にあたっては、建設産業部、県、協定締結団体が連携を図り、効果的かつ迅速に実施する。
- (2) 応急復旧は、町が備蓄する資機材及び車両により行う。災害規模により多くの資機材若しくは車両を必要とする場合には、関係機関等に調達協力を要請する。

4. 広報

総務部は関係機関と連携を図り、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を住民に広報する。

第3 電力施設

関西電力送配電(株)は、災害時の住民生活等における電力の果たす役割を認識し、電力施設の早期復旧に努める。総務部は、電力供給に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1. 目的

この対策計画は、非常災害発生時における関西電力送配電(株)の組織及び運営について定め、人身の安全並びに設備被害の極小化を図るとともに、被害を早期に復旧することを目的とする。

2. 町の協力

災害により電力施設に被害の発生のおそれのあり、又は発生した場合において、電力施設の防護措置を講ずる必要があるときは、町は、関西電力送配電(株)に通知し、同社がとる必要な応急措置に協力する。

3. 広報

関西電力送配電(株)は、感電事故又は漏電による出火を防止するための措置及び電力施設の被害状況、復旧状況等についてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、周知するほか、広報車等により直接当該地域へ広報を行い、住民の不安解消に努める。

4. 応急対策

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察署、消防署等から要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じるとともに、出火防止、感電防止等の二次災害の発生防止に努める。

- (1) 安全確保措置
- (2) 被害状況の収集・伝達
- (3) 資機材の調達、輸送
- (4) 重要施設等への応急対応
- (5) 広域応援

5. 復旧対策

(1) 復旧の基本的方針

- ア 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速適切に実施する。
- イ 各設備の復旧は、緊急かつ直接的に人命に関わる施設、経済社会の基幹的機能を有する施設から実施する。具体的には、医療機関、防災関係施設（国・県の出先機関、自治体庁舎、消防署・分署）、水道、ガス、通信、公共交通関係施設及びその他の重要施設に対して優先的に送電する。

(2) 関係機関との調整

復旧工事にあたって、関係機関間の調整が必要な場合は、総務部のもとに調整を行う。

第4 ガス施設

（一社）兵庫県 LP ガス協会は、大規模な災害の発生に際して、概ね次の応急対策を実施することとしている。

総務部は、LP ガス供給に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1. 目的

災害発生時の LP ガス施設による二次災害の発生を防止するため、緊急措置及びガス供給先の応急措置を実施するとともに、被災住民等へのガスの応急供給を円滑に実施することを計画の目的とする。

2. 町の協力

災害によりLPガス施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合には、総務部は(一社)兵庫県LPガス協会に通知し、同協会がとる応急措置に協力する。

3. 活動体制

(一社)兵庫県LPガス協会は、「兵庫県LPガス災害対策本部の設置要綱」に基づいて、協会内に兵庫県LPガス災害対策本部を設置、支部に現地対策本部を設置し、関係機関、関係団体と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。

4. 広報

(一社)兵庫県LPガス協会は、ガス漏れ等による二次災害を防止するための措置及びガス施設の被害状況、復旧状況、復旧見通し等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、周知するほか、広報車等により直接当該地域へ広報を行い、住民の不安解消に努める。

株ラジオ関西との「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、LPガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、株ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図ることとする。

また、災害地区の自治体等に依頼し、広報車・有線放送等を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう住民に周知するとともに、LPガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じることとする。

5. 応急復旧

(一社)兵庫県LPガス協会は、ガス漏れ等による二次災害を防止するための措置及びガス施設の被害状況、復旧状況、復旧見通し等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、周知するほか、広報車等により直接当該地域へ広報を行い、住民の不安解消に努める。

(1) 公共施設への対応

町災害対策本部との連携により、災害対策上必要な関連施設へ優先的に応急供給を行う。

(2) 炊き出し施設等への対応

町災害対策本部との連携により、炊き出し施設にLPガスを応急供給する。

(3) 一般家庭への対応

一般家庭への対応は、支部組織内の地区割り担当に基づき、災害発生後の情報、交通手段の不自由な状況下でも自動的に作業が出来る体制を整備している。また、必要に応じて他の地域の支部、他県からの応援隊を配置し対応を図る。

ア 緊急措置

発災直後から48時間以内を目標に二次災害防止のためにLPガス容器のバルブ閉止、転倒容器の立て直し、容器の退避等を行う緊急措置作業を行う。

イ 応急措置

緊急措置作業終了後から14日以内を目標に安全確認検査後、使用可能な設備はガス供給を再開する。使用不可能な設備は、ゴムホース等を利用してコンロ用にガス供給する応急

措置作業を行う。

ウ 復旧

応急措置作業が終了した後、LP ガスを供給している販売店は、使用不可能であった設備を改善して、LP ガス供給を全面再開する復旧作業を行う。

第5 電話施設

西日本電信電話株式会社は、大規模な災害の発生に際して、概ね次の応急対策を実施することとしている。町は、情報通信に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1. 目的

風水害等における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱のおそれを生ずるなどその影響は大きい。このため、風水害等発生時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、応急対策、復旧等を早期に実施する。

2. 町の協力

災害のために電話施設に被害の発生のおそれがあり、又は発生した場合において、電話施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要があるときは、総務部は西日本電信電話株式会社に通知し、同社がとる応急措置に協力する。

3. 広報

電話施設の被害状況、仮設電話の設置場所、復旧状況、復旧見通し等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、周知するほか、広報車等により直接当該地域へ広報を行い、住民の不安解消に努める。

4. 応急復旧

西日本電信電話株式会社は、病院、ライフライン関係機関、要配慮者収容施設、避難施設、災害対策関係機関等については、災害時における役割を考慮し、仮設電話の設置や早期復旧に努める。

(1) 応急措置

ア 災害により通信施設が被災し又は異常輻そうが発生した場合に、最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。

- (ア) 臨時回線の確保
- (イ) 災害応急復旧用無線電話機等の運用
- (ウ) 中継順路の変更
- (エ) 特設公衆電話の設置
- (オ) 規制等疎通確保
- (カ) 災害用伝言ダイヤル（171）、並びに災害用伝言板（web171）の運用
- (キ) その他、必要な措置

イ 台風等自然災害による災害が発生するおそれがある場合及び発生した場合、次の設備資機材の点検等を行う。

- (7) 電気通信設備の巡回・点検及び防護
- (イ) 災害対策用機器及び車両の点検、整備
- (ウ) 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確保
- (I) 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認

ウ 電話をつなく交換機等が被災したときは、非常用交換機とそれに電力を供給する移動電源車で電話回線の復旧にあたる。NTT 事業所間をつなくケーブルが被災したときは、応急ケーブルやデジタル衛星車等により通信を確保する。

(2) 資機材の調達

- ア 災害対策用資機材確保のため、支店ごとに前進基地、方面ごとに中間基地を設ける。
- イ 陸上運送経路、海上運送の引き揚げ箇所及びヘリポート等の運送ルートは別に定める。

(3) 重要施設等への応急対応

- ア 災害救助法が適用された場合(災害救助法の適用が確実と思われる場合を含む)は、当該地域を受け持つ西日本電信電話株式会社の窓口、災害対策本部、避難所、救護所等に臨時電話・電報受付所を設置する。
- イ 災害時は硬貨を使用せずに通話が可能な特設災害用公衆電話を設置する。
- ウ 広域災害時における商用電源停止により、テレホンカードが使用できないこと及びコイン詰まりで使用できなくなることから、災害救助法が適用された地域等で停電中の公衆電話の無料化を交換所単位で実施する。
- エ 町及び防災関係機関から、防災活動上重要な施設の通信の復旧要請があった場合は優先的に対応する。

第6 交通施設(鉄道、バス)

鉄道及びバス事業者は、災害時の住民生活等における鉄道及びバス事業の果たす役割を認識し、災害時における旅客の安全を期すとともに、運転の早期再開に努める。

1. 町の協力

災害のために輸送施設・道路等に被害の発生のおそれがあり、又は発生した場合において、輸送施設・道路等の防護措置又は応急措置を講ずる必要があるときは、総務部は、鉄道及びバス事業者に通知し、運転の早期再開措置に協力する。

2. 広報

鉄道やバス路線の不通区間、運転再開状況等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、住民に周知し、住民の不安解消に努める。

第7項 災害救助法の適用計画

災害により、町域の被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

対策の体系

- 第1 適用基準
- 第2 被害の認定基準
- 第3 災害救助法の適用要請
- 第4 救助業務の実施者
- 第5 災害救助法による救助の内容及び応急措置

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本 部 事 務 局	(1) 適用基準
		(2) 被害の認定基準
		(3) 災害救助法の適用要請
		(4) 救助業務の実施者
		(5) 災害救助法による救助の内容及び応急措置
関 係 機 関	兵 庫 県	災害救助法の適用及び救助の実施等

取組内容

第1 適用基準

町において、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合、次の各号のいずれかに該当するときは、知事が災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用する。

- (1) 上郡町の区域内での被害
 - 住家の滅失世帯数が基準以上（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- (2) 県の区域内での被害
 - ① 県の区域内で、住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、町の区域内で住家の滅失世帯数が基準世帯以上（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
 - ② 県の区域内で、住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、又は孤立しているなどのため生活必需品等の補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）

(3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当する被害（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(注) 滅失世帯数の算定は、住家が全壊し、又は全焼した世帯は1世帯をもって、住家が半壊し、又は半焼する等若しくは損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した1の世帯とみなす。

第2 被害の認定基準

1. 被害の認定基準

① 住家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物とは限らない。炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれら生活に必要な部分の戸数は合わせ1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることは要せず、土蔵、小屋等であっても、現実に人が居住しているときは住家に入れる。
② 世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯として扱う。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎全体を1世帯とする。
③ 死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。
④ 行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。
⑤ 負傷 (重傷) (軽傷)	災害のため負傷し医師の治療を受け又は受ける必要のあるものをいう。このうち「重傷」とは、1か月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、1か月未満で治療できる見込みのものをいう。
⑥ 全壊(焼) 流失	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のものであるをいう。
⑦ 半壊(焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるをいう。 このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要

	もので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。
⑧ 準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものをいう。
⑨ 床上浸水	前記⑥から⑧に該当しない場合であって、浸水がその住家の床以上に達した程度のもので、又は土砂、竹木等の堆積物により一時的に居住することができない状態のものをいう。
⑩ 床下浸水	浸水がその住家の床以上に達しない程度のものであるものをいう。
⑪ 準半壊に至らない	住家が損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のもの。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算出するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

2. 住家の滅失等の算定

滅失世帯の換算は、次のとおりとする。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失等をした世帯は、滅失1世帯とする。
- (2) 住家の半壊又は半焼した世帯は、滅失1/2世帯とみなす。
- (3) 住家の床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は、滅失1/3世帯とみなす。

第3 災害救助法の適用要請

災害に際し、町域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、町長は、直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。その場合は、危機管理部災害対策課を經由して県知事に対し次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする機関
- (5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (6) その他必要な事項

Ⅲ

災害応急対応計画

第1部

風水害応急対応計画

第4 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、第1号法定受託事務として県知事が行う。

救助は、災害発生と同時に迅速に行わなければならないため、知事から町長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、町長が実施する。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき町長（本部長）が救助を実施する。

救助の種類		実施期間
避難所の設置		7日以内
応急仮設住宅の供与	○建設型応急住宅	20日以内に着工
	○賃貸型応急住宅	速やかに提供
炊き出しその他による食品の給与		7日以内
飲料水の供給		7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		10日以内
医療		14日以内
助産		分べん日から7日以内
被災者の救出		3日以内
住宅の応急修理 ①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 ②日常生活に必要な最小限度の部分の修理		①災害発生の日から10日以内 ②災害発生の日から3ヶ月以内
学用品の給与		教科書1か月以内、文房具15日以内
埋葬		10日以内
死体の捜索		10日以内
死体の処理		10日以内
障害物の除去		10日以内完了
輸送費及び資金職員等雇上費		救助の実施が認められる期間以内
救助に要した事務費		災害の発生の日から救助の期間内に支出したものに限り
実費弁償		救助の実施が認められる期間以内

第5 災害救助法による救助の内容及び応急措置

1. 災害救助法による救助の内容

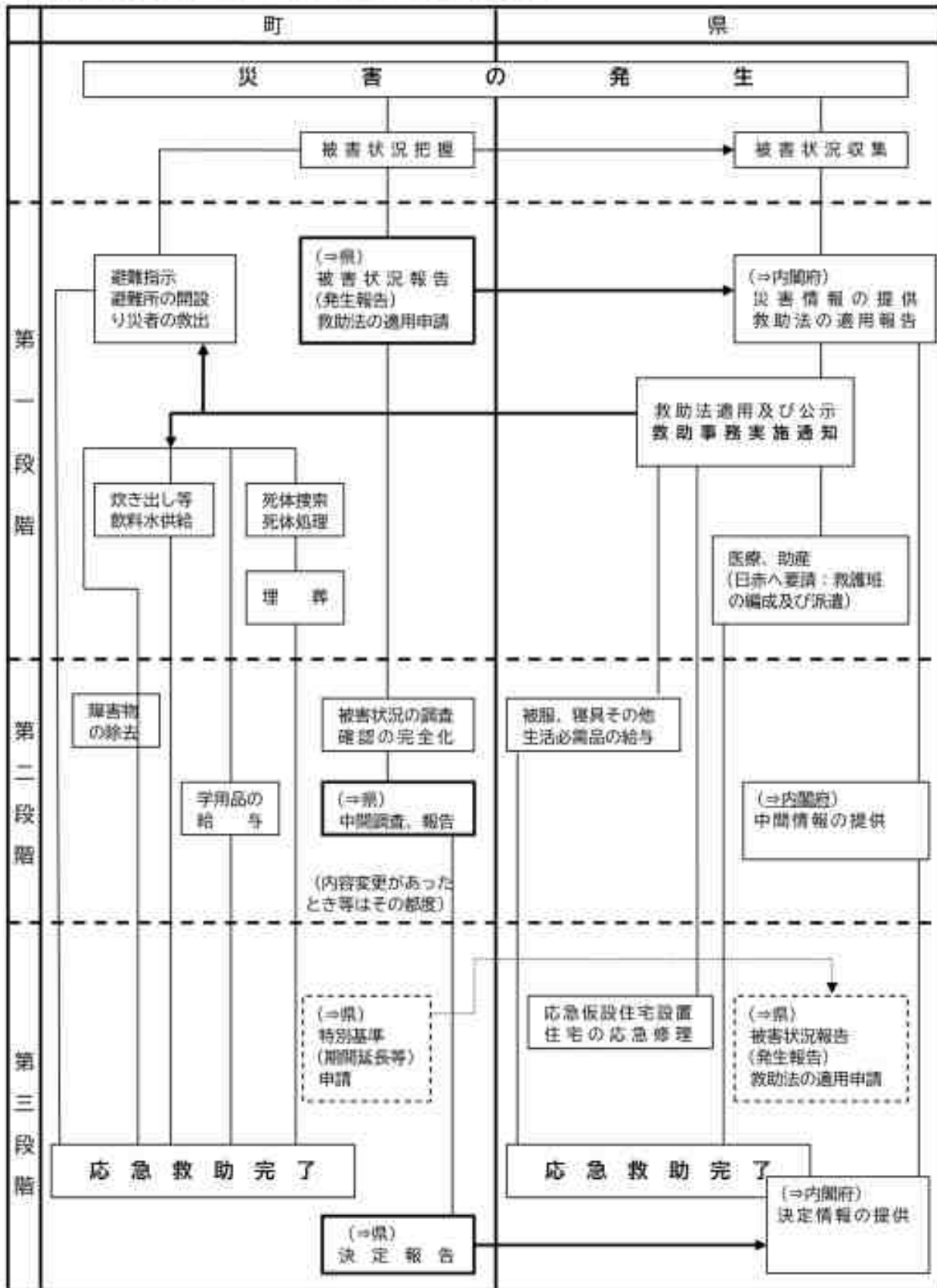
災害救助法による救助の内容等は、[資料1-7-4「災害救助法による救助の基準」]に示すとおりである。

ただし、上記の救助の内容では、適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2. 災害救助法適用時における応急措置

町が行うべき救助事務の手順は別紙のとおりである。

〈災害救助法適用時における災害発生からの応急措置手順〉



※ 救助の種類のうち緊急を要する救助及びきめ細やかな対応を必要とする救助については、知事から救助の実施について通知されることが見込まれるため、便宜上、町が行う救助としている。

Ⅲ

災害応急対応計画

第1部

風水害応急対応計画

第5節 応急対策活動

第1項 飲料水の供給計画

水道施設が被災し、飲料水の供給が停止した場合には、給水車による給水や給水所の設置等により飲料水を供給し、被災地の生活に対応する。

対策の体系

- 第1 実施体制
- 第2 給水の方法

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	上 下 水 道 部	(1) 実施体制 (2) 給水の方法

取組内容

第1 実施体制

1. 応急給水体制の確立

災害発生後、速やかに配水池、浄水場等の水源状況、水道施設の被害や断水等の状況を調査・把握し、あらかじめ定める実施計画に基づき、効率的かつ適切な応急給水を実施する。

2. 応援要請

被害が大きく、町自らによる十分な応急給水の実施が困難と判断される場合は、県又は協定締結市町等に「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請することとする。

また、自衛隊の応援が必要なときは、県に依頼する。

- ① 給水を必要とする人員
- ② 給水を必要とする期間及び給水量
- ③ 給水する場所
- ④ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

- ⑤ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
- ⑥ その他必要な事項

3. 住民への広報

応急給水を実施するにあたっては、給水場所、給水時間、容器の持参等について、住民へ広報する。

4. 飲料水の供給

飲料水の供給は、給水車及び給水所の設置等により実施する。

(1) 実施責任者

- ア 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、町長が補助するものであるが、知事から町長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、町長が実施する。
- イ 同法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて町長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

災害によって現に飲料水の供給を受けることができない状態となった者

※住宅等に重大な被害を受けていないが、水源地の汚染、水道等の給水施設の破壊等の被害による場合も可

イ 支出費用

支出できる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

[資料 1-7-4 「災害救助法による救助の基準」]

ウ 給水の期間

災害発生の日から7日以内とする。

第2 給水の方法

1. 給水目標

災害発生から3日以内は、1人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させることとする。

2. 給水方法

応急給水用の水源は、応急給水拠点施設、各浄・配水場等に貯留された浄水を基本とし、次の方法をもって給水する。なお、水道処理施設が、冠水等で汚染したと認められるときは、十分な清掃や塩素消毒を行い、安全性を確認した上で生活用水として送水する。飲料水としての給水は水質検査を実施し、飲用に適していることを確認したのちに行うこととする。

(1) 給水車による供給

導水施設、浄水施設又は送水施設や配水本管の復旧が終了するまで、応急給水拠点施設から避難所等の応急給水所に対する飲料水の補給及び給水のため、給水車等による運搬給水を実施する。

(2) 給水所の設置

上水道施設の破損について、直ちに応急修理を施し、適当な場所に応急給水所を設置する。

(3) 仮設給水栓の設置

応急復旧の状況により、配水本管や支管に仮設給水栓を設置し、応急給水を実施する。

3. 応急給水の優先順位

避難所や診療所等の緊急を要する施設や高齢者、障がい者等の要配慮者の施設には給水車、応急給水栓等を優先的に配備する。

4. 応急給水用資機材の備蓄調達

応急給水用資機材及び応急復旧用資機材は、備蓄倉庫、上下水道局倉庫等に備蓄しており、また、必要に応じて関係機関から調達する。

5. その他水の確保

(1) 公共施設の受水槽

必要に応じて、当該施設の了解を得て、利用する。

(2) プール、防火水槽、自然水（河川、ため池）

必要に応じて、プール、防火水槽、自然水（河川、ため池）等の水を、可搬式浄水装置等でろ過、滅菌して応急給水に利用する。

(3) 個人、地域による備蓄

個人、地域では備蓄として一人1日3リットルを目安に、最低3日間分の備蓄を行う。

第2項 食料・生活必需品供給計画

災害によって住家に被害を受け、自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障をきたした被災者や被服等生活必需品を喪失した被災者に対し、応急的な炊き出しや食料、生活必需品の供給を行い、被災者の心身の安定を図る。

対策の体系

- 第1 食料の調達
- 第2 生活必需品の調達
- 第3 食料・生活必需品等の受入れ及び配分等

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	総務部・教育部	(1) 食料の調達 (避難所等での炊き出し含む)
	総務部	(2) 生活必需品の調達 (3) 食料・生活必需品等の受入れ及び配分等
関係機関	兵庫県	食料供給の支援、食料品搬送の協力 生活必需物資供給の支援
	近畿農政局（兵庫県拠点）	災害救助用米穀及び災害対策用乾パンの供給（売却）
	上郡商工会	食料品の供給支援
	兵庫西農業協同組合	生活必需物資の供給支援

取組内容

第1 食料の調達

1. 食料供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けたため炊事のできない者
- (3) 病院、宿泊施設等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 災害現地において災害応急対策に従事する者で、食品の給与を行う必要のある者（この場合は、災害救助法による措置としては認められない。）

2. 食料の緊急調達

(1) 備蓄による調達

発災当日は、食料の調達が困難なため、「Ⅱ 災害予防計画 第4章 災害対応能力の向上 第3節 飲料水・食料・日用品等の備蓄」に基づき備蓄されている簡易食品（アルファ化米等）を活用し、調達する。

(2) 民間業者からの調達

ア 発災後に必要な緊急食料は、民間業者との協定に基づき流通業者に協力を要請し、調達する。

なお、兵庫県との間に連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、直接、農林水産省農政局長に政府所有米穀の引渡を要請する。

その場合は、必ず後日、兵庫県に連絡する。

農林水産省農政局長への要請は、同要領の「様式4-24 政府所有主要米穀売買契約書」による。

(7) 供給あつせんを必要とする理由

(イ) 必要な品目及び数量

(ウ) 引渡しを受ける場所及び引渡責任者

(1) 荷役作業者の派遣の必要の有無

(オ) その他参考となる事項

[資料4-5-4 「災害時における飲料の提供協力に関する協定書」]

イ 町内業者から調達可能な場合は、町内業者からも調達する。

(3) 主要食糧（災害救助用米穀等）の調達

ア 災害救助用米穀の調達

米穀に不足を生じた場合、又は緊急を要する場合は、県に申請し、政府保有米穀等から緊急引渡を受ける。

イ 乾パンの調達

災害用乾パンの供給の実施を必要とするときは、知事に申請し緊急引渡を受ける。

(4) 他市町等からの調達

町内で十分な食料の調達ができない場合は、協定締結市町又は県を通じ全国の市町村に対して支援を要請する。

ア 発災直後は、県内市町村及び近隣市町等からの応援食料を活用する。

イ 発生後概ね4日以降は、全国の市町等からの応援食料を活用する。

(5) 個人、地域による備蓄の調達

個人、地域により、最低3日分の食料を備蓄し、災害発生後からこれを利用する。

3. 食料の供給

食料の供給は、食品の給与又は炊き出しにより実施する。

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、町長が補助するものであるが、知事から町長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合、又は事態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、町長が実施する。

イ 同法が適用されない場合は、被害の程度等により、適用された場合の規定に準じて町長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

金銭の有無に関わらず、現に炊事のできない者

(7) 避難所に収容された者（車中泊を含む）

(イ) 住家が全壊、半壊、流失、床上浸水等により被害を受けたため、炊事のできない者

(ウ) 床下浸水等で自宅避難しているが、ライフラインが途絶える等自宅において炊事ができない者

イ 支出費用

支出できる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

〔資料 1-7-4 「災害救助法による救助の基準」〕

ウ 対象経費

(7) 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）

(イ) 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等についてはなんら制限はない。）

(ウ) 燃料費（品目、数量等についてはなんら制限はない。）

(I) 雑費（器物（炊飯器、鍋、やかん等）の使用謝金又は借上料、包装類、茶、はし、ひも等の購入費）

エ 給与する食品の種類

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物で、品目としては次に掲げる食品が考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮するものとする。

(7) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食

(イ) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の副食、飲料水

(ウ) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

オ 食料の調理、加工

町は、すべての被災者が必要な食事をとることができるよう、食料の調理、加工に要する器具、熱源等を設置、提供するとともに、この運用に要する人材の配置について、関係機関等と調整の上、確保する。

(7) 米穀を幼児から高齢者までが食することができるように、炊飯等の加工を行うため、炊飯場を設置する。

(イ) 弁当・おにぎり、米飯、パン、副菜等を“かめない” “飲み込みにくい” 人に合わせて調理、加工できるよう、小規模な調理のできる調理場を設置する。

(ウ) 育児用調製粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器

具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。

カ 炊き出しによる給与

(7) 炊き出し方法

炊き出しによる食品の給与は、日赤奉仕団体等の協力により、避難所等の炊事施設を利用して実施する。なお、災害の規模によって炊き出し能力が不足する場合は、他の町有施設で実施するとともに、自治会、自主防災組織等の協力を得て行う自主的炊き出し活動を促進する。

(イ) 炊き出しの配分

炊き出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行うとともに、高齢者、障がい者、幼児及び体力衰弱者等に優先的に配分する。

キ 食品の給与期間

災害発生の日から7日以内とする。

第2 生活必需品の調達

1. 生活必需品供給の対象者

住家が全壊、半壊、流失、床上浸水等により被害を受けたため、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

2. 生活必需品の緊急調達

(1) 備蓄による調達

発災当日は、物資の調達が困難なため、「Ⅱ 災害予防計画 第4章 災害対応能力の向上 第3節 飲料水・食料・日用品等の備蓄」に基づき備蓄されている物資（毛布等）を活用し、調達する。

(2) 民間業者等からの調達

ア 発災後に必要な物資は、民間業者との協定に基づき流通業者に協力を要請し、調達する。

〔資料4-5-4 「災害時における飲料の提供協力に関する協定書」〕

イ 衣類、寝具、日用品等生活必需品等は、必要に応じ町内の他の販売業者等から調達する。（販売業者の名簿は、地域振興課が整備する。）

(3) 他市町等からの調達

町内で十分な生活必需品の調達ができない場合は、協定締結市町又は県を通じ全国の市町に対して支援を要請する。

ア 発災直後は、県内市町及び近隣市町村等からの応援物資を活用する。

イ 発生後概ね4日以降は、全国市町等からの応援物資を活用する。

3. 生活必需品の給（貸）与

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、町長が補助するものであるが、救助を

迅速に行うため、知事から町長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、町長が実施する。

イ 同法が適用されない場合は、被害の程度等により、適用された場合の規定に準じて町長が実施する。

(2) 対象者

- (ア) 住家が被害（床上浸水以上）を受けた者
- (イ) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (ウ) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者
※船舶の遭難、旅行中の被災等による場合を含む

(3) 災害救助法が適用された場合の実施基準

ア 給（貸）与する品目

被災者には、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給（貸）与する。

- (ア) 寝具（毛布、布団等）
- (イ) 衣類（外衣、普段着、婦人服、子供服等）
- (ウ) 肌着（シャツ、パンツ、くつ下等）
- (エ) 身の回り品（タオル、運動靴等）
- (オ) 炊事用具（鍋、包丁、バケツ等）
- (カ) 食器（茶碗、皿、はし等）
- (キ) 日用品（石けん、歯ブラシ、トイレットペーパー等）
- (ク) 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等）
- (ケ) 要配慮者用消耗器材（高齢者、障がい者、難病患者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストマ用装具等）
- (コ) 応急復旧用物資（シート、テント、鋼材、セメント、土のう袋ほか）
- (サ) 防災関係物資（毛布、簡易ベッドほか）

※毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、小型エンジン発電機、ティッシュペーパー、仮設トイレ等、必要性の高い品目には、特に配慮する。

※障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具等、きめ細やかな対応についても考慮する。

イ 支出費用

支出できる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

〔資料1-7-4 「災害救助法による救助の基準」〕

ウ 給（貸）与の期間

災害発生の日から10日以内とする

第3 食料・生活必需品等の受入れ及び配分等

1. 物資等の受入れ

食料及び生活必需品等を受け入れるときは、次の内容を確認する。

- ア 相手先（代表者名、連絡方法）
- イ 受入れ日時
- ウ 数量及び品目
- エ 輸送方法
- オ その他必要な事項

2. 物資等の輸送

- (1) 備蓄物資等は、「本章 第4節 災害発生後の活動 第5項 緊急輸送活動計画」に定める車両をもって、避難所等へ輸送する。
- (2) 民間業者等からの調達物資は、業者が指定された場所に輸送する。なお、状況等によっては、協定締結市町に協力を要請し、輸送する。
- (3) 県から給付を受けた物資等は、指定の災害活動拠点に集め、「緊急輸送活動計画」に定める車両をもって、避難所等へ輸送する。
なお、状況等によっては、協定締結市町に協力を要請し、輸送する。
- (4) 救援物資等は、指定の災害活動拠点に集め、仕分けを行い、「緊急輸送活動計画」に定める車両をもって、避難所等へ輸送する。
なお、状況等によっては、協定締結市町に協力を要請し輸送する。

3. 物資等集積所

物資等は、原則として「緊急輸送活動計画」に基づき指定された災害活動拠点において集配、管理等を行う。

なお、物資等集積所における業務は、次のとおりである。

- ア 物資等の受渡
- イ 物資等の品目及び数量の把握
- ウ 物資等の仕分け
- エ 物資等の管理

4. 物資等の配給

(1) 避難所における配給

各避難所の管理責任者は、避難所に届けられた物資等を避難者に公平に配給するとともに、高齢者や障がい者等に優先的に配給する。

(2) 在宅避難者への配給

在宅避難者は、必要な物資等の品目及び数を最寄りの避難所管理責任者に連絡し、同避難所で配給を受ける。

また、自ら受け取りに来られない高齢者や障がい者等の在宅避難者へは、近隣の住民、ボランティア等の支援を得て配給する。

第3項 文教対策計画

災害が発生した場合は、園児、児童生徒の安全確保を最優先するとともに、教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施する。また、社会教育施設や貴重な文化財の保全のために必要な応急措置を実施する。

対策の体系

- 第1 児童生徒の安全対策
- 第2 学校施設の応急復旧措置
- 第3 学校教育の再開
- 第4 学用品の調達・支給
- 第5 その他文教施設対策
- 第6 文化財の保護

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	教 育 部	(1) 児童生徒の安全対策
		(2) 学校施設の応急復旧措置
		(3) 学校教育の再開
		(4) 学用品の調達・支給
		(5) その他文教施設対策
		(6) 文化財の保護
関係機関	兵 庫 県	文教対策の支援等
	小・中学校及び教育機関	児童生徒の安全確保、文教対策の実施

取組内容

第1 児童生徒の安全対策

校長はあらかじめ、災害時における児童生徒の安全確保、保護者等との連絡体制（保護者には、特に緊急連絡等ができない事態を想定して、児童生徒の引渡し方法や場所等について、周知徹底することなどに留意）、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について、具体的に「学校安全計画等」を定めておくものとする。なお、急激な豪雨や、雷、竜巻等については、事前予測が難しく登下校時や在校時において遭遇する可能性があることにも留意が必要である。

1. 登校後下校時迄に災害が発生した場合

(1) 安全確保

校長は規程やかねての防災訓練で習得した行動基準に従って、校内の安全点検、児童生徒の集合点呼、学校近隣の状況把握、関係機関との連絡等情報収集等、安全確保に努める。

(2) 帰宅方法の検討

校長は、児童生徒の下校・帰宅について、市街状況、交通状況等の情報を収集、分析して、帰宅可能を判断し、かつ教育委員会に連絡する。帰宅不能の場合は、宿泊の体制をとり、教育委員会に報告する。

2. 登校前に災害が発生した場合

(1) 被害状況の把握

災害発生後、校長及び非常招集した教職員は、学校の施設設備の被害状況及び周辺の状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

(2) 児童生徒の安全確認

非常招集した教職員は、児童生徒及び教職員の安全を電話等の方法により確認する。

(3) 臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な処置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者等へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。

第2 学校施設の応急復旧措置

校長は、災害発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を実施する。

1. 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を実施する。

2. 避難所となった場合の措置

学校が避難所となった場合の措置は、「本章 第2節 避難活動 第3項 避難所開設・運営計画」による。

3. 施設の応急復旧

(1) 災害による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を実施し、教育を再開する。

(2) 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時的体制で教育を再開する。

(3) 応急修理では使用できない程度の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理する。

4. 応急教育

(1) 応急教育場所の確保

早急に応急教育を開始するため、教育委員会は災害の程度に応じ、概ね次のような方法により、応急教育実施の予定場所の選定について対策をたてる。

(2) 応急教育の実施

被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく、復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学力低下のおそれがある場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童生徒の通学可能な地区に仮教室の借用ができない場合又は逆に仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童生徒が起居できる建物を臨時的に借り上げて、応急教育を行う。

第3 学校教育の再開

教育委員会は、応急教育を実施するため、次に示す事項について対策を実施する。

1. 応急教育の開始

応急教育の開始にあたっては、校長は、教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者等に速やかに周知徹底する。

2. 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

- ア 臨時休業
- イ 短縮授業
- ウ 合併授業
- エ 二部授業
- カ 分散授業
- キ 複式授業
- ク 上記の併用授業

3. 教職員等の確保

教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を確保する。

- (1) 町内における災害の状況により、教育委員会は災害を免れた学校の教員を適宜災害を受けた学校に応援させ、教育の正常化を図る。
- (2) 町内における被害の状況がひどく、上記によることが困難な場合は、県教育委員会が全県で対策をたて、教育委員会と協議し、早急に応援体制をとり、教員の確保に努める。

4. その他健康安全に関する指導等

(1) 登下校時の安全確保

教育活動の再開にあたっては、特に登下校時の安全確保に留意する。

(2) 心身の健康の保持

被災した児童生徒に対しては、その被災状況により、保健指導や教育相談等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び児童生徒指導に重点を置いて指導する。

ア 被災児童生徒への心のケア

① 教職員によるカウンセリング

② 電話相談等の実施

③ 教育相談センター、健康福祉事務所、こども家庭センター等の専門機関との連携

イ 教職員の心の健康管理

① 災害救急医療チーム派遣制度の確立

② グループワーク活動の展開

(3) 避難した児童生徒の指導

避難した児童生徒に対しては、職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持等、生活面における指導を実施する。

(4) 制度の弾力的運用

災害のため多数の児童生徒が他の地域に避難した場合は、必要に応じて、就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び卒業証書の取扱い等について、弾力的に対応する。

(5) 授業料の免除や奨学金制度の活用

5. 学校給食の応急措置

学校教育が再開された場合の学校給食の供与について、学校給食関係施設等の被災等で学校給食の実施が困難になった場合、教育部は応急給食の実施を協議する。

災害救助法が適用された場合は、県教育委員会に学校給食の実施について協議、報告するほか、実施が困難になった場合も報告することとする。

なお、応急給食の実施にあたっては、食中毒等が発生しないよう充分注意し、衛生管理には万全を期すこととする。

第4 学用品の調達・支給

災害により、教科書等を失った者に対しその取得が困難なときは、学校において取りまとめる。

1. 実施責任者

(1) 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、町長が補助するものであるが、知事から町長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、町長が実施する。

(2) 同法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて町長が実施する。

2. 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 対象

災害によって住家が全壊、流失、半壊又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒を対象とする。

(2) 給与の品目

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 支出費用

支出できる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

〔資料 1-7-4 「災害救助法による救助の基準」〕

(4) 給与の期間

災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

第5 その他文教施設対策

- (1) 施設管理者は、災害発生若しくは発生するおそれがある時は、状況に応じて、利用者の避難誘導等に努め、利用者の安全確保を図る。
- (2) 施設管理者は、施設の被害状況等について教育委員会に報告し、必要な指示を受ける。
- (3) 教育委員会は、災害の状況により臨時休館等の適切な措置を講ずる。

第6 文化財の保護

文化財の所有者又は管理者は、災害が発生した場合、次により適切な対応を実施する。

1. 災害発生時の措置（通報）

災害により文化財に被害が生じた場合は、文化財の所有者又は管理者を通報責任者として、直ちにその被害状況を教育委員会へ通報する。また、教育委員会は、早急に県教育委員会に報告する。

2. 被害状況の調査

文化財の所有者又は管理者は、被災後速やかに巡回し、所有又は管理している文化財について被害の状況を把握するとともに、二次災害の防止措置を実施する。

第4項 住宅応急対策計画

災害のため住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

対策の体系

- 第1 応急仮設住宅の建設
- 第2 空家住宅の確保
- 第3 住宅の応急修理

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	建 設 産 業 部	(1) 住宅対策の主な種類と順序
		(2) 応急仮設住宅の供与
		(3) 空家住宅の確保
		(4) 住宅の応急修理
		(5) 住宅等に流入した土石等障害物の除去
		(6) 住宅相談窓口の設置
関係機関	兵 庫 県	応急仮設住宅の建設

取組内容

第1 住宅対策の主な種類と順序

1. 災害直後、直ちに行う必要のあるもの
 - (1) 避難所の設置
 - (2) 空家のあっせん
 - (3) 緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
 - (4) 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理、障害物の除去
 - (5) 建築基準法による建築制限、禁止区域指定
 - (6) 住宅復旧資材の値上がりの防止及び資材の手当、あっせん

2. 前1に続きできるだけ早期に町が実施すべきもの

- (1) 住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）による災害復興住宅の建設、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付
- (2) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による災害公営住宅の建設
- (3) 公営住宅法による公営住宅の復旧（再建・補修）
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理の設計及び事業実施

第2 応急仮設住宅の供与

災害により住宅を失った者で、自らの資力では住宅を確保することのできないものに対して、応急仮設住宅等の供与を行う。

1. 実施の方法

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

【資料1-7-4 「災害救助法による救助の基準」】

2. 供与対象者

次の各号の全部に該当する者でなければ入居できない。

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- (2) 住居する住家がない者であること。
- (3) 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者であること。
具体的には、次のとおりとする。
 - (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (イ) 特定の資産のない失業者
 - (ウ) 特定の資産のない母子等世帯
 - (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者又は障がい者
 - (オ) 特定の資産のない勤労者又は小企業者
 - (カ) 上記に準ずる経済的弱者

3. 応急仮設の供与要請

- (1) 住宅の被害状況、応急仮設住宅に関するニーズ等を把握するとともに、建設用地の選定及び既存空き住宅について調査する。
- (2) 町は、次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請する。
 - ① 被害戸数
 - ② 設置を必要とする型別戸数、建設場所
 - ③ 連絡責任者

4. 応急仮設住宅の建設

(1) 実施機関

応急仮設住宅の建設は県で実施し、管理は町で実施する。なお、災害救助法適用市町が一つのみなどの場合は、町により建設を実施することがある。

(2) 建設方法

- ① 町は、平時から、関係機関の協力を得ながらあらかじめ建設可能な土地を把握しておくこととする。

応急仮設住宅建設予定地

位置	面積	建設可能戸数	所有者
八保甲 177 (旧船坂小学校運動場)	6,866 m ²	45 戸	上郡町

- ② 建設にあたっては、災害危険区域には建設しない等、二次災害の危険がないよう配慮することとする。
- ③ 住宅の構造は、高齢者、障がい者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮することとする。
- ④ 町は県と協力し、必要に応じ高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。

5. 民間賃貸住宅の借上げ

- (1) 町は県と協力し、被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借上げて供給する。

なお、賃貸型応急住宅については、災害発生の日から速やかに借上げ、提供できるように努める。

また、建設型応急住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時においても、賃貸型応急住宅を積極的に活用する。

- (2) 町は県と協力し、平時から業界の協力を得られるよう努める。

6. 入居者の認定

- (1) 町は、自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に入居者を認定することとする。
- (2) 町等は、民生委員等その他関係者の意見を聴き、高齢者、障がい者の優先入居等、要配慮者に十分配慮することとする。

7. 管理主体

町において、必要最低限の管理を行う。

8. 生活環境の整備

- (1) 町は県と協力し、仮設住宅の整備と併せて、コミュニティー施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進することとする。

- (2) 町は県と協力し、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な要介護高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めることとする。

第3 空家住宅の確保

応急仮設住宅のほか、被災者への住宅供給を迅速に進めるため、既存の賃貸住宅等のあっ旋、情報の提供等を行う。

1. 対象

町営住宅のほか、県内各市町、全国の都道府県、住宅供給公社、(独)都市再生機構等の所有する空家。

2. 募集

町及び提供する事業主体が募集を行う。

第4 住宅の応急修理

災害により住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者(半壊及び準半壊)又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(「大規模半壊」)に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所等最小限に必要な部分について、住宅の応急修理を行う。

1. 実施責任者

災害救助法が適用された場合における災害にかかった住宅の応急修理は、町長が知事の委任を受けて実施する。また、災害救助法が適用されない小災害の場合における災害にかかった住宅の応急修理は、町長が行う。

- (1) 町は、建築業者が不足したり、建築資機材を調達したりすることが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼するものとする。

- ア 被害戸数(大規模半壊、半焼・半壊、準半壊)
- イ 修理を必要とする戸数
- ウ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- エ 派遣を必要とする建設業者数
- オ 連絡責任者
- カ その他参考となる事項

2. 実施の方法

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて

行う。

[資料1-7-4 「災害救助法による救助の基準」]

3. 対象者

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（「半壊」及び「一部損壊（準半壊）」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難で、ある程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）。

4. 経費の負担区分

災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）は県負担とし、それ以外の場合は町の負担とする。

第5 住宅等に流入した土石等障害物の除去

災害により住宅に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を行う。

1. 実施主体

災害救助法が適用された場合における災害にかかった住宅等に流入した土石等障害物の撤去は、町長が知事の委任を受けて実施する。また、災害救助法が適用されない小災害の場合における災害にかかった住宅等に流入した土石等障害物の撤去は、町長が行う。

(1) 町は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めることとする。

- ① 除去を必要とする住家戸数
- ② 除去に必要な人員
- ③ 除去に必要な期間
- ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無
- ⑥ その他参考となる事項

2. 実施の方法

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

[資料1-7-4 「災害救助法による救助の基準」]

第6 住宅相談窓口の設置

町は、建設産業部に住宅相談窓口を開設し、町営住宅等への入居及び融資制度の利用について相談に応じることとする。

第5項 災害ボランティアの活動計画

災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は、被災地の救援等を図るうえで大きな力となる。円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、災害ボランティアセンターを設置し、その活動拠点の提供等環境整備に努め、ボランティア活動を積極的に支援する。

対策の体系

- 第1 災害ボランティアセンターの設置
第2 ボランティアの受入れ

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	厚生部	(1) 災害ボランティアセンターの設置 (2) ボランティアの受入れ
関係機関	上郡町社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの運営、生活支援ボランティア（一部専門ボランティアを含む）の受入れ・活動支援等

取組内容

第1 災害ボランティアセンターの設置

1. 災害ボランティアセンターの開設

- (1) 災害発生後、厚生部は、ボランティアを一元的に調整する機関として、災害ボランティアセンターの開設を社会福祉協議会に要請する。
- (2) ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。
- (3) 厚生部は、災害ボランティアセンターの運営に協力するなど、緊密な連携を保持する。

2. 災害ボランティアセンターの業務

- (1) 全てのボランティア（海外ボランティアを除く）の登録及び管理を行う。
- (2) 被災地からのニーズに基づきボランティアの派遣を行う。
- (3) ボランティアの情報収集及びボランティア間の調整を行う。
- (4) ボランティアの募集を行う。
- (5) ボランティアコーディネーター・リーダー等の派遣依頼を関係機関へ行う。

第2 ボランティアの受入れ

町は、被災地域におけるボランティアニーズを把握しながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、町内外から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどにより、連携のとれた支援活動を展開する。

1. ボランティア需要の把握

(1) ボランティア需要の報告

各部は、応急対策実施時に必要とされるボランティア需要を厚生部に報告する。

(2) ボランティア需要の整理

厚生部は、各部から報告されたボランティア需要の活動内容や必要な人数等を整理する。
なお、災害時の災害ボランティアの活動は次のとおりとする。

ア 救援物資の整理・搬送

イ 応急手当

ウ 医療救護活動

エ 情報の収集・伝達

オ 交通案内

カ 避難所での世話

キ 炊き出し

ク 安否調査

ケ その他（がれきの片付け、屋根シート掛け、介助・介護、引越しの手伝い、食事等の支援）

2. ボランティアの募集、受入れ体制

県及び町は、県内で大規模災害等が発生した場合、災害救援専門ボランティア以外に、一般のボランティアの協力を得ることとし、町では受入れ紹介窓口を設置し、県は兵庫県社会福祉協議会が運営する「ひょうごボランタリープラザ」にその支援窓口を開設し、募集を受け付ける。

県は、県災害対策本部でボランティア活動支援に係る総合調整を行うとともに、県民局（地方本部）にも担当を設ける。また、町においては町施設及び社会福祉協議会に受入れ担当者を設ける。ボランティア需要をもとに、マスコミや広報紙等を活用し、一般ボランティア・専門ボランティアの募集を行う。

3. 県災害救援専門ボランティアの派遣要請

厚生部は、ボランティア需要をもとに、県に対して兵庫県災害救援専門ボランティアの派遣を要請する。

<兵庫県災害救援専門ボランティア>

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・救急・救助ボランティア ・医療ボランティア（医師、看護職、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、歯科技工士、理学療法士、作業療法士） ・介護ボランティア ・輸送ボランティア ・手話通訳ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ・建物判定ボランティア ・ボランティアコーディネーター ・情報・通信のボランティア |
|---|---|

4. ボランティアの登録・活動調整

(1) ボランティアの登録

ボランティアセンターは、ボランティア活動を申し込んだ専門ボランティアについて、その救援活動項目や人数等を登録する。

(2) 一般ボランティアの活動調整

ボランティアセンターは、各部のボランティア需要と登録された専門ボランティアの活動項目等を調整し、一般ボランティアの派遣先等の総合的調整を行う。また、調整結果については、要請を行った各部に報告する。

(3) 専門ボランティアの活動調整

厚生部は、ボランティア需要と登録された専門ボランティアの活動項目等を調整し、各専門ボランティアの派遣先等の総合的調整を行う。また、調整結果については、要請を行った各部に報告する。

5. 海外からのボランティア

海外からのボランティアの受け入れについては、県及び国との協議のうえ、災害対策本部でその調整を行う。

6. ボランティア活動への支援

厚生部は、ボランティア活動に対して、次の支援を行う。

- (1) 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。
- (2) ボランティア活動が効果的に行えるように、必要な機器・資機材及び活動拠点を提供する。
- (3) ボランティア活動に従事する者に対して、町の負担により、ボランティア保険の加入手続きを行う。

Ⅲ

災害応急対応計画

第1部

風水害応急対応計画

7. 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

災害ボランティアセンター等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守する。

- (1) 被災地の市民・自治会のボランティア受入れについての意向に配慮する。
- (2) ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知する。
- (3) ボランティアの身分が、被災地の住民にわかるようにする。
- (4) ボランティアに対し、被災地の住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知する。
- (5) ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化することから、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションを行った上で派遣する。
- (6) ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮する。
- (7) 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催する。
- (8) 災害ボランティアと自主防災組織等地域の住民との連携や円滑な関係づくりに努める。
- (9) 感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底する。

第6項 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬計画

災害により行方不明者が発生したときは、関係機関と協力して迅速に捜索活動を実施する。また、災害現場から遺体が発見されたときは、速やかに身元確認等を行い、遺体の安置、火葬、埋葬等の処理を実施する。

対策の体系

- 第1 行方不明者の捜索
第2 遺体の処理・埋葬

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	本 部 事 務 局	(1) 行方不明者の捜索
	厚 生 部	(2) 遺体の処理・埋葬
関 係 機 関	上郡消防署・消防団	行方不明者の捜索
	自 衛 隊	遺体の捜索
	警 察	遺体の捜索・遺体の見分・検視

取組内容

第1 行方不明者の捜索

1. 行方不明者の捜索

本部事務局は、災害の状況から判断して必要があると認めたとき、行方不明者の捜索及び救出を警察署、自衛隊等関係機関の協力を得て、遅滞なく実施する。

2. 救出活動の実施

行方不明者の捜索、救出活動にあたっては、災害対策本部、消防署、消防団、警察、自衛隊等の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材等を投入し、救出活動に万全を期する。

3. 遺体の捜索

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、町長が補助するものであるが、知事から町長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、町長が実施する。

イ 同法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて町長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

イ 支出費用

遺体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費であって、その実費とする。

[資料 1-7-4 「災害救助法による救助の基準」]

ウ 実施期間

遺体の捜索の実施期間は、原則として、災害発生の日から10日間以内とする。

第2 遺体の処理・埋葬

1. 遺体の取扱い

- (1) 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに所轄の警察署又は直近の警察職員にその旨を通報する。
- (2) 警察は、遺体の見分・検視を行う。
- (3) 捜索により発見された遺体は、遺体安置所に搬送し、納棺する。
- (4) 警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。
- (5) 警察は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡す。
- (6) 遺族等の引き取り者がいない場合又は遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として火葬を行う。

2. 遺体の処理

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、町長が補助するものであるが、知事から町長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、町長が実施する。

イ 同法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて町長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

災害の際死亡した者に係わる遺体の処理は、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、関係機関の協力のもとに実施する。実施にあたっては、人心の安定、防疫又は遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段及び適切な安置施設並びに遺体の保存等に十分配慮する。

イ 支出費用

次に掲げる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

- (7) 遺体の洗浄、縫合、消毒等のための費用

- (イ) 遺体の一時保存のための費用
- (ウ) 救護班によらない検案のための費用
- (I) 遺体処理のため必要な輸送費及び人件費

[資料 1-7-4 「災害救助法による救助の基準」]

ウ 実施期間

遺体処理の実施期間は、原則として、災害発生の日から 10 日間以内とする。

3. 遺体の埋葬

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、町長が補助するものであるが、知事から町長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、町長が実施する。

イ 同法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて町長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない等により埋葬が困難な場合。

イ 支出費用

埋葬のため支出できる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

ウ 実施期間

遺体の埋葬は、原則として、災害発生の日から 10 日間以内とする。

4. 安置所・火葬場等の確保

(1) 安置所については、公共施設又は寺院を利用する。

[資料 6-5-2 「死体安置所」]

(2) 遺体の安置にあたっては、納棺用品、ドライアイス等を業者から調達する。

(3) 災害応急納骨堂を、原則として町営墓地の中に確保する。縁故者の判明しない焼骨又は縁故者が墓地を有していない焼骨を一時保管し、縁故者が判明次第又は墓地を確保次第引き継ぐものとする。また、無縁の焼骨は、無縁故者納骨堂に收藏するか、寺院の無縁墓地に埋葬する。

5. 応援協力

町独自の対応では遺体の処理が困難な場合は、県又は近隣の協定締結市町に対し応援を要請する。

このため、平常時から近隣火葬場の処理能力を把握しておくとともに、必要資材（棺・骨つぼ・ドライアイス等）について緊急時の手配先を調査しておく。

Ⅲ

災害応急対応計画

第1部

風水害応急対応計画

第7項 防疫・保健衛生計画

災害後の感染症の発生、流行等を未然に防止するため、被災地における防疫活動を迅速に実施する。また、住民の健康を保持するため、被災者に対する保健衛生活動を実施する。

対策の体系

- 第1 防疫活動
- 第2 保健衛生活動
- 第3 動物の保護管理対策
- 第4 家畜伝染性疾病対策

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	厚 生 部	(1) 防疫活動
		(2) 保健衛生活動
		(3) 動物の保護管理対策
		(4) 家畜伝染性疾病対策
関 係 機 関	兵 庫 県	防疫活動への支援

取組内容

第1 防疫活動

1. 実施体制

被災地における防疫活動は町長が実施する。ただし、町のみでは処理が困難な場合は、協定締結市町、県、国等の関係機関に応援を求めて実施する。

2. 組織

災害の規模に応じた防疫活動が迅速に実施できるよう、防疫活動組織を明確にしておくとともに、災害時の動員計画及び必要な資器材の確保計画を樹立し、被害の程度に応じた適切な防疫活動が行えるようにする。

3. 防疫活動

(1) 厚生部は、赤穂健康福祉事務所の指示により、概ね次の防疫活動を行う。

ア 消毒・防疫作業

被災地において感染症が発生し、又は発生するおそれがある区域を重点的にかつ適切な方法により消毒作業又は防疫作業を実施する。

① 消毒又は清潔の対象

(7) 臨時給食施設

(イ) 家屋

(ウ) 便所

(I) ごみ集積所、側溝

(オ) その他感染症が発生し、又は発生するおそれのあるもの

② 浸水等により汚染した家屋については、消毒薬剤を配付する。

③ 井戸水の飲用指導

飲用井戸が汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査の実施及び消毒等の指導を行う。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

町（保健所設置市を除く）は、感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除の実施について指示があった場合には、対象となる区域の状況、ねずみ族、昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行うこと。

① ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものであること。

② ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

(2) 県の行う健康調査（検病調査）及び健康診断への協力

厚生部は、被災地及びその周辺地区住民に対して県が行う健康調査（検病調査）及び健康診断等が円滑に行えるよう協力するものとする。

(3) 被災者への衛生指導

厚生部は、避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、食品衛生上の注意事項等について啓発を行う。また、パンフレット及びリーフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。

(4) 臨時予防接種

厚生部は、知事が、災害の状況及び感染症発生状況等により予防接種法第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、まん延防止上緊急の必要があると認めるときは、知事の指示に基づき、迅速かつ的確に臨時予防接種を実施する。

4. 防疫用薬品及び器材

防疫活動に必要な薬品及び器材は、平常時は厚生部においてこれを備蓄する。災害の規模により医薬品及び器材等が不足する場合は、その都度調達するとともに、必要に応じ県へあつ旋を依頼する。

第2 保健衛生活動

1. 食品衛生監視

厚生部は、被災地における食品衛生に万全を期すため、赤穂健康福祉事務所と協力して次の食品衛生監視活動を実施する。

(1) 被災地周辺の営業施設及び臨時給食施設の指導

- ア 手洗消毒の励行
- イ 食器及び器具の洗浄消毒
- ウ 原材料及び食品の適正保管
- エ 調理済食品の速やかな喫食
- オ 飲用水の適正管理の指導

(2) 被災地の営業施設及び臨時給食施設の指導

- ア 停電により腐敗又は変敗した食品の供給防止
- イ 施設、機械又は器具の洗浄消毒
- ウ 使用水の現場検査
- エ 調理済み食品の速やかな喫食
- オ 調理従事者の衛生管理
- カ 飲用水の適正管理の指導

2. 被災者等の健康管理対策

避難生活が長期化した場合には、不安と環境の変化によって被災者が健康を害することが予想される。このため、厚生部は、次の事項の実施に努める。

(1) 巡回健康相談の実施（被災状況により必要と認めた場合）

町及び県看護協会は避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、相互に連携し、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

また、県及び町は、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、県栄養士会等関係団体と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。

県は、給食施設等の巡回栄養管理指導等を実施することとする。

(2) 精神医療（メンタルケア）の実施

町は、互いに連携し巡回健康相談や家庭訪問の実施により高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）や兵庫県こころのケアチーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。

(3) 予防の実施

町は、巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努めることとする。

(4) コーディネートの実施

町はサービス提供に向け保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行うこととする。

(5) コミュニティ・見守り体制づくりの推進

町及び県看護協会は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進することとする。

(6) 情報等の収集及び提供

食料品の補給等、被災者等のニーズを把握し、関係機関との連絡調整を図る。

第3 動物の保護管理対策

飼い主不明の動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く）や放し飼いの動物が多数発生すると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想される。

厚生部は、動物愛護の観点から、これら動物の被災状況等の情報収集や適正飼育の指導に関し、兵庫県や(社)兵庫県獣医師会等関係機関と連携しながら次の諸活動を実施する。

1. 被災地域における動物の把握

飼い主不明の動物及び放し飼い状態の動物等の把握を行う。

2. 避難所における動物の適正飼育の指導

飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 動物の被災状況等の情報収集
- (2) 飼い主不明の動物に関する情報の収集及び提供
- (3) 飼い主とともに避難した動物の適正飼育の指導

3. 関係機関との協力体制

被災動物の被災状況等の情報収集、適正飼育の指導について、兵庫県及び(社)兵庫県獣医師会に応援を要請して実施する。

第4 家畜伝染性疾病対策

1. 家畜伝染性疾病の予防

被災地における予防対策は、町が実施する。ただし、町のみで実施が困難な場合は、県等に応援を求めて実施する。

2. 応急対策の実施

(1) 町が実施する対策

- ア 家畜所有者等から通報を受けた場合の被害状況の把握及び県への通報
- イ 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置についての指導
- ウ その他必要な指示の実施

(2) 県が実施する対策

県は、市町及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図ることとする。

- ア 畜舎及び家畜の被害状況の把握
- イ 救命治療の体制の整備と獣医師及び動物用医薬品の確保
- ウ 死亡家畜の処分施設、場所の調整、確保
- エ 家畜の逸走防止、家畜排せつ物の流出阻止及び消毒の指導
- オ 発生のおそれのある疾病についてのワクチン接種
- カ 他の都道府県への家畜防疫員の派遣要請

第8項 廃棄物処理計画

災害によって発生した損壊家屋等災害廃棄物や、施設の被災等により堆積する日常ごみやし尿等を速やかに収集・処理し、被災地の生活環境の復旧を図り、公衆衛生の維持に努める。

対策の体系

- 第1 日常ごみの処理
- 第2 災害廃棄物の処理
- 第3 し尿の処理
- 第4 死亡獣畜の処理

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	厚 生 部	(1) 日常ごみの処理
		(2) 災害廃棄物の処理
		(3) し尿の処理
		(4) 死亡獣畜の処理
関係機関	兵 庫 県	ごみ、災害廃棄物等処理の協力

取組内容

災害により発生した廃棄物は、生活環境及び公衆衛生上支障のない方法で迅速に、かつ現有の人員、機材及び処理施設で対応することを基本とするが、特に甚大な被害の場合は、県に応援要請するとともに、協定締結市町や他市町及び廃棄物関係団体に対し応援を求め、緊急事態に対処する。

第1 日常ごみの処理

1. 町の措置

町は、次のとおりごみ処理を実施することとする。

(1) 災害発生後の対応

ア 情報の収集及び連絡

町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握することとする。

イ ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

町は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、仮置き場を確保することとする。

(2) 処理作業過程

ア 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

町は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3～4日以内には収集を開始し、7～10日以内には収集を完了することを目標とすることとする。

イ ごみの一時保管場所の確保

町は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、生活環境及び公衆衛生上十分配慮することとする。

ウ 県等への応援要請

① 町は、生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うこととする。

② 町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。県は、同協定に基づき、県内市町による応援体制を調整することとする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。

2. 処分

収集運搬した日常ごみは、所定の処理場等ごみ処理施設で処理するほか、必要に応じて、協定締結市町や他市町及び廃棄物関係団体に対し処分の要請を行う。

第2 災害廃棄物の処理

1. 実施責任者

災害による倒壊家屋、浸水家屋等から発生する大量の木材、家財等の災害廃棄物は、原則として所有者自らが、解体・処理し、町の指定する場所に搬入することが望ましいが、自ら処理する

ことが困難な場合及び道路等に散在し緊急に処分を必要とする場合には、町が実施する。
町は、仮置場等、撤去した災害廃棄物の搬入先に関する情報の提供を行う。

2. 収集・運搬

- (1) 災害時には、大量の災害廃棄物が排出され、一時期集中して処理施設へ大量に搬入され、その処理が困難となるため、必要により環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に仮置場を設置する。
- (2) 収集は、被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地区から順次実施する。

3. 処分

収集運搬した災害廃棄物は、現場又は仮置場において可能な限り分別に努め、処理量を少なくしたうえで、町の処理施設等で処理するほか、必要に応じて、協定締結市町や他市町及び廃棄物関係団体に対し処分の要請を行う。

また、処理費用については、「災害廃棄物処理事業費国庫補助金」を積極的に活用する。

アスベスト等の有害物については、特に処理作業に留意し、汚染物質の流出・発生を防ぎ、適正に処理する。

※ 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

4. 県等への応援要請

町は、近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合に「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。

県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

5. その他

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第3 し尿の処理

1. 収集・運搬

(1) し尿の処理は被災地の状況を考慮して、緊急くみ取りを必要とする地域から順次実施する。

2. 処分

し尿の処分は、原則として下水道終末処理場等において処分するものとするが、必要に応じて協定締結市町や他市町に対し処分の要請を行う。

3. 仮設トイレの設置

(1) 必要台数の把握及び設置場所

ア 上下水道の被災状況により、仮設トイレの必要箇所及び必要台数を把握し、設置する。

イ 仮設トイレは、まず避難所等公共施設に優先的に設置する。続いて、在宅の被災者のために公園等に設置する。

(2) 仮設トイレの設置基準

過去のデータから、概ね次の基準を目安として設置する。

設置箇所数・台数	必要とする住民当たりの必要数
仮設トイレの設置台数	1基/50人

〔出典〕避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府〈防災担当〉）

(3) 仮設トイレの調達

関係業者と早急に連絡をとり、必要数量を確保するとともに協定締結市町や他市町に対し提供を求める。このとき同時に次の物資の手配についても考慮する。

ア トイレットペーパー

イ 清掃用具

(4) 仮設トイレの管理

ア 設置場所の管理者及び自治会等の住民に対して、清掃等の管理を要請する。

イ 民間業者等に委託し、くみ取り及び消毒を行う。

第4 死亡獣畜の処理

災害によって死亡した家畜等の処理は、飼い主が自らの責任で行うものとするが、自らの責任で処理できない場合又は路上に放置されている場合には、住民の通報等により、町が処理する。

1. 処理方針

の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか、必要に応じて次のとおり行うものとする。

(1) 移動し得るものについては、適当な場所に集めて処理する。

(2) 移動し難いものについては、その場で個々に処理する。

(3) その処理については、公衆衛生上支障のないよう十分留意する。

2. 処理方法

(1) 埋却

穴を掘り、死亡獣畜を入れ、クレゾール石けん液及び石灰等を散布し、地表から深さ1 m以上の土砂で覆う。

埋却した場所には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

(2) 焼却

約1 mの深さを死亡獣畜掘り、薪を入れ、ロストル及び鉄板を置き、死亡獣畜を乗せ、さらにその上に薪を置いて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。

Ⅲ

災害応急対応計画

第1部

風水害応急対応計画

第9項 農地・農業用施設等応急対策計画

気象、水象情報の把握に努め、農地・農業用施設の管理者と共に、農地、農道、農業用ダム、ため池、用排水施設等の農業用施設の被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、災害発生時には関係機関と連携して各施設の被害状況の把握等、応急対策を実施し、営農体制の早期復旧を図る。

対策の体系

第1 災害発生の未然防止

第2 災害応急対策

実施主体

	担当部署	項目
町担当	建設産業部	(1) 災害発生 of 未然防止 (2) 災害応急対策
関係機関	兵庫西農業協同組合	町が行う農業関係被害調査、応急対策に関する協力農作物等の災害応急対策についての指導

取組内容

第1 災害発生 of 未然防止

1. 良好な施設管理

平常時から各農地・農業用施設の管理者と連携を図り、施設の定期的な点検を実施し、異常な兆候、危険箇所の整備に努める。

2. 災害発生直前 of 対策

(1) 施設の点検、監視

風水害の発生のおそれがある場合には、各農地・農業用施設の管理者と連携を取り、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関への連絡

施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、各農地・農業用施設の管理者と共に、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止

洪水の発生が予想されるような緊急な場合については、ため池、頭首工、排水機、水門等の放水等の状況を確認し、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ、必要な事項を県・関係市町（消防署を含む）・警察署及び関係機関に通知するとともに、地域住民に対して周知する。

第2 災害応急対策

農地・農業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急対策を実施する。

1. 被害状況の把握

県、兵庫西農協、関係土地改良区及び関係自治会と相互に連携し、農地・農業用施設等の被害状況を迅速かつ的確に把握し、その被害状況を取りまとめ、災害対策本部及び関係機関に速やかに報告する。

2. 応急対策の実施

(1) 関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

ア 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等二次災害の防止に努める。

イ 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

ウ 避難路、応急輸送路となる集落間の連絡農道、基幹農道の障害物の優先的除去と応急復旧に努める。また、通行が危険な道路については、通行禁止の措置を講じる。

エ ため池等の施設の管理者に対して、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じるよう指導する。

オ 被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

(2) 農地・農業用施設の被害が拡大するおそれがある場合は、県及び関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

(3) 農地・農業用施設の災害の状況を県及び関係機関に報告するとともに、「農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、速やかに災害復旧を図る。

なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、県及び関係機関と密接な連携の下、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手するなど、速やかな復旧対策を講じる。

第10項 義援金品の受入れ・配分計画

災害時に国民及び企業等から義援金品を寄託された場合、その受入れ及び配分を迅速かつ確実にいき、被災者の生活の安定を図る。

対策の体系

- 第1 義援金品の募集
- 第2 義援物資の受入れ・配分
- 第3 義援金の受入れ・配分
- 第4 広報

実施主体

	担 当 部 署	項 目
町担当	総 務 部	(1) 義援金品の募集
		(2) 義援物資の受入れ・配分
		(3) 義援金の受入れ・配分
		(4) 広報
関係機関	兵 庫 県	義援金の配分等
	関 係 団 体	義援金品の受領配分への協力

取組内容

第1 義援金品の募集

被災者に対する義援金品の募集を必要とする場合は、報道機関及び関係機関等の協力を得て、次の事項を公表するものとする。

1. 義援物資

- (1) 受入れ窓口
- (2) 受入れを希望するもの及び受入れを希望しない物資のリスト（被災地の需要状況を考慮し、同リストを逐次改訂するものとする。）

2. 義援金

- (1) 受入れ窓口
- (2) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

第2 義援物資の受入れ・配分

1. 受入れ

- (1) 災害発生後速やかに受入れ窓口を開設し、義援物資の受け入れを行う。
- (2) 義援物資の受け入れにあたっては、拠出者名簿を作成し、あるいは義援物資受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

2. 配分

- (1) 義援物資は、災害活動拠点等に保管し、配分基準を定め、一般物資と同様に配分を行う。また、配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。
- (2) 配分は、できる限り受入れ又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量等を考慮し、適宜配分時期を調整するものとする。ただし、腐敗又は変質のおそれがある物資については、迅速かつ適切に取り扱うように配慮する。

第3 義援金の受入れ・配分

本町に寄託された義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、町及び関係機関で構成される義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置し、義援金の受入れ及び配分を行うものとする。

1. 受入れ

- (1) 災害発生後速やかに受入れ窓口を開設し、直接義援金を受け入れるほか、銀行等に災害対策本部名義の口座を開設し、振込による義援金の受け入れを行う。
- (2) 義援金の受け入れにあたっては、拠出者名簿を作成し、あるいは義援金受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

2. 配分

- (1) 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、銀行預金等確実な方法で保管する。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。
- (2) 総務部は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。
- (3) 寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。
- (4) 総務部は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。

第4 広報

被災者等に対し、義援金品の配分経過について広報するとともに、義援金の収納額及び使途について寄託者及び報道機関等へ周知広報するものとする。

